

平成18年第3回瑞穂市議会定例会会議録（第4号）

平成18年9月17日（日）午前9時開議

議事日程

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

本日の会議に出席した議員

1番	安藤由庸	2番	篠田徹
3番	若園五朗	4番	浅野楔雄
5番	小川勝範	6番	藤橋礼治
7番	熊谷祐子	8番	堀孝正
9番	山田隆義	10番	広瀬時男
11番	小寺徹	12番	松野藤四郎
13番	山本訓男	14番	桜木ゆう子
15番	星川睦枝	16番	棚瀬悦宏
17番	土屋勝義	18番	澤井幸一
19番	西岡一成	20番	広瀬捨男

本日の会議に欠席した議員（なし）

本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市長	松野幸信	助役	福野寿英
収入役	河合和義	教育長	今井恭博
市長公室長	広瀬幸四郎	総務部長	関谷巖
市民部長	青木輝夫	都市整備部長	水野年彦
調整監	中島隆二	水道部長	松尾治幸
教育次長	福野正		

本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	豊田正利	書記	広瀬照泰
書記	古田啓之		

開議の宣告

議長（藤橋礼治君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は20人であり、定足数に達しています。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第 1 一般質問

議長（藤橋礼治君） 日程第 1、一般質問を行います。

個人質問の通告がありますので、順番に発言を許します。

11番 小寺徹君の発言を許します。

11番 小寺徹君。

1 1 番（小寺 徹君） 議席番号11番、日本共産党の小寺徹でございます。

市政に対する一般質問を行います。

2 点にわたって質問をさせていただきます。

まず第 1 点目は障害者自立支援法について、2 点目は柿の価格安定政策についての 2 点でございます。

障害者自立支援法につきましては、きのうの代表質問の継続として、今後、瑞穂市としてこれにどのように対応していくかということを中心に質問をしてみたいと思います。

その第 1 点は、現在、瑞穂市内の障害者の中で、施設を利用してみえる方は何人お見えになるか。その利用してみえる方が自立支援法施行に伴って、利用者の負担が多くなっておるのかどうか、その辺の実態調査をされたかどうかお尋ねをしたいと思います。

引き続き、質問席で質問させていただきます。

議長（藤橋礼治君） 市民部長 青木輝夫君。

市民部長（青木輝夫君） おはようございます。

小寺議員の自立支援法の障害者といいますが、施設に入所してみえる方の人数、また利用者の負担でございます。

現在、身体障害者関係では、入所者が 7 ヲ所に 9 名、それから知的障害者関係で、施設 12 ヲ所に 28 名、通所施設 9 ヲ所でございますが、12 名の 28 施設に 49 名の方が入所、また通所してみえるということでございます。

それから利用者負担はどれだけ増加したということでございますけれども、さきに申し述べました 49 名、個々にはまだ分析をしておりませんが、17 年度支援費で支払った金額の月の平均額と自立支援法施行後に支払った現在までの金額を月平均した金額で申し上げます

と、この49名全体で約62万 8,000円の増額となっております。単純平均しますと、1人月1万2,800円の増額となっておりますのでございます。

なお、この新制度の施行によりまして、退所される、また通所をやめられる方は、現在のところございません。

〔11番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 小寺徹君。

11番（小寺 徹君） きのうの質問では、市長の答弁では、この自立支援法の実施によって障害者、またその家族にどのような負担になっているか、実態を十分掌握していないということで、この自立支援に対する評価は今言えないということでしたが、まだ一部の調査の中でも負担が増加していると。今の報告では、通所の方で49名ですか、その方の月平均すると62万、1人にすると1万2,800円の増額になっているという答弁がございました。

こういう点で、今後さらに調査を進めていくと、利用者の負担の増がだんだんはつきりしてくると私は思うわけであります。そういう点で、さらに綿密な調査をしていただいて、障害者の家族、障害者自身の負担を軽減していくと、そういう措置もとっていく必要があると思うわけであります。

全国では、そういうことで現在も軽減措置をとっておるといふ市が幾つか出て、報道もされております。私の知っている報道の中によりまして、九州の大分市なんかでは、この自立支援法が出てから利用者の1割負担のあり方について、生活保護以外は負担ありき、それでは余りにも利用者に対して過酷であると。そういう点で、市民税の非課税世帯については、上限を3万7,200円にして、その下のランクを設けて、2万4,600円の軽減した負担にするというような措置をとるといふことがなされております。いろんな各市によってそういう軽減措置はさまざまありますけれども、そういう点で、今後、実態がもっと明らかになってくる中で、利用者の負担を軽減するという方向を検討する用意があるのかどうか、お尋ねをしたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 市民部長 青木輝夫君。

市民部長（青木輝夫君） 今後あるかということですが、実はこの自立支援法も、いわゆる介護保険法と同じようでございますけれども、この法律を走りながら制度を見ていくというような格好がとられるかと思えます。

実はまだおとついで、私の方に通知が来たわけですが、障害児の施設の入所、通所につきましては、就学前の障害児に対しまして、一般の子育て世帯との均等から、保育所の保育料程度の水準になるよう負担を軽減するというような通達も参りました。通達といいますが、連絡が来ております。また、所得の低い世帯について、さらなる負担軽減を行うこととしたという、まだ詳しい中身が来ておりませんが、そのような通達が私の方へ来ているわけでございます。

まだまだこれから走りがてら、法の解釈が変わってくるかと思います。ですから、私どももその様子を見がてら進めてまいりたいと思っております。

〔11番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 小寺徹君。

11番（小寺 徹君） 私の知り合いにも障害の子供さんを抱えた方がお見えになりまして、きのうちょっと電話で、自立支援法ができてから負担の増はどうなっていますかというようなお聞きをしたんです。そうすると、施設によってまだ自立支援法、きのうも市民部長の言われたように、自立支援法か、前の支援費でやるのかということを選択しておるという状況で、決断がしてないということで、今のところはまだ増はないけれども、説明によると、将来は利用者の負担増をお願いしなければならんということを経験の方から説明を受けておるといようなことも述べてみえますので、そういうことが今後どんどんふえていくと私は思うわけでありませう。

そういう点で、きのうの市長の答弁では、実態がはっきりしてきてから、自立支援法に対する見解を述べるということを行っています。見解を述べてさらに負担になった場合に助成制度、軽減措置を設けるということを考えてみるのかどうか、市長にお尋ねしたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 市長 松野幸信君。

市長（松野幸信君） いつも私、福祉のいろんな施策については、特定の自治体だけが突出してやるということではなくて、広域で、広い地域が同じ歩調をそろえてやるべきだということをおっしゃっておりますが、それとこの問題に対しても同じ考え方でいくつもりであります。

〔11番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 小寺徹君。

11番（小寺 徹君） 乳幼児医療の助成をどうするかという論議も、その論議をしてきて、今回、福祉医療制度の助成制度については、広域的なところをちょっと打ち破って横出して出されたということがあって、私はそういう市長の考えがさらに広がって、独自性を出していく方向になったのかなあということを思っておったんですが、また逆に今の答弁では下がってしまったという点で、どうもどこが本音かようわからん、そんな気がするわけでありませう。

そういう点で、市長の考えはそういうことだということをおきょうは確認し、私はこの自立支援法というのは、市長のきのうの中では、何をねらっておられるのかようわからんということをおっしゃってございましたけれども、これはこれはねらいははっきりしておると思うんですね。政府が障害者に対してお金を出すのを少なくしたいということが第1にあると思うんですね。そういう点では、この厚生労働省の資料から言いましても、国・県、各自治体の負担額が、この実施をすることによって800億円削減されるということが厚生労働省の資料でも出ておるわけでありませうから、そのねらいははっきりしておる。そういう点では、小泉内閣が障害者にまでも

このような負担を強いる。さらには、弱者である高齢者に対しても、ことしの住民税では老人控除を削減したり、年金の控除も削減して、大きな税負担をさせるというようなことで、弱者に対して負担を増す、その政策の中からこういうことが出てきておるということを私は申し述べておきたいと思います。

次に、2点目の質問に入りたいと思うんですが、この問題は、10月から本格実施になっていくわけですが、今、瑞穂市として運営している小規模授産所に対する補助の制度が変わってくるのかどうか。授産所に入所されてみえる方たちにも利用料の負担の増が今後影響してくるのかどうか、そのことをお尋ねしたいし、さらにこの法律の一環として、地域活動支援センターを設置するというので、どうもその地域活動支援センターが小規模授産所とドッキングするような方向が出ておるような気がするんですが、その辺はどうなるのか、お尋ねしたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 市民部長 青木輝夫君。

市民部長（青木輝夫君） 現在、市が運営しております小規模授産所でございますが、2カ所あるのは御存じだと思います。

従来、小規模授産所につきましては国の制度の対象外で、国より補助金がありませんでしたが、県による補助制度がございました。しかし、10月より自立支援法の本施行により、県補助も9月までの半年間分だけだと聞いておる状況でございます。

今後どのようになるかと申し上げますと、地域活動支援センターは市町村が行う事業、いわゆる地域生活支援事業といえますけれども、その中に組み込まれまして、市町村の障害者施策の一つとなりまして、国は補助金または交付税算入ということにより対処されるということでございます。一方、自立支援給付というのがございまして、これは国が負担金を出し、国の施策として行っていくことであるということをお聞きをいただきたいと思うわけでございます。

地域支援センターには、利用者数、職員配置数によりまして、1型、2型、3型に分かれております。当市の小規模授産所は、この3型に該当しますが、この地域活動支援センターへ移行しますと、国が先ほど述べました交付税において対処することになるわけでございます。

そこで、センターへの移行につきましては、当初、本年度は行わず、今後も国の動向とか県の動向を見きわめ、移行するかどうかを判断したいと考えているところでございます。

また、利用者負担につきましては、動向を見きわめてからとなりますので、当面は現在のやり方で行ってまいりたいと思っております。

〔11番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 小寺徹君。

11番（小寺 徹君） 小規模授産所、特に豊住園では、去年もその作業所の皆さんとの交流

の場がありまして、参加をさせていただきました。市長もその場に参加されて、あいさつの中で、入所された皆さんが非常に元気で入所され、そしていろんな出し物もやってみえることに対する歓迎と激励の言葉を述べてみえました。そういう点では、障害者も大変生活のよりどころとなっております。

ただいまの部長の答弁では、国の施策の方に変わりつつあるような方向だけれども、現行では現在の体制を維持し、利用者の負担も考えていないという答弁でございますので、ぜひそれは引き続きその方向を検討いただいて、もし変わっていくような方向がある場合については、利用されている皆さんとよく討論をしていただいて、合意をして、あまり不利益にならないような方向でぜひひとつ対処してほしいと思います。

次に、10月から本格的な実施がされるわけですが、そういう場合に障害者が使われる補装具なんかについての利用料も1割負担ということになってくるようではありますが、それに対して瑞穂市はどのように対応をされるのか。

さらに、もとす広域連合が運営している幼児療育センターもこの障害者自立支援法との関係で何か影響が出てくるのかどうか、お尋ねをしたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 市民部長 青木輝夫君。

市民部長（青木輝夫君） 10月から補装具の1割負担となるわけですが、障害者施設も1割負担となります。もとす広域連合が運営します幼児療育センターは、どのように対処するかということですが、補装具については、先ほど御質問の中でお答え申し上げましたとおり、これは自立支援給付に該当する部分で、国が行う部分を市が制度にのっとり行いまして、利用者に1割の負担をお願いしてまいりたいと思います。

もとす広域連合が運営します幼児療育センターにつきましては、4月からみなし児童デイサービス事業者となりまして、現在、正式に申請書を出されている段階であるということでございます。そして、利用者負担をいただいているところでございます。

また、1割負担ということになっておりますが、それぞれの収入によりまして4段階の負担上限額が示されておりまして、それらを超える部分につきましては、国・県・市において負担をしていくということになっております。この上限額につきましては、一番高いところで、先ほど議員が申されました3万7,200円になるわけでございます。

〔11番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 小寺徹君。

11番（小寺 徹君） 補装具についても1割負担になるということで、これはそうすると現在の利用体系もあって、それを規則か何かで変更してやられると、そういう形になるのかどうか、お尋ねしたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 市民部長 青木輝夫君。

市民部長（青木輝夫君） 規則対応云々といいますが、国の制度でございますので、それに乗ってやっていくということになります。

〔11番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 小寺徹君。

11番（小寺 徹君） 今後の障害者の施策について、国の方では秋までに障害者福祉計画を策定するというので、各自治体ごとにその策定計画の推進を提案しておるわけですが、現在の瑞穂市では、その策定の進行状況はどうなっているか、お尋ねしたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 市民部長 青木輝夫君。

市民部長（青木輝夫君） この障害福祉計画の策定期限につきましては、この秋まででなく、策定期限が今年度以内ということになっております。計画策定につきましては、県の策定と並行するような形で進めてまいる予定でございます。

現在、県レベルのスケジュールを申し上げますと、まず10月までに中間見込み量の把握、各市町村から吸い上げての把握、1月下旬に計画の素案作成、3月じゅうに策定となっておりますので、その県のスケジュールに合わせまして市の計画を策定してまいりたいと思っております。

〔11番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 小寺徹君。

11番（小寺 徹君） 自立支援法の問題については、問題はこれからもまだいろんな点で出てきますので、私は私なりに今後調査をし、また一般質問なり議会の中で取り上げて質問してまいりたいと思っております。

次に、2点目の質問にまいりたいと思っております。

2点目は、柿の価格安定政策についてでございます。

柿の価格安定政策については、梶原知事時代に県が柿価格安定基金の創設を決定いたしました。大変いいことだと私は思っております。どのような経過の中でこれが決定されてきたのか、お尋ねをしたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 都市整備部長 水野年彦君。

都市整備部長（水野年彦君） 私の方は、これは実は県の見解でございますので、県にお聞きしましたことにつきまして御答弁申し上げます。

平成10年に県、県農業技術センター、JA、生産者が一体となり、日本一柿王国推進プロジェクトを立ち上げ、「めざせ大玉うまい柿」を掲げて栽培技術の向上を図り、大玉率80%を達成して一定の成果を上げました。しかしながら、市場価格は低迷し、生産者の努力が価格に反映されていない状況です。

このような状況の中、柿産地における生産農家団体である柿振興会から、柿の価格が安定し、

安心して経営ができるような価格安定制度を望む声が高まってきた経緯があるとお聞きしております。

〔11番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 小寺徹君。

11番（小寺 徹君） 生産者団体である柿振興会の方から、そういうことで県へ要望し、県議会の中でもそういう振興会の要望によって、大野、本巢の出身の県議会の議員さんが去年の9月の定例議会で質問され、その質問に対して県が答えて、このような価格安定基金ができたわけでありまして。制度としては、財政負担を県が2分の1、生産者団体が4分の1、地元の自治体が4分の1という負担で、この基金を創設し、運用していくということになったわけでありまして。瑞穂市としては、この柿価格安定基金創設に対してどのように評価をされていたのか、お尋ねをしたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 都市整備部長 水野年彦君。

都市整備部長（水野年彦君） 柿産地構造改革支援基金としてスタートする前、この検討されていた価格安定基金の創設につきましては、当時、県からの市に対する説明及び意見聴取もなかったと認識いたします。その点で、この評価に対する答弁は控えさせていただきます。

〔11番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 小寺徹君。

11番（小寺 徹君） 県から相談がなかったということですがけれども、私も柿の生産者でありますし、生産者の立場からいえば、この柿づくりを継続してやっていくには、価格の安定というのは非常に重要な課題であります。農業の場合は、価格は自分で決められないわけですね。相手任せという形になってしましまして、その場その場の価格によって、労働者では自分たちの賃金が決まると。相手任せだということになってしまっていて、交渉もできないということでございますので、こういう制度として若干の価格安定で、価格が安いときにはこの安定基金からお金を出して生活の基盤、また柿づくりの経費を補っていくということが必要だと、非常にいい制度だということで、私は評価をしておったところでございます。

しかし、知事選挙がありまして、知事がかわられて古田知事になったという中で、17年の6月議会で補正予算で、発足の当初の目的は柿価格安定基金だったんですけれども、柿産地構造改革支援に変わってしまったというのが事の経過でございます。なぜこのように変わったのか、お尋ねをしたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 都市整備部長 水野年彦君。

都市整備部長（水野年彦君） この件につきましても、やはり県の多分政策総点検、見直しの中で決まってきたということございまして、県からお聞きしたことにつきまして御答弁いたします。

価格安定制度では、個々の農家に対して価格補てんを行う内容であり、生産振興上根本的な解決にはつながらないことから、産地みずからが目指すべき方向を考え、市場価格が著しく低落した場合でも、産地みずからの構造改革への取り組みが継続できるように、その取り組みに係る経費の一部に関して助成する事業に変更されたものであり、基金が交付されない場合でも、産地における取り組みはみずからが継続されるものと県からお聞きしております。市の方もそう考えております。

〔11番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 小寺徹君。

11番（小寺 徹君） 古田知事が当選されて、県政の中で政策の見直し、総点検運動をされてきたということは、新聞報道でも聞いております。新聞報道の中では、ここまで見直すことに手をつけられておるということは私は全然知りませんでしたし、振興会の役員さんたちが、去年は柿の価格が非常に低価格であって、この価格安定基金が適用になるような状況が発生し、どのようにしていくかということで、実はこれは変わってしまっておるぞということを知ったということで、振興会の役員さん自身も、あまりこのように変わったということはどうも理解していなくて、また県の方からも相談を十分されていなかったようでございます。

市の方にも、そんなことでこのように変わるということでの県からの相談といたしますか、打ち合わせはあったのかどうか、お尋ねしたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 都市整備部長 水野年彦君。

都市整備部長（水野年彦君） そのような相談はないと認識しております。

〔11番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 小寺徹君。

11番（小寺 徹君） 主体は県で、財政的には2分の1ということで持っておりますけれども、あと4分の1は生産団体と地元の自治体ということで、こういうときには当然相談をしながら決めていくというのが本来の姿じゃないかと思っておりますので、そういう点では県の方の気持ちもあると思っておりますので、ぜひひとつ県の方へも一言、そのことは申し添えていただきたいと思います。

そういう点で、発足が価格安定基金、構造改革基金に変わった経過はわかりましたけれども、そういう中で去年は非常に価格が安くて、この価格安定基金が適用になるような状況になったわけでありまして。それで、柿産地構造改革支援基金というのは、価格安定基金的な、価格が低迷したときに助成をする、そういう性格をこの基金の中で帯びて、運用面でそういうことができるのかどうか、その辺はどう考えてみえるか、お尋ねしたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 都市整備部長 水野年彦君。

都市整備部長（水野年彦君） 価格安定という考え方は、あくまでも生産者の立場でいきます

と確かに構造改革基金をとすることは思われますが、やはり柿の果物ということですね。野菜という考えと果物、リンゴとかほかの果物に比較しまして、やはり柿というのは産地ではございますけれども、果物という展開で、安定基金という考えになると、我々も少し違っておるといえる考えはございます。

〔11番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 小寺徹君。

11番（小寺 徹君） そうしますと、柿産地構造改革支援基金というのは、どのようなときにこの助成金を生産者なり振興生産団体へ支給するのかわかるのかどうか、そこはどのような形になっておるのでしょうか。

議長（藤橋礼治君） 都市整備部長 水野年彦君。

都市整備部長（水野年彦君） もともとこの基金の造成に係る基準がございまして、当該年産価格が補償基準価格を下回った場合に、その差額の10分の8に相当する額に交付数量を乗じた額で交付されます。あくまでも当年度の額が過去9年間、上限下限を引いた平均価格の一定の価格から基準をしまして、当該年度の出荷による価格の差額に対して差ができた場合に発令するということです。

〔11番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 小寺徹君。

11番（小寺 徹君） 今答弁がありましたように、この基金の発動といいますか、そのお金を構造改革支援基金に使うとしても、前年度と比べて価格が安いときしか、一定の基準があって、それで安いときしか使えないということでは、本来の構造改革というのは年々計画的にやっていって構造改革をしないかんのですけれども、この構造改革基金と、要するにお金を使うときの基準は非常につじつまが合わないと思うんです。そういう点では、この基金の使用についても弾力性を持っていくことが必要ではないかということをお私に思っておるんです。

ことは、去年の柿価格の低迷によってこの基金が適用されて、議会の答弁では1,200万ほどこの基金から出て、瑞穂市の振興会がそのお金をどう使うかということいろいろ議論をし、生産者の経費を助けるということで、肥料や農薬の価格に対して助成をしていくという措置をとったわけでありましてけれども、私はその価格安定基金的な性格もこの中に含んでおるといえる立場でありますし、そういう点では肥料・農薬の経費に助成をするという形の使い方も、この基金の中では容認されるんじゃないかと私は思っておるんですが、それに対して市長はどのようにお考えですか。

議長（藤橋礼治君） 市長 松野幸信君。

市長（松野幸信君） 基本的には、私はあくまでも富有柿の産地の力をつけるための基金だと思っております。そういう点で言いますと、この基金は生産される柿の品質を上げていく、ブラ

ンド力をつける、あるいは柿を生産するためのコストを下げっていくための改善・改良というものに使われるべきだと、こういうふうに考えております。

それで今のお話の点は、これは途中で物の考え方が変わった、現段階におきましては、前初め基金をつくるときに、抛出された方々の動機も、価格安定的な性格を非常に大きく見て、生産者の方も自分たちの負担を抛出されたと思いますので、今年度の支出については、前の考え方もある程度まで加味しなければならないだろうという判断に立っておりますが、これからのこの基金の運用については、あくまでも構造改革に使っていただくべきであると、このように思っております。

〔11番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 小寺徹君。

11番（小寺 徹君） 構造改革基金という事業目的も、県の方の資料でいきますと、市長が言われたような事業目的になっておりますけれども、生産者の立場から言えば、そういう点で発足が価格安定基金から出発して、それが見直しによって変更になったけれども、その中には価格安定に対する施策の内容も含んでおるということで、私はやっていく必要があるんじゃないかということを思っておりますし、さらにまたこの基金を使うときには、価格が安くなったときしか使えないということですから、その辺は市長の言われる計画的な構造改革に使うということもなかなかできないという点での矛盾もあると思うわけであります。そういう点では、今回の補正予算では構造改革基金を瑞穂市が4分の1の負担をしていただくということで、補正予算には上げていただきましたけれども、上げていただいたことに対して、使用には先ほど市長の言われたしっかり縛りがかかった形での支給だと理解をしていかなければならんかなと思っておりますし、何かそのような話もお聞きするわけですが、この辺はまたひとつ、一人ひとりの考えと見解が違うということで、これからも議論の対象にしていきたいと思いません。

以上で一般質問を終わらせていただきます。

議長（藤橋礼治君） それでは、続きまして7番 熊谷祐子君の発言を許します。

7番 熊谷祐子君。

7番（熊谷祐子君） おはようございます。

議席番号7番、会派改革の熊谷祐子です。

藤橋議長の許可を得まして一般質問を始めます。

私は、通告に際しまして2点、瑞穂市の子育て支援策、特に学童保育について、松野市長の考え方と施策を問う。もう1点、瑞穂市の下水道計画についてを通告いたしました。

まず下水道計画の方について少し触れたいと思っておりますが、先に本日使う資料の配付をここでお願いしてもいいでしょうか。

それでは、配付しなかった資料は、学童保育のことに關してですので、そのことを始める最初に資料配付をしていただきます。

まず、私は通告の第1点目、瑞穂市の下水道計画について少し触れたいと思います。

昨日、会派改革の堀議員が瑞穂市の下水道事業について、松野市長のこの4年間にわたる、町長時代から数えると13年目にことしなるわけですが、この下水道事業について問いただきました。資料の配付が、質問の後で配付されましたので、この内容について少し確認をしていきたいと思います。昨日、議会在終了した後、議員の方々と執行部の皆様には配付されたと思います。これについて確認しておきたいと思います。

確認する点は2点です。

第1点、瑞穂市の下水道事業が他の自治体に比べて大幅におくれているということ、これは具体的には汚水処理人口普及率が県内21市中断トツの最下位であることを指摘しました。40%に達するか達しないかです。最新のでは、どういうわけか37%台に下がっております。昨年は40%まで行っていました。他の自治体は、すべて70%以上です。これだけの差があるわけですから、これを指摘なさいました。

また、第2点目として、旧穂積町で行われた市内別府処理区のコミュニティ・プラントの事業費の方が旧巢南町西処理区の特定環境保全の公共下水道より高かついた事業であることを指摘いたしました。この2点について、まず資料が渡った後ですので、市長の確認を求めたいと思います。

以下、質問席で行います。

議長（藤橋礼治君） 市長 松野幸信君。

市長（松野幸信君） 今御質問の2点についてお答えさせていただきます。

瑞穂市の中の下水の整備というものがおくれている理由は、明確に申し上げまして、終末の用地の確保が非常に困難であるということが最大の理由であります。その後、あとはスケジュールの中で財政とのバランスをどうするかという問題ですから、おくれているという基本的な理由としてはそれが最大であるということです。

それから、事業費の話でございますけれども、私はコミュニティ・プラントの選択は間違っていないと思っております。なぜかといいますと、きのうの御議論では、投下資金だけの議論をしておられます。あとの運転経費でどちらが高いかどうかという議論が外れております。私どもは、下水というのを一つの事業としてとらえておりますので、投下資金だけじゃなしに、あとの運転経費までトータルで見て、どの方法が最も有利であるかということで判断をしております。

〔7番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 熊谷祐子君。

7番（熊谷祐子君） 第1点目のおくれているについては、私は理由を聞いたわけではございません。おくれていることをお認めになりますかという質問でございました。これは、おくれているということでした。

あと、経費につきましては、トータルで見た場合、維持費も含めて、これは別府処理区、コミュニティ・プラントの方が高かったということは言えないという御回答でしたね。はい、わかりました。

次に、子育て支援の質問に行きたいと思いますが、先立ちまして資料の配付を議長に求めたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 熊谷君に申し上げます。

この資料は配付を許可します。

〔資料配付〕

〔7番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 熊谷祐子君。

7番（熊谷祐子君） 資料につきましては、途中使うときに見ていただくようお願いいたします。傍聴の方々に申し上げますが、傍聴の方々に対して資料配付が現在のところ認められておりませんので、私は長い間、傍聴の経験があるわけですが、数字が次々と出てくるときに大変わかりにくく、ついていけませんでした。そのために、ぜひ資料が欲しいと思い続けてまいりましたが、今後、瑞穂市議会の中で検討課題となっておりますので、傍聴の方々には本日のところはこの議場においては認められておりませんので、お許しいただきたいと思います。

以下、続けます。

会派改革では、瑞穂市になって4年目、松野市長の4年間、町長時代から続いて13年目ですが、これにつきまして諸事業の検証をしていくという姿勢でこの議会に臨んでおります。一つは下水道です。いま一つは、私の課題としている子育て支援について検証させていただきます。特に、通告では学童保育を上げさせていただきました。

まず初めに、市長にお尋ねいたします。

この4年間の子育て支援策、特に学童保育について、どのような基本的な考え方で進められ、どのように具体的な政策を進めてこられましたでしょうか。特に強調したい点、ポイントを簡潔に御答弁ください。よろしく申し上げます。

議長（藤橋礼治君） 市長 松野幸信君。

市長（松野幸信君） 学童保育の問題というのは、放課後の子供たちの居場所づくりだと認識をしております。ですから、家庭の事情がどうだから、その子供たちをどうするとか、そういうふうにごとに区別をした、環境によって区別をした保育というのは考えておりません。

〔7番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 熊谷祐子君。

7番（熊谷祐子君） よくわかりました。国の流れとしましては、居場所づくりというのは政策としてきちんとありまして、これは後ほど述べさせていただきますが、また学童保育の流れも別個にございます。市長として、その大きな流れ、意味を御存じないはずはないと思われませんが、後ほど触れるといたしまして、では質問を続けさせていただきますが、松野市長は、学童保育というのはどういうものであるか。国としては別の流れがあり、法律の基準というのもきちんとあります。学童保育については、どういうものであると御認識なさっておられるか、お尋ねいたします。

議長（藤橋礼治君） 市長 松野幸信君。

市長（松野幸信君） いつも私、申し上げておりますように、人生には一つの段階があるということを申し上げております。子供の時代に子供たちが学ばなければならないこと、身につけなければならないこと、そういうものが子供の時代にあるわけでございます。それを、やはりその時代に合った形で身につけてくれる環境、それをいかに整備するかということがポイントだと思っております。

〔7番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 熊谷祐子君。

7番（熊谷祐子君） 私の学童保育についてのお尋ねで、今のようなお答えでございました。とするならば、学童保育、つまり学童保育というのは、母親が働いていて、そういう事情・理由で保育、家庭教育に欠ける子を対象としているわけですが、この子供たちにつきまして、子供時代に学ばなければならないこと、身につけなければならないことをどう学ばせるか、身につけさせるか。保障しなければならないわけですから、その点についてはどのようにお考えになりますでしょうか。

議長（藤橋礼治君） 市長 松野幸信君。

市長（松野幸信君） それが今の問題であるわけですし、一番の基本は、本来家庭でいろいろと教えていくべきです。そういうことで、今の働くことというか、家庭に保護者の方がいない場合にどう対応するか。この対応というのは、やはり私は地域のコミュニティーとか、そういうところでしっかりと抱えていくべきだと、このように考えております。

〔7番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 熊谷祐子君。

7番（熊谷祐子君） 現在、学童保育は例規集にもきちんと放課後児童健全育成事業として位置づけられ、公設公営であるという市の方針です。コミュニティーでやらなければならない部分はもちろんあることは承知しておりますが、市として、公としてやらなければならない部分があるということ、この1点についてどのように考えられるか、お答えください。

議長（藤橋礼治君） 市長 松野幸信君。

市長（松野幸信君） 現在は、子供たちが昔と違いまして自由に動き回るといふか、暴れ回る場所というのは非常に少なくなってきております。そういう意味で、子供たちが今のような形のものでいくための場所というものは、しっかりとつくっておいてやる必要があるという認識です。

〔 7 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 熊谷祐子君。

7 番（熊谷祐子君） 合意に至った気がいたします。公設の公というものは、何を設置するのかという、場所を設置すると、これによろしゅうございますね。

国の学童保育の歴史というのがあるわけですが、簡単に触れます。

国では、そもそも学童保育というのは先ほど申し上げましたように、働く母親たちが自主的に始めました。これは戦後すぐのことです。都会では1950年代から自主的な学童保育が始められました。戦後、男女同権になり、女たちも仕事を持って働くようになりました。こういう親たちがふえて、政府に強く働きかけ、1998年、児童福祉法が改正されました。21条の4で、学童保育が公の事業として位置づけられました。公の事業として位置づけられたということは、親たちが勝手にやっている事業ではなく、国と市町村、地方自治体はこの事業の推進に責任を持たなければならないことになったわけです。この後、社会福祉事業法、子どもの権利条約、男女共同参画社会基本法、また新しくは次世代育成支援対策推進法というふうに、幾つもの法律で学童を自治体がしなければならないとして位置づけられています。まずこのことを確認しておきたいと思います。

次に、瑞穂市として学童保育がどのような動きであったかを申し上げたいと思います。

旧穂積町でも旧巢南町でも、学童保育というのはありませんでした。平成15年5月1日からの合併を前に、3月に親たちの動きが大変急でした。別府保育園の延長保育を受けていた母親たち10数名が、小学校1年生にそろって上がった場合に子供が困るということで、当時の松野町長に学童保育をつくってくださいと要望したことから始まりました。

このときの松野町長の返答は、私はこのときに指導員としてかかわったものですから、よく存じておるわけですが、当時結成されましたみずほ放課後児童クラブ規約、これは平成15年4月7日現在で出ております。4月7日現在で出るということは、ここに書かれている内容は3月までの内容が出ています。市としてどのようにこのお母さん方に返事をしたかと申しますと、町長さんの現在の方針、行政としては新市誕生とともに発生する新人事のもと、市の運営としての放課後児童クラブのためのプロジェクトチームを発足させる。ここに対象児童の保護者もメンバーに入ってほしい。市としては、早くても2学期からとなる。1学期の間、どうしても必要な子供たちのためには、「現在ある施設（話し合いで総合センターとなった）を

利用して（小学校に空き教室はないということであった）、保護者たちの運営でしのいでほしい」と書かれています。つまりこの段階では、とりあえずは親がやってほしい。市としてどのようにやっていくかは、瑞穂市になってから、放課後児童クラブのためのプロジェクトチームを発足させるので、それまでは、つまり1学期の間です。親たちがしのいでほしいと。

なお、続けてこうなっています。市としてやるのは、町長さんや福祉生活課、教育委員会の方々からも、「市となってからであり、正式には2学期からとなるということです」と、このようになっています。

この段階で、私は福祉センターで20人近くの子供たちを1学期の間見ました。2学期からは、とても総合福祉センターの中の2階とか5階でしたわけですが、元気のいい、ほとんど男の子が多かったんですが、男の子たちを一部屋に閉じ込めて、廊下に出さないようにしてくださいというようなことで、相撲なども一緒になって取りながら、大変な思いで指導員として、もう一人の方と務めました。

2学期からは、駅西会館に移動するというので、私はそこで正式な指導員と交代をいたしました。

まずもって、市が発足する前、ちょうど同じ松野町長でいらしたわけですから、この回答に間違いがなかったかどうか、御回答ください。

議長（藤橋礼治君） 市長 松野幸信君。

市長（松野幸信君） 今のお話は、少し解釈に違いがあると思います。しのいでほしいというのは、あなた方で適当にやっておいてくれという意味ではなくて、場所の設定についてしかるべき場所を探すまで、とりあえずここで狭いけれどもしのいでほしいということで、要するにあなた方で勝手にという意味とはちょっと違いますので、その点だけは誤解のないように理解していただきたいと思います。

そして、現実の立ち上げというのは、今のお話のように2学期になったということも間違いのないと思います。

その間に、私どもとしてはどういう体制でどうしていくかということをお相談申し上げながら結論を出したと、こういうことでございます。

〔7番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 熊谷祐子君。

7番（熊谷祐子君） ということであれば、母親たちも松野市長の、そういう意味の御回答を間違ってたったようです。ここに書いてあるとおりに受け取れば、2学期からは市がやるというふうに母親たちは受け取っておりましたし、これを読む者も、そのように受け取ります。

さて、市長選が行われました。松野市長は、この議場にも議員席に見える山田隆義議員に1,272票差で勝って、初代瑞穂市長になりました。

この後、放課後児童クラブ、瑞穂市の学童保育がこの3年半の間にどのような経過をとり、現在、どのような実態であるか、検証させていただきます。

実は一昨日の夜、突然に牛牧小校下のお母さんが、非常にタイミングがいいわけですが、突然でしたが、私の家に見えました。せっぱ詰まった思いでした。私は話を聞いていて、本当によくその気持ちがわかりました。このお母さんは、今回、土・日議会が開かれるということ、そしてこの議場で私が子育て支援、特に学童保育のことについて発言をするということを聞き及んで見えたわけです。

このお母さんは、3時間半にわたり、夜中近くまで家で切々と訴えられましたが、結論を先に申し上げます。瑞穂市の学童保育は公設民営だと言われる。しかし、民が運営せよという前に、まず公設とは一体どういう意味なのか。公の設、設置というが、何を設置するのか。これを市に議会で問いただしてほしい。この文言は、お母さんが言ったとおり、どうやってほしいんですかといって聞きただして、そのとおり書きとめたものです。ただいまお聞きしたように、公設の公が設置するというのは場所のことであるという松野市長のお答えでした。私もそう思います。

次に、この公が設置している学童保育の場所について話を進めさせていただきます。

瑞穂市放課後児童健全育成事業実施要綱にこのように書いてあります。この要綱は、保護者が労働等により昼間家庭にいない瑞穂市内の小学校の低学年児童（以下「放課後児童」という。）に適切な遊び及び生活の場を与えて、健全な育成を図るための事業を実施することを目的とする。先ほどの長の御回答のとおり、場を与えるということですね。この場につきまして、実情、実態として問題点を四つ指摘したいと思います。

まず1点、どこの学童保育もすべてが常時使えるわけではない場であるということです。保障していないわけです、場として。

2点目、適正規模ではない。狭い。これは年々狭くなるわけです。

3点目、学校から遠い。これは、安全・安心を大きく損なう危険があるわけです。

4点目に、補助金の問題があります。この補助金の問題は、場のこととはちょっと違いますが、後に仕分けして指摘したいと思います。

まず最初の3点ですが、牛牧小校区について指摘したいと思いますが、ここは3月までは公設公営でした。これが1月の時点で、市から、4月からは公設民営でやってくれと言われました。牛牧南部コミュニティーセンターつどいの泉は、毎月第3月曜日が休館日です。この点につきまして推進課職員は、この第3月曜日も学童をやってほしいという希望者がいるなら、子供たちを防災センターまで歩いて行かせてくれ。自分たちで防災センターの館長と会って話をつけてくれ。おまけに、民営だから税務署との関係も出てきますので、そこのところもよろしくと言われたそうです。この役員の方たちが防災センター館長と会って交渉しました。毎月第

3月曜日は北部を貸してほしいと。すると、行事があるときはだめで、そこを押しますと、11月は行事があってどうしてもだめです。また、そこを押して交渉して、1年分の防災センター利用許可申請書を全部1年分、確保したそうです、出して。これは、平日の話です。つまり、常時使える場を市は確保しなかったことになります。親にやらせたことになります。

なぜ、この親がせっぱ詰まって、一昨日の夜に私のところに来たかといいますと、この日に保護者会があったのだそうです。夏休みの反省会を開きましたら、このような話が出て、矢も盾もたまず家に来たということですが、どういうことかと申し上げますと、夏休み中の学童保育について話し合いがあったわけです。夏休み中の計画表の中に、きょうはプールの日とか、きょうは何する日とかあるわけですが、散歩の日というのがあったそうです。ところが、夏休みが終わりまして、この散歩の日というのは、つどいの泉が貸し館で使えない日、あそこに和室が4部屋ありますが、これが使えないので、あらかじめわかっているのに散歩の日にしたということです。これが9月15日、おとといの保護者会で判明したそうです。

ただいまは牛牧小校下のことを申し上げましたが、これは穂小校下、校区の駅西会館もいつも聞いております。あそこは地域のコミュニティーですね、集会所になっております。あそこでお通夜やお葬式が行われることがあります。緊急です。そうすると、きょうは総合センターへ行ってくれと。現在、あそこは40人の子供が登録しています。これの連絡だけでも本当に大変だということでした。その日の夜だけのこともあり、お葬式も含めて2日のこともあります。

以上2点、まず常時使える場が市は公として設置していないのではないかと。このお母さんの言葉どおり申し上げますと、公設のはずだ。公の役割は一体何。公が場所を確保すべきだ。公設のやるべき分まで民がやっているではありませんか。まず、公がやるべきことをちゃんとやってください。公が役割を果たしていないのに、どうして民が役割を果たさなくてはならないのでしょうか。このとおり言ってくださいと言われました。これについて、松野市長の御認識を、こういう実態があるということを御存じだったかどうか、お答えいただきます。

議長（藤橋礼治君） 市長 松野幸信君。

市長（松野幸信君） 何か今のお話を聞いていますと、随分、ちょっと厳しい言い方かもしれませんが、お母さん方のわがママが過ぎているような気がいたします。

1年間のうちで、そういうことも世の中にはあるんです。そういうときにどう耐えるかということも、子供たちの一つのしつけではないでしょうか。私はそういうふうに認識します。

現実、駅西会館のお話なんかは、私、聞いております。そのときは子供たちは静かにしていなさいとか、外で遊びなさいと。いろんな形で、それに対応するような子供の時間の過ごし方を工夫しておられると聞いております。

〔7番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 熊谷祐子君。

7番（熊谷祐子君） それは、工夫せざるを得ないわけです。私は親に対して、世の中はいろいろであるから、そういうときにどう耐えるかが子供たちの教育であるというお答えでございましたが、市としての姿勢を伺ったのです。話を進めます。

場として、公が場の設置、公設の役割を果たしているかの2点目、適正規模であるかということです。これは、年々狭い状況になっていくわけです。未来の子供たち、瑞穂市次世代育成支援行動計画には、七つの小学校区に、1カ所30人定員で210人が目標であると設定していますが、全くコミュニティーの実態を無視した設定ではないでしょうか。どうして穂小校下と西小や中小が同じ設定なのでしょう。初めから無理があります。

現在、穂積小校区、駅西会館は既に40人になっています。30人を10人も超えています。来年の春はもっとふえると思います。牛牧小校区も、現在16人から17人の間だそうです。夏休みは18人だったそうです。つどいの泉の館長さんも、これ以上は面倒を見られないと、私にもそのように話されました。南小につきましては、きのう星川議員の質問に市長がおっしゃいましたとおりです。既に手狭になっています。南小につきましては、立ち上げ時は附属幼稚園、これは校内の施設でした。次に、そこが使えないとなると北側の民家に移り、次に今度は三つ目として、この民家も手狭になって、もうお引っ越ししなければならない。この適正規模について、どのような御認識ですか、松野市長に伺います。

議長（藤橋礼治君） 市長 松野幸信君。

市長（松野幸信君） 今の30人のどうのこうのという、私はこれは一つの計画として、絵をかく段階での話でありまして、それぞれの施設の状況というものは、実態をにらみながら考えていくべきでありまして、穂積小も30人だから、30人分の場所があればいいということは考えておりません。現実、南小の場合も、一番初めお話があったときは、5人か7人ぐらいのお話だったんです。それぐらいならここで預かれるだろうということです。だから、逆に言いますと、そういう子供の居場所に大勢の子供たちが集まってくれるということが、むしろ逆に非常に意味があると思いますので、それは逆に大勢が集まってくれる場所というもの、だから、そこが子供たちの学びの場というものにより、うまく充実させていく必要があるのではないかと、このように考えております。

〔7番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 熊谷祐子君。

7番（熊谷祐子君） 大変甘い見通しであると申し上げます。五、六人で大丈夫だろうと思ったというのは、本当にそう思われたのでしょうか。

ましてその上、松野市長の御方針で、学童保育だけでなく、居場所づくりの場としても、近所の子供たちが来たら面倒を見ようという設定です。この人数の問題につきましては、後ほど皆様に配付させていただいた資料で指摘したいと思います。

もう1点、場として公がきちんとした場を設置してるかの三つ目、遠いということを問題にしたいと思います。

先ほど申し上げましたように、安全・安心の観点から、これは非常に危ないわけです。この点につきまして、国は放課後子供プランというのを打ち出しました。昨日も出ましたが、放課後子供プランというのは、きのう教育長さんに御説明いただきましたので、概要は皆様におわかりだと思いますが、簡単に言えば、今までの居場所づくり、これは市長のお考えの居場所づくりではなくて、国が文部省として打ち出した居場所づくりの事業です。それと厚労省が事業としてやる学童保育を一体化、あるいは連携してやるという、これがまず1点ですね。それからもう1点は、学校を使う、これが大きく打ち出されています。つけ加えるならば、教育委員会が主導で下さい。福祉関係と連携を組みなさいと、こういう指摘です。

この点につきまして、きのう今井教育長は、よく読みましたら、新聞報道とは随分違うと。読売新聞8月29日でしたか、新聞報道にすべての学校で来年から行うとさきに報道されたものですから、これは確認しますと確かに違うわけです。しかし、よく読みますと、こういうプランです。きのうの篠田議員とのやり取りは詰めていない甘さがありますので、ここで指摘させていただきます。

経過を申し上げます。

まず第1に、2月10日の段階で、厚労省、文科省から通知が出されています。地域子供教室、学校と学童保育の連携強化の通知、近年の急激な少子化や核家族化の進行に伴い、放課後等における児童・生徒の安全な活動の場や、多様な活動の実施が強く求められます。この観点から、これが出てきたわけです。この中では、余裕教室を初めとする学校諸施設の積極的な活用に努めること。保健室、体育館等、学校の諸施設の弾力的な使用に努める。これが2月10日です。この段階で、管内の市町村、市町村教育委員会に対し、周知を図るよというのが都道府県に来ております。ですから、もう昨年度のうちに教育委員会はこれを把握していたのではないかと思います。

次に、5月9日、3ヵ月後に、放課後子どもプランという名前がついてプレス発表がされました。これにつきましては、内容をまず申し上げますと、こういうふうになっています。学校の空き教室を積極的に活用して、放課後児童クラブのない地域をなくすのがねらい。現在、全国で学童保育は2万3,000ある小学校の中で1万5,000しかされていないわけです。60%台だと思います。まずこれをなくすというのが目的ですから、学校でできないところ、または日本の学童保育の歴史は非常に民の力が強かったわけですから、この通達、計画が発表されたときに、ずうっと学童保育を築いてきて、すばらしい学童保育をやっている地域もたくさんあるわけで、こういう地域からは全部学校へ持っていかれるのか、居場所づくりと一緒にされるのかという不安の声がありました。

これについては、川崎厚生労働大臣がこのように答えています。学校よりすばらしい場所で既にやっているところは変えなくてもいい。我々は、まずやっていないところを全部埋めてしまおうと思っているということです。ですから、2月10日と5月9日の両方合わせますと、早急に学校でやる必要はないと。まずやってないところがやりなさいということですが、行く行くは学校でやるが基本です。このことは、8月29日に、読売新聞はこれを読んで、この8月29日の時点で報道したものですから、少しずれが出たんだと思うんですが、8月29日の概算要求にもこのように書かれています。放課後子どもプラン、二つの事業を全小学校区で実施と。内容をきちんと把握していただけたでしょうか。

まずやっていないところはやりなさい。将来的には、安全確保と非常に幅広い子供の活動のために、学校施設を使う方向でいきなさいということです。

今まで申し上げましてきましたが、瑞穂市では、学校は使わない、コミュニティー、地域でやりなさいという松野市長の御方針で来ました。しかし、実態、実情からは、コミュニティーの施設でやるということは、今3点申し上げましたが、大変無理があるわけです。ですから、既にもうコミュニティーでの学童保育の活動を充実させているところに比べますと、瑞穂市の実情から言いますと、学校でやるようにという国の方針は、母親たちにとっては大変ありがたいわけです。

この点につきまして、私は議員になって3年目ですが、この学校は珍しく小学校の校舎が増築、改築もありますが、増築しなければならないような状態です。もちろんこれは少人数学級の関係もありますが、子供の人数からいってもそうです。このときに、既に16年度は本田小学校、今年度穂積小学校、来年度南小学校、続いて牛牧小というふうに、小学校の増改築が行われます。これに外からかぎのかかる一部屋、学童保育用、またはPTA用でもいいんですが、これを設計の段階に入れてくださいと申し上げても、教育長さんにも、そのようなことを考えての増改築ではありませんという御回答を議会で受けております。

瑞穂市の実態と国の方針からかんがみれば、これからの瑞穂市にとって学校内でやるという選択肢に向けて、ぜひとも検討しなければならない課題であるという御認識が教育長さんにおありでしょうか。教育委員会が主導でという通知もあるわけですから、この点について教育長のお考えをお聞きしたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 教育長 今井恭博君。

教育長（今井恭博君） この放課後子どもプランにつきましては、昨日、篠田議員の方から御質問をいただきました。そのときにも申し上げましたように、私たちが今入手しております資料は、来年度の国の予算にかかわっての概算要求段階での資料で、情報提供という形で私のもとにもある部分が届いております。これにかかわりましては、きのうも若干のコメントはいたしましたけれど、何せ現時点においてはそういった情報提供という内容でございますので、明

確な返答といえますか、また軽々な答弁というのがなかなかできないというふうに思っております。しかしながら、一つだけ私どもの思いを語らせていただきます。

議員御指摘のように、2月の通知、それからたしか5月9日でしたか、会見のものと、全部私も承知はいたしております。あのことがあって、実は各教育委員会、教育長の中でも、これについてはいろいろ物議といえますか、論議が既にございます。そういった中でございます。この文部科学省、あるいは厚生労働省が出してきた方向、多分その方向で行くだろうと思っておりますけれど、これは非常に難しい問題を抱えているという御認識だけは皆様をお願いしたいと思えます。

熊谷議員さんは、従来からこの関係を学校でやるべきだというよりも学校でやれという御主張、それが市民の声ですよという御主張でございます。例のパブリックコメントということがございますが、議員さん方もまさに市民から選ばれた方20人だということでございます。ですから、また議員さん方のそれぞれの御意見も大きなパブリックコメントとして受けとめたい思っております。きのうは、篠田議員さんの方から一つの提言をいただきました。これも一つの考え方だろうと思っております。

内容的には、小学校の目的というものがございます。小学校は、心身の発達に応じて初等普通教育を施すことを目的とする、これは御承知の学校教育法でございます。いわゆる教育という機能を持ったものが学校と。今回の案というのは、教育という機能を持った小学校に福祉の機能を兼ね持たせるというものということでございます。現在、教育委員会としては、小学校はこの初等普通教育を施すという機能を中心に考えております。ただ、今度は教育委員会主導でこの方向で考えよというような中身でございますので、今のところ読むに。そうしますと、学校を教育の機能のみならず、福祉の機能として学校を扱っていくんだと、これにかかわりまして、各議員の皆様方はどういうふうに考えていかれるか。その中身は、5時、6時の保育のみならず、夜7時までのというような中身もどうもあるようでございます。それを今度は教育委員会サイド主導で考えよと、そういったことでございます。ですから、きのう篠田議員の御質問に対して、私、思いつくままに9点ほど、課題を申し上げました。という状況でございませぬ。

〔7番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 熊谷祐子君。

7番（熊谷祐子君） 細かい議論はお答えを求めておりませんので、2月10日の通知の段階で、もう既に教育長はそれを受けとめ、そして他の教育長さんたちとも話し合っていると。しかし、いろいろ難しいと。そのお答えで十分でございませぬ。

以上、私は常時使える場が公として設置してない。適正規模でない。安全な場所ではない、つまり遠いですね。こういうことから、公としての役割を果たしていないのではないかと申し

上げました。放課後子供プランを学校でどのようにしていくかについては、徹夜でも、教育長さんや市長さんと私は話し合いをしたいという気持ちであります。

1点だけ申し上げますと、学校に福祉を持ち込むのか。きのうの市長の御答弁でも、学校は教育をする場である。放課後児童クラブのようなものを学校へ持ち込むと、学校の教育が損なわれると明言なさいましたが、子供の生活というのはすべて教育です。夜でも教育です。母親たちは、24時間、手探りの教育をしなきゃならないんです。そういう母親たちを助けていただきたいんです。まして、このまちはよそから来て、核家族で子育てをする親が多いんです。そういう瑞穂市なんです。私もその立場でしたから、よくわかります。その母親たちを公として、ぜひ助けていただきたいんです、税金を使って。ということをお願いするにとどめます。

残り時間が少なくなりましたので、さっき四つ目に少し触れましたお金の問題について触れさせていただきます。

このお金の問題につきましては、2点、プロジェクトチームとして政策推進室がことし解散されたと聞きましたが、担当課に聞きましたら、実情は既に去年もうなかったというようなことを聞きましたが、とにかく二、三年はこれに何千万円もお金を使いました。

子育て支援もその中に入れ、特に学童保育を入れました。3年間の監査資料を取り寄せてこのお金の計算をしてみますと、学童保育について、この中から使われたお金が何千万円分の10万円単位でしかありません。非常にお金を使わないということを指摘しておきます。

もう1点、補助金の問題です。

平成15年度、県から8万7,000円の補助金が出ていましたが、保護者会への助成金はなしでした。平成16年度、県から、多分これはもとは国からも来ていると思うんですが、54万円出ていましたが、民営の親へは18万4,000円だけでした。平成17年度は、ことし決算が出ているわけですが、国・県から、これは大幅に増額されましたので207万円出ています。207万円分、保護者会へ行ったのは47万3,000円だけです。この点につきまして、担当課にただしましたら、こういう回答でした。なぜ補助金をもっと親に渡せないのか、明確な説明はできない。しかし、市としても居場所づくりの人員を派遣し、この指導員が学童の子供も見ている。また、特に南小の民家などお金をかけているから、そちらに充当させていただいたというお答えでした。これは、公設の問題ではないでしょうか。公として、市がお金を出すのは当然だと思います。働いている親たちが、自分たちで学童保育をやるというのは、どれほど大変なことであるか。補助金の関係でも、このような扱いを受けているわけです。

時間がなくなりましたが、お渡しした資料をごらんください。大変細かくて恐縮ですが、ここからわかることは、まとめのところを見ていただいた方がわかりやすいと思いますが、これは改革のチラシでも結論だけ載せさせていただきましたが、学校を一つも使っていないというところは21市中3市のみです。瑞穂市が入っています。また、民営でやっているところは6市

ですが、この中に瑞穂市が入っています。つまり、民営かつ学校を一切使わせてもらえないのは21市中瑞穂市だけです。私は、ほかのところで学校を使っていないところもあるわけですから、そういう学校のすぐ横に児童館があるとか、公民館があるまちもありますから、岐阜市はほとんどそうですが、そういうところでやっているなら学校にこだわらないわけです。なぜ学校というふうに親が、私が申し上げるか、実情、実態から申し上げているわけです。

もう1点、この資料から、一番下のところですね。これも親がこの資料を見て発見いたしました。瑞穂市は1年生から3年生まで1,643人いて、学童の登録児数が97人、つまりたった6%の子供が学童保育をしているわけです。本巣市はこれが15%になります。北方町も15%です。このまちの方が人口、子供の数が多いのに、都市化しているのに、半分以上しか面倒を見ていないということです。先ほど松野市長の適正規模に関する御認識が余りに甘いというふうに申し上げましたが、このまちの子供たち、お母さんたちは、学童保育を利用したいと思ってもできないわけです。だから、人数が少ないんです。

申し上げ足りないところもございましたが、最後の結論を申し上げます。

瑞穂市長になられてことして4年目です。来年6月1日からは新しい市長になられるわけですが、下水道事業においても、子育て支援事業においても、余りにお粗末であった。最後に本当はお聞きしたかったんですが、来年6月1日からも、もし松野市長が出られても、子育て支援についてはこの方向で行くかどうか、御見解を伺いたかったんですが、私の下手な進行で時間がなくなりましたので、これは宿題にさせていただきます。

時間が来ましたので、終わります。

議長（藤橋礼治君） 議事の都合により暫時休憩いたします。

再開は11時にします。

休憩 午前10時50分

再開 午前11時00分

議長（藤橋礼治君） ただいまの出席議員数は20人であり、休憩前に引き続き会議を開きます。

16番 棚瀬悦宏君の発言を許します。

棚瀬悦宏君。

16番（棚瀬悦宏君） 議席番号16番、会派の新政会、棚瀬悦宏でございます。

議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

第1点目は、誘致企業と誘致について、第2点目はまちづくり法について、第3点目は家庭教育の新聞報道について、第4点目は財政運営について、以上の4点であります。

まず初めに、誘致企業と誘致についてお尋ねします。

企業誘致は、将来の税収入がふえてくることと、雇用の創出と経済波及に大きく結びつくものであり、旧穂積町と旧巣南町の両町で力を入れてきたと思います。

企業を誘致する当初は、地権者、その他大勢の関係者で町ぐるみで協力されてきたと思いますが、当初の企業誘致に対するお考えはどうだったか、その辺をお尋ねしたいと思います。

質問席へ移りますので、御答弁のほど、よろしく申し上げます。

議長（藤橋礼治君） 市長 松野幸信君。

市長（松野幸信君） 企業誘致の問題でございますが、各自治体ともそれぞれの町の活性化を進める場合の一つの手段として、企業誘致というものは絶えず検討しておるということで、活性化のためには非常に大きな要素であるというふうに認識しております。

その効果としては、今、棚瀬議員が御指摘のように、地域の人たちの働く場所づくり、それからもう一つは市の財政に対しての貢献という2件ではないかと、このように思います。

〔16番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 棚瀬悦宏君。

16番（棚瀬悦宏君） 市長の御答弁、ありがとうございました。

やっぱり瑞穂市の活性化ということでは、企業誘致は当然必要だということでございますが、これから瑞穂市の、前に4月にもあったわけでございますが、総合計画基本構想の位置づけということで、産業の振興のため、また活性化のために企業誘致を進めるということでございますが、その辺のところは今の状況の中でどうなんでしょうかね。景気の低迷がありまして、いいところはいい、悪いところは悪いということも企業の誘致したところではありますが、まずもってその辺のこれからの誘致の考え方というものは、今までの紡績工場とか、そういうものじゃなくて、業種の選択があったり、DNAの鑑定と一緒に、いろいろ業種が違った、別の観点から業種を選べるようなことができるところがあるのか。また、そういう工業における土地というのがあるのか。それはなしで、今後進める場所があるんだから、基本計画の中にのせているよということになるのか、その辺のところをお尋ねしたいと思います。よろしく申し上げます。

議長（藤橋礼治君） 市長 松野幸信君。

市長（松野幸信君） 企業誘致は、先ほど申し上げましたような点で非常にメリットのあるものでございますけれども、誘致の仕方というもの、それはやはり全体の情勢というものも見ながら、慎重に十分対応しなければならないと思います。

今までの一連の流れを見ておりまして、華やかではありますけれども、特定の産業に集中した形で、大きな企業をばんと一発誘致するというのも、そのときにはいいんですけども、長い目を見た場合にどうだろうかというようなことも言えるわけでございます。現実の問題としまして、今一番話題になっております北海道の夕張市なんかは、炭鉱ということですからしく発展したまちでございました。最盛期は人口12万まで伸びてきております。現在は1万を切るというような状態まで衰退してある。その産業の動向がまちの運命を決めるというようなこ

ともあるわけございまして、また関西におきまして、守口市なんかでも、大きな企業の状況の変化によって大きな影響を受けております。そういう点で、瑞穂市の場合を考えてみますと、ずうっと一連の企業が誘致されてきておりますけれども、現在のここへ来まして、繊維関連の誘致した企業というものはすべて振るわないと。何と申しますか、廃業した企業もございまして、撤退した企業もあるというような状況になってきております。その後、誘致してきましていろんな企業というものは、またそれなりに業績を上げてきております。

そういうふうで、大きな時代の変化の中で、それぞれの企業へいろんな影響を受けますので、それが自治体にもいろんな形で影響を受けるということを見ながら、私どもとしては考えていかなければいけないと思います。

あるまちの話でございますけれども、そのまちなんか、うちに来ておる企業群というのは、特定の業種に偏っていないから、景気の変動とか、そういうようなものについての影響は極めて少ないというような発言もしておられるということもありまして、私はなるだけ誘致する企業というものは、業種が非常に多岐にわたった方がいいだろうと、こんなふうに思います。

しかし、瑞穂市の現在置かれております現状から見ますと、まず第1番に、大きな規模の面積を集めることとか、一カ所で獲得することが非常に難しいということが1点。

それから、一般に企業誘致と言われますと、どうしても2次産業、製造業関係が重点に物が言われますけれども、製造業関係が工場として成り立っていくためには、地価が非常に高くなり過ぎておるといようなことで、結局瑞穂市にはいろんな企業の進出の話がございましてけれども、現在ある話の重立ったものとしては、第3次産業と言われるサービス業中心という形になってきております。このあたりも、果たしてどうなんだろうということも考えながら、まちづくりは考えていかなければいけないと。要するに企業誘致に余りにも偏在したまちづくりでも、あまりいいことではないだろうと。もっと多面的なまちづくりを考えるべきではないかと、こんなふうに思います。

〔16番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 棚瀬悦宏君。

16番（棚瀬悦宏君） どうもありがとうございました。

企業誘致には、第3次のサービス業を中心ということもいいということもおっしゃいましたけれども、私はこういう情報社会の中では、新しい、先ほど言いましたように遺伝子の導入のようなITの関係とか、そういう活力のあるものを持っていくようなアタックはできないのかどうかということを思うんですが、これも相手があつてのことございまして、そういうので、紡績とか景気の低迷で行かれた場所に入る努力を、そういうものがあつたときには、そういうところへ打診をされたことがあつたのかどうか。なければいいんですけども、一つのこれからの考え方としてちょっとお尋ねしたいと思いますが、よろしく願います。

議長（藤橋礼治君） 市長 松野幸信君。

市長（松野幸信君） 既に進出してきております各企業の、その土地についてどうというような形で行政として動いたことはありません。そのあたりの土地の利用について、こんなことを考えているがというような御相談を受けて、その場合にまちとしてはどう考えるかというようなことは申し上げたことはありません。

〔16番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 棚瀬悦宏君。

16番（棚瀬悦宏君） どうもありがとうございました。

それじゃあ、工場跡地の利用について、これから紡績の跡が二、三あったわけで、それも堀越紡績なんかは跡地を利用されたということで、また市も買って給食センターというようなことになったわけですが、そのほかの、今、名古屋紡績等が跡地の関係で、後で私がまちづくり法についてお尋ねしたいと思ったんですが、その辺の地区的な関係がある。まちの顔の一番大事なところで、紡績会社が閉鎖したということになりますと、地域の商店街、それぞれ住んでいる方々も非常に人が少なくなったということになると、大変な影響を与えているということと、まちの顔だったところがそんな状態になるということに深刻に私は今思っているんです。その辺のところをはっきり、そういう地域の、一番市役所に近い跡地でございますので、それはどういう御指導があるのか。また、あとどのような計画をなされているのか、そういうことをちょっと知りたいと思うんですが、いろんな情報がありましたらお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

議長（藤橋礼治君） 市長 松野幸信君。

市長（松野幸信君） 今の御質問は、名古屋紡績さんの件かと思えます。

名古屋紡績は、穂積町といたしましては誘致した企業の第1号でございます。そういう意味では、まちの今日までの歴史の中で一緒に歩んできた企業でございまして、その動向というものは我々としても注視して、注目して見ていかなければいけないと、このように考えております。

名古屋紡績さんは、御存じのように昨年操業を停止されました。そして、その跡地の活用についていろいろと御検討されておるようでございますが、まだ最終的な結論にまで至っておりません。その間に、またいろいろと周囲の方々に関係のあるような事項とか、そういうようなものがある程度名古屋紡績さんから御相談があった段階では、また皆様方に開示し、お話しも申し上げていきたいと、このように考えておりますが、現段階におきましては企業内での検討事項でございますので、ちょっと公表は避けさせていただきたいと思えます。

〔16番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 棚瀬悦宏君。

16番（棚瀬悦宏君） 市長、どうもありがとうございました。

企業のことだからと、誘致企業が、前は税の免除を多少しておったと思うんですがね。それ以降から税の免除をしていたということで、それ以上に税収が、誘致してからはずうっと自治体も税が入ってようやく、非常に貢献していただいたということになっているんですね。それでチャラになったというんじゃなくて、いろんなことで、前に申しあげましたように、そういう関係者がいろいろ努力された、地権者がどうのこうのという問題も、やっぱり過去には歴史が出てくるので、そういうところを何もなしでいいのか、指導的なものが多少なけな、何かあるような気がするんですが、その指導的なものはないのかどうか。本当の指導的な、そういうことをちょっとお聞きしたいなと思うんですが、よろしくお願いします。

議長（藤橋礼治君） 市長 松野幸信君。

市長（松野幸信君） 御指摘のように、名古屋紡績さんを誘致いたしましたときには、工場誘致条例に基づきまして、固定資産税の減免とか、そういう便宜も図っております。そういう意味では、私は町としてともに歩んできた企業だと思っておりますので、操業を停止されましたときには、はっきりと申し上げておりますことは、誘致企業として来ていただいて、また町としてもそれなりにいろんな点で事業の展開について御協力も申し上げてきたはずですので、一般の方々のような形じゃなしに、この跡地の活用については、町がこうした場合にはどうなるんだとか、そういうようなことも絶えず考えながら計画をしてくださいと。そして、それなりにまたいろいろとまちづくりにプラスに働くように、いろんな点でまたお願いしたいし、私もそういう意味ではいろいろと注文をつけさせていただくこともありますということ、はっきりと申し上げておりますし、先方さんも、要するに穂積町というか、現在の瑞穂市との御縁ができた経緯というものは十分に承知しており、それを踏まえながら検討してまいりますという御返事をいただいております。

〔16番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 棚瀬悦宏君。

16番（棚瀬悦宏君） どうもありがとうございました。

企業の内部的なところまで入ることは、ちょっと私も難しいと思うんで、このことは中心地にあるという考え方は私の中にありますので、次の第2点目に、そういうまちづくり法の中で一遍そういう区域内のことで説いてみたいと思いますので、その辺のところをまたよろしくお願いします。

また、まちづくり法の中心の市街地のことで、全国的に空洞化していくところ、また市街地の本当に中心が、駅前なら駅前の商店が消えていく。そういう中心街が消えるところで、これは全国的な話なんですね。そういう空洞化していくところの法律が、昔のようにまた戻ってきた、大型店が外にはでかしていかなよと、大きなところから離れて。そして、今度はだめだよ、

今度は中の方へ、中心街をもう一遍掘り起こして、まちの顔をもう一遍戻せと、こういう議論のまちづくり法なんです。そういう議論なんです。そういう議論で、きのうでしたね、澤井議員が代表質問でしましたまちづくり提言の中で、大垣共立さんと日本政策投資銀行さんが提言された穂積駅のまちにすばらしいビルを建てたり、集約して集積をつくって、もう一遍やり直したら、高齢化のためにはこういうまちがいいよと、こういう話になってきたんです。そういう提示ですね。

そういうことが、市長はその提示については、やっぱり名古屋を中心に考えていくと、魅力のあるまちが、もう少し観点が皆さんに考えていかないかんとというようなことでおっしゃったと思うんですが、私は長い間、駅前に住んでおいて、駅前周辺の考え方が私なりに根底にあるんです。その過去の歴史を見て、私のやってきた歴史もあるんです。その中に、あそこにも企業がなくなったんですね。日本石油の後。そこへコミプラができてきて、町内でいろんなことを話しながら、今のコミプラをやってきたんです。そして、まちをどうしよう、こうしようとしながら、そしてまちが空洞化してくる姿。そして、今度は名古屋紡が消えていく。そういうところで、駅の乗降客はふえたという状況であるわけです。

きのうも一番私、気になったんですよ。きのうは堀議員が、コミプラについての補助率が公共に比べて補助が低いとか少ないとか、そういう話じゃなかったんですね。それは別府区の中で、あの町の中で本当に協議して、何をやるかということ、地元でコミュニティーで考えたんです。それを、あれは他県より安いという話をされたで、私はびっくりしたんですね。そういうまちづくりについては、いろいろまちづくりという考え方を私なりに考えてみたんですね。

まちづくりって何だろうなあと、こういうふうにしたので、きょう特に朝から思ったことを書きとめてきたんですよ。ちょっと考えたんですが、まちづくりというのはどっちにしても自分が勝手に考えるんですね。自分のいいところだったら自分のいい方を考える。まちづくりというのは、基本は何だと思ったら、自己中心にならないのということが基本だと思うんですね。そういう考え方になりますと、自己中心的に走れば、人のこともわからないようになる。何のことを言っているんだと。きのうも政争の具にするなよと、こういう気持ちになってしまったんですが、やっぱりまちづくりは身近な人間のかかわり合いで、ゆったり自然とかかわり合っていくんだなあと。そういう思いやりから始めるんだと思っておるんですよ、私は。

私は、人と自然、人と物、人と人との関係で、まちは見直していくんだというふうに思っていますので、ひとつそういう真理がありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、要らんことをしゃべっておると時間がなくなるということでございますが、まちづくり三法というのは、8年を経て改正都市計画法、中心市街地活性化法、大店舗立地法の三つの法律でなされておるということで、生活の環境が狂ったり、空洞化するようになったり、まち全体のシフトが同時に郊外出店規制によって大型店の関係が規制されてくるということ

ございます。その一つに、中心街の活性化法の改正案では、中心市街地にスーパーなど新たな事業者が出店しやすくなるために、住民の方と話をしたり、環境の調査をしたりという、短縮化してはっきり移住の促進をし、商業誘致で生活の利便性を図っていくならいたということでございます。

この趣旨は、中心市街地がまちの顔としての役割を果たしてきたが、残念なことに車社会の進展とともに各施設の郊外移転、大型店の郊外展開により空洞化が進行してしまったということでございますので、そういう全国的な問題ということで、この活性化法がなったということでございます。

瑞穂市においても、この法律を利用して、地域が一つになり、活性化ができるものがあるかどうか、お尋ねしたい。その要素があるのか、活性化法に基づいた要素でやっていけるかどうかということをお尋ねしたいと思います。よろしくをお願いします。

議長（藤橋礼治君） 都市整備部調整監 中島隆二君。

調整監（中島隆二君） 今、棚瀬議員から御質問がありましたまちづくり三法の見直しの件に関しましてお答えする前に、一言述べさせていただきますと思います。

今回、発覚しました県の裏金問題につきましては、県職員の一員として強く責任を感じております。行政全般に対する信頼を大きく損なったことに対しましては、瑞穂市民の皆様、それから県民の皆様に深くおわび申し上げます。どうもすみませんでした。

それでは、まちづくり三法の見直し、今、棚瀬議員が法の経緯について述べられました、重複するところもございますが、ちょっと述べさせてもらいたいと思います。

まちづくり三法につきましては、中心市街地活性化法、改正都市計画法、大規模小売店舗立地法の、いわゆる三法でございますけれども、これは平成10年、当時、全国的に中心市街地の衰退が進んでいった状況を打開するため、法整備されたものでございます。その後7年経過しておりますが、全国的には一向に改善が図られないという事態を受けまして、国におきましてはそのさまざまな原因等を議論し、町中のにぎわいを回復すべく、今回まちづくり三法のうち、中心市街地活性化法、並びに改正都市計画法の見直しを行ったものと認識しております。

見直しの要点としましては、従来の拡散型都市構造の流れにブレーキをかけ、中心市街地のコミュニティとしての魅力の向上や、住宅、事業所、文化施設、病院、学校、役所などの公共的施設などの重要な都市機能を市街地の中心部に集積する集約型都市構造へアクセルをかけるため、都市計画用途区域におけるゾーニングの強化、国による中心市街地の活性化に関する基本計画の認定制度の創設、予算に対する選択と集中の強化、いわゆる中心市街地への重点配分、税制等の支援措置が含まれておる中身でございます。つまり、これは各自治体が中心市街地の活性化に対して抱えているそれぞれの課題に対して、まちとしてどのような方向性を持ってどう対応し、解決していくのかを主体的に考え、行動していく上で、国・県・市町村・

民間の責任の明確化と協調を示したものと考えております。

瑞穂市としましては、現在の状況、今後どのようにまちづくりを進めていくかが一番重要な課題となっているわけですが、これにつきましては本年3月に瑞穂市第1次総合計画を策定し、抱えている課題に対して、将来のまちづくりの方向性を示しているところでございます。

これからのまちづくりは、自治体が主体となり、みずからの選択と集中により進めるべきと考えております。瑞穂市としても、JR駅前周辺地区の中心市街地を具体的にどのように進めていくかを考えるには、まずは市民の皆様と十分議論し、そして計画し、決定をしていく必要が先決だということでございます。その計画を実施していくために、今回の中心市街地活性化法を役立てるという必要性を考えております。

あくまでも今回の法律につきましては、特に本瑞穂市がどのようにまちづくりをするかをまず十分議論し、そしてその中で必要なものをこの活性化法に基づいて役立てていくということが市の基本でございますので、御理解をお願いしたいと思います。

〔16番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 柵瀬悦宏君。

16番（柵瀬悦宏君） どうもありがとうございました。かたい御答弁をありがとうございました。

市街地の中心については、市長もきのうお答えしていただいておりますので、大体、自分のまちの顔ということをおもっているのかと、顔はどこにあるかと。顔は瑞穂市に三つも四つもあるのかなと思うので、総合計画の新市建設計画の中に、我がまちの顔は駅だとなってますが、もっと変わってもいいのかなどうか、その辺もちょっとお尋ねしたいんですが。

議長（藤橋礼治君） 市長 松野幸信君。

市長（松野幸信君） まちの顔はどこにあるかという話でございますけど、一番人が集まり、集い、行き来する場所じゃないかと思えます。そういう視点でとらえれば、駅周辺は瑞穂市の顔であるということはいえます。

私は、まちづくりというのは、全体の都市計画の中で考えてみた場合に、一つの家庭と一緒に思うんですね。だから、そういう意味で見ると、駅は完全に玄関だという考え方で、皆さんがそれぞれの自分の家庭の玄関をどういうふうにするかとお考えと同じような考え方で臨んでいかなければならないと思えますし、またいろんな施設によっては、居間の性格を持つ場所もあるでしょうし、また一般の家庭の中ですと、それぞれの個室的な性格のところもあるでしょうし、いろんなそれぞれの性格を考えながら、またまちづくりを進めていかなければならないと、こんなふうに思います。

〔16番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 棚瀬悦宏君。

16番（棚瀬悦宏君） どうもありがとうございました。

次に、第3点に移りたいと思います。

家庭教育の新聞報道について質問させていただきます。

8月29日に基礎学力開発センターが、全国1万800小・中学校の校長を対象に、7月と8月にアンケート調査を実施し、回収率35.4%の回答を得てわかったことは、小・中学校長の9割が家庭での基本的しつけの欠如、教育力のない家庭の存在、保護者の利己的な要求が学校教育の深刻な障害だと考えていると新聞報道に載りました。

三つ子の魂は百までと言われ、親のしつけ、教育のよしあしが生涯つきまとうこととなります。家庭教育についても、学校教育と並んで重要であると考えますが、瑞穂市ではどのように取り組んでおられるか、教育長にお尋ねしたいと思います。よろしくお願いします。

議長（藤橋礼治君） 教育長 今井恭博君。

教育長（今井恭博君） 議員御指摘の調査結果は、私どもも入手をしておりますが、今ありましたように、「家庭での基本的なしつけが欠如している」については90%、特に「教育力のない家庭がある」については91%、これが深刻であるという調査結果であったということは、私たちが真剣に受けとめなければならないと考えております。

現在、さまざまな形で起きている青少年問題を見ると、家庭教育の重要性は非常に大きいものがあるにとらえております。

また、教育基本法改正案の第10条に、家庭教育の条項が新たにつけ加えられるといった案になっております。これについては、賛否両論あるところかと思いますが、あえてこの条文として取り上げたところに家庭教育の現状という背景があるにとらえなければならないと思っております。

教育委員会としましては、家庭の教育力向上を目指した家庭教育学級の充実という視点で、次のような取り組みを行っているところでございます。

1. 小学校、中学校の保護者を対象にした全小学校、全中学校での家庭教育学級の実施、2. 幼児期、就園児の保護者を対象とした幼稚園等での家庭教育学級の実施。この1、2につきましては、各家庭教育学級への補助金を予算化しています。特徴としましては、かつての教育委員会主導の運営から、各団体で運営委員会を組織し、企画・運営・予算・予算執行までを自主的な運営でという方向でお願いしたということでございます。教育委員会は、各家庭教育学級の運営委員を対象とした指導者講習会の開催、講師の紹介などのサポートを行い、自主運営で内容の濃い家庭教育学級を目指して取り組んでいただいております。

3としまして、乳児期、未就園児の保護者を対象にした家庭教育学級の実施。これは、昨年度試行し、今年度から市民部とも連携した事業として本格的に立ち上げました。予算も確保し、

2会場、合計6回の開催をしています。乳幼児を持つ親さんが子供の世話、保育の心配なく参加していただけるように、託児所を開設するといった配慮もしたところでございます。

4番目としまして、妊娠期の親を対象にしたパパママくらの実施。これは、保健センターと教育委員会の共催で行っています。ここにも、家庭教育に関する講座を位置づけています。

このように、妊娠期、乳児期、幼児期、児童期、生徒期と、子供の年齢に合った家庭教育学級の開催をしていくという、一応一貫した体制を整えたところでございます。

ただ、この中で課題になりますのは、本当にこの家庭教育学級に参加してほしい方の参加がなかなか得られないというのが本当に大きな課題でございます。そういった点で、これのみならず、啓発活動というものも行ってあります。その一つとしまして、家庭教育手帳、これはそれぞれの年代ごとにすべての親さんに渡すという体制をとっております。このピンク色は「どきどき子育て」、乳幼児を対象にした手帳です。乳幼児健診の折などに保護者に配付しているものです。「わくわく子育て」、これは小学校入学時に全保護者に配付しているものです。これは「いきいき子育て」、これは小学校5年生になったときに配付し、中学校卒業までの家庭教育のあり方について保護者の方々にわかりやすく書いたものでございます。これ、なかなかいい中身でございます。本当にこれを読んでいただきたいという投げかけを私としておるところでございます。

最後に、これは私の思いでございますけれども、家庭教育は元来、家族間の教育だと思っています。家族のそれぞれの立場と責任においてなしていくこと、これが家庭教育だと、そんなふうに考えます。そんな立場から、家庭の責任、家族の責任、この意識をより深めていくと、そういった方向で教育委員会として今後とも取り組んでいきたいと考えております。

〔16番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 棚瀬悦宏君。

16番（棚瀬悦宏君） 教育長、どうもありがとうございました。

非常に緻密にはやっていらっしゃると思うんですが、そのうちは家庭まで周知されていくといいと思うんですが、なかなか今私も申し上げましたように、まちづくりには自己中心的になる方がいるところもあるんで、家庭も自己中心的だったら、何も人の言うことに耳を傾けないというふうになると、お子さんにいろんな影響を与えるんじゃないかと思っておるんで、そのいいものを見ても、本当に読まれるかなあという心配をしておるんですが、それはその人個人のことになりますので、できるだけそういう場に出てくださいといいなあと思いますので、そういう場に参加していただけるように、ひとつ御努力のほどお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

最後になりましたが、財政運営についてをお尋ねします。

総務省が8月29日に公表した市町村の財政健全度を示す指標「実績公債費比率」が報じられ、

その比率が18%以上の市町村が3県、5割上回るとのこと。公共事業に起債を発行すれば、調達コストの上昇など一定の影響が出ます。

後年度に公債費の比率が上昇して財政構造を悪くすることは、市長の所信表明でも言われておりましたけれども、次のことについてお聞きしたいと思います。

国の財政におんぶにだっこの時代から、地方分権の時代ですが、先ほども補助金、補助金とあるんですが、その補助金の事業を行うという考え方が、市長も時々言っていらっしゃるんですけども、そういう税金は高い方からいただく。そして、福祉の方へ、弱者の方へ行く。そういう公平性がそれでいいのかという考え方も、どこで線を引くかというのが、私は心配しておるんです。そういう議論をしていくと、ちゃちゃもちゃちゃになってしまうので、その辺の考え方をお聞きしたいと思います。市長をお願いします。

議長（藤橋礼治君） 市長 松野幸信君。

市長（松野幸信君） 財政の運用といたしますが、まちとしての事業の展開というものは、御指摘のとおりだと思います。要するに国が言うているから、あるいは法律があるからと、そういうことじゃなくて、そのまちとしてどうするのがいいのかというところから施策は考えていかなければいけないと思います。

そして、その施策を進めていく中で、現在あるいろんな制度を利用できないかという形で、そのあたりを今度は財政面で考えるべきだと、こんなふうに思っております。

ですから、いろんな施策を展開するときのスタートは、まちとしての必要なんだ、またそれが将来に向かっていいのか悪いのかというところからスタートすべきだと、このように考えております。

〔16番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 柵瀬悦宏君。

16番（柵瀬悦宏君） どうもありがとうございました。

考え方はそうであろうと思っておりました。よろしくをお願いします。

それから次に、今、財政破綻した北海道夕張市、自治体で赤字隠しの疑いが出ているところが浮上したわけですが、県庁の裏金問題等で、今調整監が非常によろしくをお願いしますというようなことですが、そこで一番、県がやればみんな市町村もやっているかなと、こういうことになります。そういう信頼度が失われるということは、間違いない。そういう信頼度を私どもは一番、だれでも相談すると、おまえんとこやっておらんかというのが一つの話し方の筋だと思います。そういう筋は筋でいいんですけども、私は合併して間もない瑞穂市ですから、きれいなものだと、こう思っていますので、いいですけども、多少はそういうものは、やっぱり行政というのは、私の考え方ですよ。一つは、会計上の問題から言いますと、歳入と歳出ですからね、行政がやっていることは、財産管理というのはできていないですわな、

本当のことね。財産管理というのは、本当の企業会計でいえば、現金は預かり金なんですよ。それも財産管理。現金であっても、預かり金であっても財産管理なんですよ。そういうのが抜けておるところが、この自治体だと思うんです。これはぱっと見ただけで、頭見たらぱっとわかるんです、私もね。そういうものが、やっぱり歳計外で出てくるということは間違いない、どこでもあると思うんです。

そういう歳入歳出の経理ですからね。財産が管理されない。職員の方々は、そういうことを忘れておる、会計を忘れておる。会計は企業会計であるというならば、現金は預かり金ですよ。それまで財産を管理する、こういうシステムにするとわかりやすい。これは、私が指摘しても、みんな出てこない。やっぱり預かったものは預かり金というふうに出てこないからね。そういうことですから、そういう流れはあるということですが、ただ私は、そんなことは自分の考えで言っておるんですけれども、それは後で議論の中であればいいんですけれども、そんなことよりも、県がそういう裏金の関係が出たときに、政策の総点検をやったんですね。やったら、自分とこの点検は裏金で出たかわかりませんが、出なかったと思いますが、要は総点検されたものが、瑞穂市で単年度のあれで事業ができなかったとか、そういうものが多少あるんじゃないかと思うんで、その辺のところがあればお尋ねしたいと、こう思います。よろしく願います。

議長（藤橋礼治君） 市長 松野幸信君。

市長（松野幸信君） 県の裏金問題がえらいところへ飛び火しましたが、歳出を操作して、正規の経理以外の支出を行っておるというような事実はないというふうにはっきりと申し上げられると思っております。

それじゃあ、瑞穂市は全部いいかという話になりますと、これもはっきり申し上げておきたいと思えます。歳計外現金というのがもう一つ、一般の会計以外に実は現金があるんです。それはどういうことかといえますと、職員皆さんから個人負担金の保険料とかそういうものをお預かりして、今度は保険の協会というか、そういうところへ送るという作業とか、あるいは公衆電話の料金をボックスから集めて、そして電話料の請求書が来たらそこからお金を払うとかいうような形の、一般の会計とは離れた現金の授受というのもやっております。そういう業務があります。その業務の中で、この金はこういう性格の金で、預かっておるんだということがわからないお金が実はあります。それで、それをどう処理するかということは、合併以降の一つの宿題として残っておるわけでございます。

現在、私どもとしましては、合併以前の動きについて十分につかむことができないというお金があるわけでございます。合併以降のそのあたりの授受については、明確に把握しております。現在の歳計外現金の残高で、これはこういうお金だ、こういうお金だということで、明確に処理をしております。

それで、その合併以前にある歳計外現金の取り扱いをどうするかということでございますけれども、これは非常に難しいものですから、私としてはもうしばらく保管をしておきまして、いろんな方から請求をされたときに、その権利が消滅する。ざっくりばらんに言うと時効の時間まで、今のままで保管しておくよりしようがないのかなと。そしてまた、それが時効が来た時点においては、一般会計へ雑収入で入れさせていただくというような形で処理したらというふうに思っております。

私は、ここで、さっきの調整監じゃございませんけれども、歳計外現金もしっかりと管理し切れていなかったという会計処理上のミスについては、心からおわびを申し上げなければならぬと、このように思っております。

〔16番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 棚瀬悦宏君。

16番（棚瀬悦宏君） 政策総点検で、私はあまり歳計外のことを言いたくなかったんですが、そういうところで少し、政策の点検で市町村にひっかかったものはなかったか。

議長（藤橋礼治君） 市長 松野幸信君。

市長（松野幸信君） 県の総点検によって、瑞穂市の市政の運営の中に影響を受けたものはあるのかどうかというお話でございますけれども、大きな影響は受けてないということでございますので、今までどおりの市の考え方の運用で進めていくことはできるというふうに思っております。

〔16番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 棚瀬悦宏君。

16番（棚瀬悦宏君） 財政運営については、細々言えば切りがないくらいあるわけですが、そこまで言うんじゃないくて、やはり三位一体の改革の影響をこれから受けてくるし、税源移譲の問題が出てくるし、この分権社会にはどうしても、これから財政の自主運営、自立をやっていかないかんとということで、特に私は社会保障制度の関係の経費が高くなってくる。そういうところで、補助金ばかりでやっている、高齢化社会に高齢者がふえてくる中で、そういう補助金の政策を、当然私なりに持っているんですけども、高齢者に対する補助金体制と、それから少子化に対する補助金体制、そういうものが、高齢者もふえてくる、少子化で子供さんが少なくなってくる、そういうことを一番心配しておるので、やっぱり政策をしっかりと議論していかないと、お金をくれ、くれといってやっていたら大変だと思っていますので、ひとつそういう観点を私は持っている、政策論争をしたいと思うので、時間が来ましたので、これはまたいろんな委員会でやっていただければ結構だと思いますので、私の財政の運営についての質問は切りがないということで、終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

議長（藤橋礼治君） 議事の都合により暫時休憩をいたします。

午後 1 時より再開いたします。

休憩 午前11時57分

再開 午後 1 時01分

議長（藤橋礼治君） ただいまの出席議員数は20人であり、休憩前に引き続き会議を開きます。

19番 西岡一成君の発言を許します。

19番 西岡一成君。

19番（西岡一成君） 改革の西岡一成でございます。

私は、4点にわたりまして松野市長の見解を求めるものでございます。

まず、第1点目は来春の市長選についてであります。

昨日も新政会の澤井議員、翔の会の若園議員から同様の質問がございましたが、松野市長の答弁の要旨は次のとおりであります。「与えられた仕事に全力を挙げている。将来について整理する段階に至っていない。今後どういうお役に立たせていただくか、支持者の方々と十分協議をしたい」、こういう答弁でございました。松野市長は将来について整理する段階に至っていないと答弁されたわけですが、しからば、過去については整理ができていますのでありますでしょうか。過去について整理するとは、過去の総括をするということであり、過去の総括ができずして、将来についての整理などできるわけがないのであり、私流の結論を急げば、真摯に過去の総括ができなければ立候補など無責任きわまりないということであり、その意味でも、ぜひ松野市長に下水道、駅前開発、福祉等基本施策について市政1期目の総括をお聞かせいただきたいと思っております。

2回目からは自席にて質問をさせていただきます。

議長（藤橋礼治君） 市長 松野幸信君。

市長（松野幸信君） この3年半の間に下水、駅前開発、福祉施策等について進めてきたことをどう思っておるかということでございますけれども、私は、当初の合併のときの趣旨、それからその後の新市建設計画のいろんな施策で方向づけがなされておる方向に従って、その実現に向け着実に進めてきたという認識であります。

〔19番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） えらいあっさりした答弁で、私はもっと具体的に駅前開発、あるいは下水道についてしっかり総括をしていただけたものと思っておりました。私が質問するということは、私を送り出した住民の皆さんに対して市長は説明責任を果たす、こういうことなんです。今の答弁は、全然住民に対する説明責任を果たしたことになるません。直接的には私に対する答弁としても、全く不誠実きわまりないというふうに言わざるを得ません。しからば、具

体的にまず駅前開発についてお聞きをいたします。

先ほど棚瀬議員は、まちの顔がどこにあるかということを質問されました。それに対して市長は、「駅周辺にある。駅は玄関である」、こういうふうに答弁されたことは皆さん御承知のとおりだと思います。それで、具体的に話をお聞きします。ことしの3月議会で松野市長は、駅前再開発について、「駅周辺に住んでおられる方、あるいは地権者の方々はどう考えていらっしゃるかということ一度よくお聞きしないことには、駅の開発をしていく構想というものをまとめ上げていくことは難しい」、このように答弁をされておられますが、それでは具体的にはいつ、どういう形で駅周辺に住んでおられる方や地権者の方々から駅前開発についての考えを聞くつもりですか、具体的にお答えください。

議長（藤橋礼治君） 市長 松野幸信君。

市長（松野幸信君） これは、まず個々の方々との意見の交換が大事だと私は考えております。そういう意味で、駅前の方々とお会いしたときなんかはどう思うかとか、どういうふうに考えているかというような意見というものはそれなりに聞いてきたつもりでおります。しかし、今の御指摘の、多分西岡議員のおっしゃるのは、要するにいろんな方々を集めて一つの大勢の席の中での議論をしていくかというお話でございますけれども、それはある程度までの状況をつかんでからの問題だというふうに私は認識しております。

〔19番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） 何か答弁が非常にそっけない話でありますけれども、地域の方々とお会ったときに意見を聞く、それはそれで大事なことだと思うんですね。私が申し上げておるのは、具体的に駅前開発というテーマについて、継続的に住民からどのように聞く場を担保するかという問題。会ったときに聞く、いつ会うんですか。そういう偶然性の問題じゃないんです。継続的に、組織的に、行政として責任を持つ形でどういうふうに住民から意見を聞くかということなんです。もう一度お聞きします。

議長（藤橋礼治君） 市長 松野幸信君。

市長（松野幸信君） それにつきましては、今も申し上げましたように、そういう方々の基本的に考えておられる、あるいは雰囲気というものを的確につかんで、そしてそれなりに一つのこちらとしての構想というものをまとめた段階でいろんな御意見を聞くというステップになっていくのではないかと、このように思っております。

〔19番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） 的確につかんでまとめた段階でと言われますけれども、的確につかむ、まとめ上げるためにどうするかと聞いておる。そういう一番最後の、けつの話ばかりじゃなく

て、そこに至る過程をどういうふうに担保するかという話を聞いておるんです。それに対する答弁じゃありません。全然話にならないですね、そんなことでは。

じゃあ別の話をしますけど、答弁されないということで。

次に、松野市長は昨日、駅前開発について関連した答弁をされておりますけれども、現在瑞穂市が置かれる位置、名古屋圏の中でのニーズ、名古屋にないものは何か、ブランドをつくり上げることである。そのときに駅前をどうするか。その役割をどう考えるかというような趣旨の答弁をされたと記憶いたしております。では、お聞きをしたいんでありますが、そのブランドとは一体何だと市長御自身は考えておられるのでしょうか。また、そのブランドをだれが、どのようにしてつくり上げていくのでしょうか、お聞かせいただきたいと思っております。

議長（藤橋礼治君） 市長 松野幸信君。

市長（松野幸信君） 瑞穂市のブランドというのは、瑞穂市に住むこと、あるいは瑞穂市を訪れることに対する魅力、それをつくり上げていくということ、そこにブランドができてくると、このように考えています。それじゃあだれがつくるのか。行政はそれなりの役割の一端を担いますけれども、やはりその地域に住むみんなで作って上げていくものだというふうに考えております。

〔19番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） 全く具体的じゃないです。魅力とは何だというふうに、「ブランド」を「魅力」に言葉を置きかえたならば、それを市長自身がどういうふうに考えておられるかと聞いておるんです。「ブランド」に「魅力」を置きかえて、それをみんなでつくっていくんだというようなことは聞いてないんです。市長自身はそのブランドは何だというふうにお考えですかと聞いておるんです。市長の見解を求めておるんです。

議長（藤橋礼治君） 市長 松野幸信君。

市長（松野幸信君） 抽象的な議論だとおっしゃいますけれども、それについては、それぞれの人たちのそれぞれの考え方があるわけでございます。それを全部、全体を整理しながらまちづくりというものは進めていかなければいかんということで申し上げておるわけございまして、その辺は逆に、これからというよりもみんなで真剣に詰めていかなければいかんことじゃないでしょうか。現実の問題といたしましては、いろんな形で瑞穂市のあり方につきましてはいろんな提言もちょうだいしております。

〔19番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） 少しも具体的に話が進みません。私の質問に対して、何か非常に市長も構えておられるような気がいたします。話が進みませんので、次、下水道の問題について話

を移させていただきます。

旧穂積町時代の平成6年3月、松野文司町長は穂積町公共下水道事業の全体計画を明らかにされております。これは掘議員がきのう紹介をしたとおりであります。平成6年8月、松野幸信町長が誕生してからコミュニティ・プラントに変更をされたわけであります。しかも、当初は12処理区だったものが7処理区にいつの間にか変更をされております。平成11年12月24日に第1回の環境特別委員会が開かれておりますが、その資料を見ますと、穂積町コミュニティ・プラント全体計画概要ということで、目標年次を平成26年度、七つの各処理区を5年から7年かけて順次整備をしていくということで、第1次の推進処理区として別府処理区、馬場・生津処理区、本田処理区、それから第2次の処理区として穂積処理区、5カ村の処理区、宝江処理区、五六西部処理区ということで書かれております。そして、各処理区ごとの計画面積、計画処理人口、計画汚水量、建設事業費等々も計画概要の中には明記をされておるわけであり、このときにコミュニティ・プラントで下水事業を推進する理由がこのように言われております。平成12年1月26日、穂積町長 松野幸信名の別府中町町内会各位あての「別府処理区コミュニティ・プラント下水処理施設説明会について」との表題の文章によれば次のとおりであります。「当町は、自然的条件、社会的条件等の地域特性、建設費及び維持管理費の経済性、投資効果の早期発現、さらに下水処理施設に地域住民の意見を取り入れた公園やコミュニティー施設を併設して整備するなどを考慮して、全町を7処理区に分割し、別府処理区を最初に厚生省所管のコミュニティ・プラントにて下水道事業を推進することといたしました」とあります。なお、地域特性とは何かについては、平成12年2月4日に別府のある住民が松野町長あてに提出した質問状に対する回答書によると、地域特性とは輪中地帯というふうになっております。

さて、こうした理由によって推進をしたコミュニティ・プラント事業の現状はどうでしょうか。7処理区のうち一番最初の別府処理区で整備率が平成17年度末で91.7%、接続率が約30%という状態であります。そして、第2処理区はいつ具体化するのか、あるいはコミュニティ・プラント事業は中止にするのかどうなのか、その展望が全く明らかにされないまま推移をしているのが実態ではないでしょうか。

そこで、松野市長にお尋ねをいたします。

第1に、こうした現状をどう受けとめておられるのでしょうか。松野文司町長時代に公共下水道の全体計画、基本計画策定に要した費用がどれだけか。4,243万6,000円ということでございます。これだけのお金をかけて具体的に策定をした計画を変更したわけなんです。平成8年12月議会において、町としてはコミュニティ・プラントでの整備の可能性を検討中との答弁を行っております。ことしは平成18年であります。平成8年から数えて10年目になっております。今申し上げたとおり、10年目の現状は先ほどのとおりであります。ですから、きちんと総括をして、今後の方針を提起するのが道筋であるとともに、住民に対する義務ではないんですし

ようか。それにおいて、コミュニティ・プラントについての総括を重ねて具体的に求めておきたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 市長 松野幸信君。

市長（松野幸信君） コミュニティ・プラントの次の段ということですが、私は下水の進め方に対しての基本的な考え方というのは全然変わっておりません。端的なことを申し上げまして、一定の加入率、要するに維持管理費ぐらひは加入の方々の料金をいただくことによって、バランスがとれたというステップに入っていく。それで、次の工区に手を出していくという想定を立てております。その想定に基づいて、全国的に見た場合の加入のベースという一つの基準がありますので、その中において第1処理区、第2処理区という形での順番に施設を整備していくというスケジュールを立ててきたわけでございます。

しかし、現実の問題として加入率が極めて低いということは御指摘のとおりでございます。この点の原因がどの辺にあるのだろうかということが一番大きな問題点だろうというふうに思うのですが、この下水の設置につきまして、町でアンケート、いろんな御意見をちょうだいしました。そのときに、整備することについてはいいよという賛成が80何%というアンケート結果が出ております。ところが、現実につなぐという話になりますと、その話は別だということございまして、きのう堀議員の質問に対して私が説明申し上げようと思ったときに、余分なことを言うなというお話でやめましたのであれですが、私はあえて申し上げますけれども、一昨日、NHKが日本橋の問題で調査をした結果を公表しておりました。日本橋の上を走っている高速道路をどうするかと。あれはのけちゃえということについては90何%が賛成。ところが、今度は5,000億かかりますよと言ったら、そんな金がかかるのなら今度はやめちゃえという方が60%というように、要するに物事の判断というものは状況、状況の条件設定によって答えが違って来るわけでございまして、そういう点で見ますと、下水はやってもいいと。ただおれは金がかかるでつなぐのはちょっと待ったというのがどうも実態のようございまして、このあたりをどういうふうにクリアしていくかということは、これからの下水のいろんな施策を進めていく中での一つの課題ではないかと、このように考えております。

だから、今申し上げましたように、私としては、加入率というものを設定しておりますように、維持費といただく使用料金とで大体バランスがとれたレベルまで来たときに次の工区に手を出していくという基本的な考え方は変わっておりません。

〔19番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） 下水をやるのはオーケーだけれども金がかかるという問題は、何も瑞穂市だけの問題ではないと思うんですね。下水事業をやる全国どこの地域、そしてどこの住民も同じように抱える問題である。そして、行政もまた抱える問題だと思うんですね。そのこと

を下水道事業がおくれていることの理由として前面に掲げるということは、ちょっと違うのではないかというふうに思いますし、先ほど熊谷議員の質問に対して、下水道事業がおくれているということについては確認をされており、ただそのおくれる最大の理由は一体何なのかということについて、松野市長は、用地の確保が困難であったと、このように述べられております。じゃあその答弁を前提にすれば、先ほど私が申し上げた平成11年12月24日の第1回環境整備特別委員協議会で出されておる資料1によりますと、第1次推進処理区と第2次処理区に分けて、第1次処理区は別府処理区、それから馬場・生津処理区、本田処理区というふうになっております。普通は、時間的順序は第1次から第2次へ行くんだらうなというふうに思いますけれど、今市長の答弁では用地確保は困難であったということでありますから、じゃあお聞きいたしますけれども、第2処理区というのは一体どこで位置づけられたか。第2処理区はどこですか。じゃあその用地の確保のために、いつ、だれが、どのように努力をされたんでしょうか、そのことを具体的に明らかにしていただきたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 市長 松野幸信君。

市長（松野幸信君） 用地の確保というのは、ここにやるよということで、こちらが一方的に決めて、強引に進めていく筋合いのものではないというふうに思っております。地域の皆さんの中でここでつくろうかと、ここでやむを得ないなというコンセンサスが構成されて、それで結局用地に対して、この位置で設定していいかということの一つのめどがついて初めて動けることではないかと思えます。特に瑞穂市というよりも旧穂積町の中の地形は極めて平坦でございますので、場所の設定につきましては、そういう地形上からは、先ほどのお話があります輪中の問題をのけては制約されることは何もないわけでございます。そういう意味で、私は地元のコンセンサスがどこで得られるのかということの方が極めて重要だというふうに判断しております。

〔19番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） 輪中の問題につきましては、この公共下水道事業の全体計画、あるいは基本計画の中でも、処理区を一つにする、それから複数処理区にする、両方の方法について書かれております。ですから、輪中を理由に一処理区で公共下水ができないということではないと思う、この案が出されている以上は。その点はまず確認しておきますけれども、いずれにいたしましても、今市長が答弁されましたが、ここでやれよという筋合いの問題でないことは当然のことなんです。地域の皆様の中で、ここでつくろうということでコンセンサスがなければできないということは、そのとおりだと思います。だけど問題は、じゃあその地域のコンセンサスをつくるために、具体的にいつ、どのように第2処理区の問題については行政が努力されたかと聞いておるんです。だから、全然答弁が違うんです。その中身を聞いておるんです、

市長自身が答弁されたことの中身を。どうぞ。

議長（藤橋礼治君） 市長 松野幸信君。

市長（松野幸信君） 今のお話は、物事を進めていく場合の手法、考え方の違いの問題でございまして、私は、今申し上げましたような形で物事を進めていくべきだという判断でやっております。

〔19番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） ここでやれよということを行わなければ、じゃあどういう形で地域の皆さん方の声を具体的に引き出す場をつくったんですか。ここでやれよと上からかぶせるんじゃないなくて、地域の住民の皆さん方から、じゃあここでやりましょうというふうに言っていただけの場所を具体的にどういうふうにつくったんですか。どういう努力をされたんですかということをお聞きしておく、具体的に。

議長（藤橋礼治君） 市長 松野幸信君。

市長（松野幸信君） この問題につきましては、地域の方々のニーズに対する考え方の問題で出てくるのではないかと思います。現実の問題としまして、これは今のテーマとは違う問題でございまして、本田のコミュニティーセンターの建設という問題につきましては、地元のニーズが非常に強くて、候補地というのは、あれは私が決めた候補地じゃないんです。地元の皆さんでいろいろと御相談がされまして、数ポイントの候補地を選ばれて、その協議の過程があります。そしてその数ポイントの中で、今度は公共の見解というものを加えて、そして地元との了解の中であの位置に決定していったんです。だから、この終末処理場のステップでも、私はそういうステップで物事はまとめていくべきだという考え方であります。

〔19番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） 今、本田コミュニティーセンターの問題が出てきて、地域の皆さん方で御相談されて、地元の了解の中で決めてきたということをおっしゃられたんですけれども、私が総括をすべきではないかと言っていることは、今のコミュニティーセンターの問題にも絡むんですよ。それは、先ほど申し上げました公共下水道からコミ・プラに変えていくときの変える理由が何であったかということ思い出していただきたい。その中に、今の例でいえば、下水処理施設に地域住民の意見を取り入れた公園やコミュニティー施設を併設して整備するなど考慮してということなんです。これは普通に受けとめれば、地域のコミュニティーセンターと、それからコミ・プラの処理場の問題を重ねて考える部分があったんじゃないかと思うんですね、7ヵ所もやるわけですから。ところが、この10年の間に牛牧の南部コミュニティーセンター、それから継続事業として今本田のコミュニティーセンターという形で、いわゆるコミ

・プラの処理区、あるいはその処理場の問題とは別立てで具体的に推移をしているじゃないですか。そのことが具体的に町民の税金を、市長がよくおっしゃるように、最も効果的に使うようなやり方なんではないでしょうか。私はそうじゃないと思いますよ。たまたま今このやりとりの中でコミュニティーセンターの問題が出てきましたから、あえて申し上げておる。そういう点の整合性はないんじゃないですか、ちょっとお聞きします。

議長（藤橋礼治君） 市長 松野幸信君。

市長（松野幸信君） 今のお話、コミュニティ・プラントとコミュニティーセンターとを全く同じような形でくっつけて検討していくべきじゃないかというお話は、ちょっと私は次元が違うと思っています。私が今申し上げましたのは、コミュニティ・プラントの問題もコミュニティーセンターの問題も、今の本田のコミュニティーセンターでやりましたような同じような手法で地元のコンセンサスをとっていくべきだということで申し上げているんです。それで、その施設を整備していくときに、コミュニティ・プラントというものを単なる処理場ではなくて、その持つております広大な用地というものを多目的に、多面的に活用するというのも視野に入れておくべきだということで申し上げておるんでありまして、場所によっては公園化だけでいった方がいい場合もあるでしょうし、別府のように公民館と共同の方がいい場合もあるでしょう。場所によっていろんな考え方は変わっていくべきだと思います。

〔19番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） コミ・プラの選択は間違っていないというふうに先ほどおっしゃられました。それでは、間違っていないのであるならば、今の第2処理区、第3処理区の問題も一緒ですけれども、今後どうするんですか。コミ・プラの選択が間違っていないんだったら、コミ・プラでやっていくんですか。第2処理区はどうするんですか。それで、先ほど用地の確保は難しいと言われたけど、今、用地の確保の努力はどういう形で具体的にはされておるんですか、それをお答えください。

議長（藤橋礼治君） 市長 松野幸信君。

市長（松野幸信君） 私は、コミ・プラの選択は間違っていなかったと思っています。それから、これからもそのままやるのかということですが、きのうお話し申し上げましたが、現在、御存じのようにコミ・プラという厚労省の所管の下水処理、それから農集という農水省の所管の処理、それから公共下水道という国交省の所管の処理ということで、同じ水質改善の目的で、内容的にもほとんど同じ施設が、縦割りで3本の中でいろいろと、表現は悪いんですけど縄張り争いといいますが、そういうところが見受けられるということで、これを統一した一つの形で対応していこうということで、総務省が一つの施策に統合しようということが今検討されておりますので、その答えの出る方によっては、今までの手法、中央官庁との関係

というものは姿が変わっていくと思います。ですから、そういう意味で見えていきますと、コミ・プラというスタンスのものは制度的には変わっていくと思います。

ただし、私ははっきり申し上げられると思っておりますのは、瑞穂市の地域の場合には、産業廃棄物の対象になる排水まで取り組んだ下水整備じゃなくて、生活排水を中心にした下水道整備で十分だという地域がかなりあるわけでございますので、そういう地域にまで工場排水に取り組んでいくための設備ということはしなくてもいいんじゃないかと、この考え方は今でも変わりはありません。

〔19番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） コミ・プラの選択は間違っていなかった。けれども、今後の方向としては、公共下水道の問題も含めてそれぞれの地域の状況を勘案しながら、総合的に整備を進めていくというふうなニュアンスの答弁であったらと思うんですね。私が何回も申し上げているのは、だからしっかり総括をしていただきたいんですよ。コミ・プラの選択のどこが間違っていなくて、しかし一定程度軌道修正するのであるならば、そのどこが見通しが甘かったとか、例えばアンケートをとって80%、けれども実際は接続が30%、そして現実に85%までやらなければ維持管理ととんとんに並んでいけないという現状ですね。そのことに対するきちんとした自己批判的な総括は、ありのままに行うべきだと思うんですよ。それは松野市長だから言っておるんじゃないんです。たとえ私が市長であったとしても、それはありのままに、事実を事実として総括をしないといけないと思うんです。見通しが狂ってくると思うんです。いつもそういうふうな作風というものを執行部はきちんと持っていなければいけないんじゃないかと思う。

ですから、そういう総括を、前回にも申し上げましたが、きちんと文章化をして、行政が住民に対する説明責任を果たす。いいことはいい、ちょっと見通しが狂ったところはどこで、それはきちっと総括をするというふうにしていけば、別に問題はないんじゃないかと思うんです。何も突っ張らなくていいと思う。あえて僕は間違っておるからだめだと、その点だけをとかやく言うような後退的な方向で議論をしているつもりはないんです。地域住民が本当に生活がよくなるためにどうしていくかという方向で、生産的な議論をすべきだというふうに思っております。ただ、そのためには事実即ち総括をきちんとするということが大前提でなければならないというふうに思うから、もう一度その点をきちっと文章化して、今後軌道修正をするなら、その方向についても提起をしていただきたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

議長（藤橋礼治君） 市長 松野幸信君。

市長（松野幸信君） 私は先ほども申し上げましたように、コミ・プラでやったということについては正解であると思っております。なぜかといいますと、これは一つの事業としてとらえな

ければなりませんので、重ねて申し上げますけれども、建設費だけの比較で議論してはだめだと。あとの運転経費からすべてを見ながら、トータルにおいてどちらが有利であるかということで判断しなければいけないということでもあります。そして、公共を別府地区についてコミ・プラに切りかえた段階におきましては、当然私どもは、前町長が起案されておりますし、穂積町の計画として上がっておる計画を変更していくわけですから、それなりに十分に精査して、調査して、公共のままでいくのか、それかもっといい方法はないかということいろいろと検討した結果であります。

そして、一番のポイントとなりましたことは、この該当区域の中に工場があるかないかという問題であります。この下水に取り込まなければならない工場排水があるかないのかと、これが一番のポイントになる。それを取り込まなくてもいいということであれば生活排水だけです。生活排水だけで動かしていった方が有利かどうなのかという議論になるわけでございます。それで、工場排水まで取り込んでいく、産業廃棄物扱いの汚泥の取り扱いと、生活排水だけを取り込んでいく場合の汚泥の処理費との違いというものが歴然としておりますので、その差額で年間に数億の運転コストの差が出るということが明確になりましたので、トータルでの収支において、コミ・プラが有利という判断を下したわけであります。そして、そのあたりの議論につきましては、きのうも御指摘がありましたけれども、私どもとしては環境特別委員会にそのあたりの資料はすべて提出させていただいて、十分に皆さんで御議論いただいて手法を決定していったという一つの流れでございます。あんまり気張らなくてもいいというお話でございますけれども、やはり説明だけはきちっとさせていただいておきませんとということでは私は申し上げておるわけでございます。

それで、これからの問題につきましては御指摘でございますけれども、それにつきましては、先ほど申し上げましたように、制度的な形というものがこれから変わる可能性はある。だから、そのあたりは新しい変わった制度に乗っていくとか、制度の中でどれをとるかという判断は必要だろうというふうに思います。ただ、排水の処理と水質保全という問題だけでとらえて考えてみました場合には、私は工場排水の入ってこない地域について、あえて工場排水まで受け入れるような施設をつくる必要はない。生活排水を中心にした施設で十分だという認識を持っておるということを申し上げておるわけございまして、物の考え方というのはその人その人の考え方がありますから一概に言えませんが、私としては間違っていないというふうに判断しております。

〔19番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） やっぱりちょっとずれると思うんですね。制度的に変わる可能性がある、結論から言いますとね。だから、現状の総括を避けていいということにはならないんです

ね。やはり先ほど申し上げているとおり、現状は現状として、肯定的な面も否定的な面もありのままにきちんと総括をする。それを踏まえて制度を変更するなら、その時点で今後の方針を確定していくということならば筋道としては通ると思うんですけども、どうも市長の答弁を聞いておりますと、総括のところへ近づくと、どうもふと磁石が反発するように、くるくるくるくと中へ入っていかないんですね。全然総括になってないというふうに私は思います。

時間が少なくなってきましたので、もっと自己批判的な総括をきちんとして、それを文章化して、住民の皆さんに説明責任を果たすべきだということを繰り返し主張しておきたいと思えます。

それと、あと現実的には別府処理区があるわけなんですね。接続率の低い状態はそのまま逃げない。これをどうするかということが具体的な課題としてあるわけなんです。ですから、じゃあこのところをコミ・プラに変えたことの是非の問題はまず済んだとして、きちっと自己批判してもらおうこととして、これをじゃあ具体的にどういうふうに努力していくのかという具体策、この努力の現状についてお聞かせをいただきたいと。

議長（藤橋礼治君） 市長 松野幸信君。

市長（松野幸信君） 先ほどの総括の話で、加入率が低い問題にちょっと触れなかったもので失礼いたしました。

これは、コミ・プラだからということではないと思いますけれども、当初考えただけのペースでの加入者を獲得していくことができてないということは、はっきり言って大きな読み違いだらうと、このように思います。しかし、その辺の、当初ではそれだけの賛成の方があればほとんどの方がつないでいただけるだらうという、甘い読み方だといっておしかりを受ければそれまでなんですけれども、そこをさらに詰めて、本当につないでくれるのかどうかというところまでやらなかったということを言われれば確かに怠慢でしょうけれども、私は、住民のお考えとか意思というものはきちんと尊重し、大切にし、そこまで疑ってというような形のものはやらうとは思っておりません。

それじゃあ現在のレベルをどうやって引き上げていったらいいんだらうかということでございますけれども、結局私どもサイドで経済的な面でやることといえば、加入金をどうするかという問題と、それからもう一つは今の下水道の使用料金をどうするかという問題と、2点があるのではないかと思いますけれども、先ほども申し上げましたように、少なくとも受益者負担、少なくとも維持費程度のもは協力してくださいよというスタンスというものをやはり私はお願いしていくべきじゃないかと思いますし、加入金の問題については、なるほど1万円でも安い方がいいかもしれませんが、つなぐことによるトータルでかかる工事費の中から見ますと、ウエートというものはそれなりに下がってまいりますので、それを少し下げたから加入率が急速に上がるという性格のものではないというふうに思っております。そういう意味で私は、

いろんな機会をとらえて、少しでも環境をよくするために協力していただきたいということで、非常に抽象的ですけど、お願いしていくより方法がないんじゃないだろうかと。

ただ、お願いしていく場合も非常にもう一つ難しいことがあるのは、既につないでいただいている方とつないでおられない方が一緒におられる席でお願いすると、おれは済んでおるがやというような話になりまして、非常にまた場所の選定というものが難しいというような課題もあります。しかし、それなりに私どもとしては方法とか場所とかを選びながら考えながら、ただお願いしていくという以外には道がないのではないかと、こんなふうに思っております。

〔19番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） ということは、具体的には補助内容の見直し等の考えはないと、こういうふうに理解をしてよろしいですかね。

じゃあ、もしそのまま推移をして、今の30%が上がっていかないで3年、4年、5年過ぎてしまう。そして、先ほどの85%のラインに到達をしないという状況になれば、現実的に次の第2処理区等の具体的な事業計画が立っていかないということになってしまうわけですよ。それでも仕方ないというふうにお考えですか。

議長（藤橋礼治君） 市長 松野幸信君。

市長（松野幸信君） 少なくとも、それだけペースはおくれるというふうに理解していただきたいと思います。現実の問題として、今申し上げましたレベルへ到達するまでは、運転経費も一般会計から補てんしていかなければならないんです。少なくともその補てんの部分というものを何とかお願いしたいということでやっているわけですので、その数字がある程度まで小さくなっていくまでは、あとの地域に御辛抱をお願いするより手がないんじゃないだろうかと思います。

もう1点考えられますことは、これは非常にペースが遅くなる話なんですけれども、この工事に関連しての起債の償還がこれからの負担として出てくるわけですが、この負担というものが軽くなる時点で次に手を出していくということも一つの手法としては考えられますので、85%のレベルへ到達しないから永遠にできないということではないと、このように思っております。

〔19番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） 永遠にできないことではないということですけども、やはり具体的な目標設定とか、それに対する到達度とかいうふうなことが本当に厳しく行われていかなければ、今の市長の答弁では、平成8年からコミュニティ・プラントの話が出て、今日で10年目になるんです。そして85%といたら、公共下水道は100年かかるというふうな大ざっぱな話をされましたけれども、本当にコミ・プラ自身も、別府処理区自体でも一体何十年かかるんやと

ということになってしまわざるを得ないと思うんです。要するに結論からいえば、執行責任といいますが、統治者能力の放棄になってしまうんです、そういうことでは。もうそのこと自体、どういう理由をつけようが、執行責任の放棄であるというふうに言わざるを得ません。もう時間がないので、あとまだ二つほど残っていますので、次へ移りたいと思います。

ちょっとはしよらせていただきます。

経常経費の30%カットの問題についてであります。

松野市長は昨年の12月の定例会の提案説明で、平成16年度をベースに3年間で経常経費を30%カットするとの方針を明らかにされております。私は、同定例会の一般質問でその根拠及び具体的内容を明らかにされるように求めたわけでありましてけれども、それに対して松野市長は、経常的経費100億円を70億円ぐらいまでは圧縮していきたいという答弁をされたにとどまっております。関谷総務部長もまた、今は各部課に指示を出した段階で、これから予算査定を通じて調査・検討していくという答弁をされているわけでありまして。住民に痛みを伴う内容であります、多分。ですから、そういう意味において、住民に対する説明責任も問われると思います。そこで、その答弁を踏まえた結果がどうなったのかについて、具体的内容を明らかにしていただきたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 総務部長 関谷巖君。

総務部長（関谷 巖君） ただいまの質問にお答えをいたします。

この30%カットの件につきましては、平成16年度を基準といたしまして、平成17年度、18年度、19年度の3年間で経常的な事務事業の見直しを図りまして、30%の削減を目指していくということでございます。御存じのように、経常経費といいますと人件費、物件費、そして維持補修費、扶助費、補助費、公債費であります。18年度の予算編成に当たりまして、もちろんこの目標に挑んでいるところでございますけれども、人件費につきまして申し上げますと、合併時と比較をいたしますと、現業職、すなわち保育士とか給食婦等々でございますけれども、こうしたのを除きまして、事務職では既に11人減数をいたしております。今後につきましても、この行政事務職の作業に当たっては、当分の間、退職者の2分の1以内でおさめまして、人件費の削減に努めてまいり所存でございます。また、扶助費につきましても、児童手当、そして福祉医療費等の国の補助制度の見直しによりまして、逆に1割程度の増額というふうになっております。そして公債費につきましては、積極的な繰り上げ償還が功をなしまして、約32%の減という数字を見ております。物件費につきましても、需要費、委託料、役務費等の見直しによりまして約6%の減を見ております。そして維持補修費でございますけれども、結果的には19%の減ということになっておりますが、これも今後突発的な事項で変動してくる要因がございます。

30%削減の目標年度は19年度でございます。今後、事務の合理化、経費の見直しを図りまし

て経常経費の削減を目指してまいります。現在は、目的に向かって努力をしている過程ということで御理解をいただきたいと思えます。

〔19番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） 昨日の会派民主党瑞穂会の松野藤四郎議員の地方公務員定数削減に対しまして、松野市長は、アウトソーシングの方が効率がいいということもある。職種によってはアウトソーシング、事業そのものを民間に任せるもの、マニュアルに従ってやればいい職務については民間の力をかりることも可能ではないかというふうな答弁をされておられます。

そこでお聞きをしたいんですが、じゃあ具体的にそれらの事業や職種や職務等というのはどういうものか。どういうふうにご考えておられるか、それを明らかにしていただきたいと思えます。

議長（藤橋礼治君） 市長 松野幸信君。

市長（松野幸信君） これから詰めていく問題でございますので、細かい点はなかなか申し上げにくいと思えますけれども、水道関係のメーター検針、水道料金の請求事務はもう既に動かしておりますが、まだ陣容を全部切りかえるというところまで行っておりませんけれども、これなんか完全に外部からの派遣社員で業務が進んでおるというステップに行っております。そういうような性格のものといえますと、市民窓口関係では例えば住民票の発行とか、あるいは印鑑証明の発行というような一般的な形に決まった諸証明類の発行事務というものがかなり大きなウエートであります。それからその他でいきますと、そういうような仕事というのは各課にそれぞれみんなありますので、そのあたりがマニュアルをきちっとしておけば事務処理はできると。そして、でき上がってきた処理をしっかりとチェックしていけばいいという性格の業務というものの検討を各課にさせておると。それによって、外注なりなんなりすることの可能性のある業務というものを精査し、仕分けをしていくという作業を現在進めさせておるわけでございます。それが一つの答えとして出てきましたら、次にはタイムスケジュールの問題がございます。今のお話の3年間で30%カットということでございますけれども、職員の絡みます問題は職員の待遇の問題がございますので、先ほども総務部長が申し上げましたように、定年の退職時期とか、そういうところでの人員の補充とか、いろんなものを見ながらやらなければなりませんけれども、最終目標だけはこの期間中にしっかりと固めておく必要があるというふうに認識しております。

〔19番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） 時間がございませんので次に移ります。

政治倫理条例について、これはいつも時間がなくて最後になるんですけれども、先ほど中島

調整監もお話ありましたけれども、県庁の組織ぐるみ裏金づくり、後を絶たない公務員の飲酒運転事故、犯罪の続発、公務員に対する国民の目が大変厳しくなっている折、改めて政治倫理について考え直すべきではないかとの立場から、具体例を出して政治倫理条例の制定について求めたいと思うわけでありませぬ。

具体例と申し上げますのは、松野市長の御長男が社長をされておられる昭和工業の資材が情報公開でとれました。砂とか砕石とかクラッシャーランとか、いろいろございました。それも業者を通じて資材を入れるということで、その業者も結構な数に上っております。下請人の届けを見ましても、これは平成14年度のものでありますけれども、コミュニティ・プラント別府処理区の建設工事に絡んで昭和工業が下請として入っておる。もう時間がありませんので、その具体的な細かい内容は申し上げられませぬけれども、こういう状態、つまり市長の長男とか、我々議員の長男とか、配偶者とか、同居の親族とか、そういう立場にある者が町の公共工事に直請、あるいは下請、あるいは下請に入った業者を通じて物品の納入というようなことは、政治倫理上、住民に対して非常に誤解を与えることになるんではないか。こういうことはやっぱりやめるべきではないか。そういう条例をつくるべきではないかというふうに思うんであります。市長の見解をお聞きしておきたいと思ひます。

議長（藤橋礼治君） 市長 松野幸信君。

市長（松野幸信君） 今の業者を通じて物品の納入というのはちょっと誤解がありますので、訂正をしておいていただきたいと思ひます。業者が工事で受注しましたのに必要な資材を業者が買ったということでございまして、私どもが業者を通じて市へ納めたということではございませぬので、そこはやはり明確に区別をしておいていただきたいと思ひます。そして、ただ身内だからということだけでどうだというお話は、ちょっと論理に飛躍があるんではないかと思ひております。本来の職業でないことについてとやかくするということは絶対してはならないことだと思ひますけれども、本来のその店がやっています経常的な、通常的な取引の中で物事をさせていただくということは、私は倫理面においても何ら恥ずるべきことでないというふうに思ひております。

〔19番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 西岡議員の時間がもう終了しましたので。

19番（西岡一成君） 飲酒運転のことだけちょっとぜひ言わせてください。

〔発言する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 続きまして、8番 堀孝正君の発言を許します。

堀孝正君。

8番（堀 孝正君） 議席番号8番 堀孝正でございます。

通告によりまして一般質問をさせていただきます。

まず最初に、消防の単独運営について質問をさせていただきたいと思っております。

まちづくりを推進するに当たりまして、まず何といたしまして、住民の皆さんが安全で安心して暮らせるまちづくりが求められておりますのは御案内のとおりでございます。あらゆる災害に強い総合防災体制が重要課題でございます。本市の消防・防災体制につきましては、現在、常備消防として岐阜市消防本部及び本巢消防事務組合が本市を管轄しております。平成20年4月までにこの変則的な体制を一本化しなくてはならないと、現在瑞穂市だけの単独運営をしていくということでの準備がなされております。

そのような中にありまして、消防長としまして、以前は10万人規模ぐらいの消防本部体制といたったことを推進いたしておりました。ところが、昨今はさらに広域化し、30万人規模に一つの消防というような体制を求めていることも、そういう通達のようなことが出ておることも御案内のとおりでございます。瑞穂市の体制はまさに5万人であるということでございますから、時代に逆行して、本当にそれでよいのか。大きな火災、さらにいつ起きるかわからない地震災害に本当に対応できるのか、また財政的にもそれで本当にいいのか、少し心配になってきたところでございまして、きょうはその確認の意味で、議席に戻りまして質問をさせていただきます。よろしくお願いを申し上げておきます。

それでは、まず第1点目でございます。今も申し上げましたように私は確認の意味で、これはまずなぜ20年4月までに整備しなくてはいけないか、このことをもう一度お答えいただきたいと思っております。担当でも市長でもどちらでも、よろしくお願ひしたい。

議長（藤橋礼治君） 市長公室長 広瀬幸四郎君。

市長公室長（広瀬幸四郎君） 堀議員さんの御質問にお答えします。

20年4月というのは、合併時における岐阜市の協定の中におきまして、20年4月までは岐阜市の委託ということになっております。本巢消防につきましてはそのまま一部事務組合で、20年3月31日ということで協議されておきまして、それが合併協で決まっております。今に至っております。以上です。

〔8番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 堀孝正君。

8番（堀 孝正君） 合併協議会の中でということございまして、これ、おくれると罰則か何かがあるのか、その点もちょっと確認をしておきたい。そこでお答えください。

議長（藤橋礼治君） 公室長 広瀬幸四郎君。

市長公室長（広瀬幸四郎君） おくれると罰則とかそういうのはありませんが、すぐ消防体系に影響を与えますので、おくれることは不可能です。

〔8番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 堀孝正君。

8番（堀 孝正君） そのとき、全員協議会で議会の方にいろいろお話があったわけですが、旧穂積町が岐阜市の消防本部でやっておられました。できれば岐阜市にもう一度お願いをしてみるといような話もございましたが、議会にもひとつお願いしたいといようなこともたしかその中であったかと思いますが、そのときにもう一度岐阜市の方にお願いをされたのか。もしお願いをされたとしたらどんなふうであったか、そのことをちょっと確認したい。

議長（藤橋礼治君） 市長 松野幸信君。

市長（松野幸信君） 堀議員の御指摘のように、瑞穂市は5万の消防体制でございますので、周囲の消防本部に協力をさせていただかないことには、やはり市民の安全・安心は確保できません。そういう意味で、私どもとしては岐阜市消防に、こういう形になってもどこまでの分野については御支援いただけるかと。私どもとしては、あのときの議論でも少なくとも最小限、通信指令関係だけでも面倒見ていただきたいといようなことで、それは最小限の要望でございます。そのほか人事交流だとか、いろんなことも入れておりますけど、十分に御検討いただきたいということでお願いをしてきております。

そこで、現在、今御指摘のように、30万という消防体制の強化という話が出てまいりまして、県が広域消防体制の整備ということで検討に入ってきております。そのときにどういう広域消防の体制の整備を県が考えてくるかということで、それに基づいて岐阜市はその体制の中での岐阜市消防のあり方というものを十分に検討していくといようなことを先般の議会でも答弁しておられますので、その視野の中でも瑞穂市の消防体制というものが、その広域の中でそれなりにいろんな協力体制というものができるように万全を期していきたいと、このように考えております。

〔8番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 堀孝正君。

8番（堀 孝正君） ありがとうございます。

実は、単独にある程度議会の雰囲気になってきて、本巣消防事務組合と一緒にになると消防力が大きく落ちるといような話がございますので、私はもともと何でも大きくと考える人間でございますので最後まであれしておったんですが、消防力が大きく落ちるとい。それでは、その消防力が落ちることは具体的にはどういことか、これも確認の意味で、本巣消防事務組合と一緒にになると消防力が落ちる、このことについてちょっとお尋ねしたい。

議長（藤橋礼治君） 市長 松野幸信君。

市長（松野幸信君） 私どもは、岐阜市消防への委託という形が瑞穂市としてとれないという状況になりましたときに、本巣消防へ穂積地区も加入するといことで検討していただきたいといことでお願いし、いろいろと御議論をいただいた経緯は御案内のとおりであります。その中で私どもが一番懸念いたしましたのは、一部事務組合という組織そのものの持つておる機

能の限界でございます。それは、今までの本巢消防の動きの中でそれなりに御理解いただけているかと思えます。根本は、私どもはそこを解決していただきたいという、申しわけないんですけども要望事項でしたんですけども、そのあたりについて御理解がいただけなかったということで、残念ながら単独に踏み切ったという経緯でございまして、その辺にむしろ災害のときの機動力とか、あるいは指揮力とか、いろんな点に限界を感じておるということでございます。

〔 8 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 堀孝正君。

8 番（堀 孝正君） なぜ私はこういう質問を今回させてもらうかと。過般市長のところへ行きましたら、最終的にはここは70数名の体制でいかならん、本当にえらいあれになるなと考えまして、ですから確認の意味で今いろいろとお尋ねをしておるわけでございます。

それでは、市の単独運営でいくということ、全員協議会后、たしか議会で決定してくれというようなニュアンスを受けたわけでございますけれども、市長は、議会で決定したので私は単独でやっていきますという考えか、それとも私は単独がいいから議会はひとつ議決してくださいという形の方かどちらで、といいますのは、議会で決めたからそれでいくんだというようなことを言っておられるようなニュアンスも聞きましたので、その点を確認したかった。やはり議会も、きのうのいろんな質問じゃないですけども、本当に果たす役割は大きいものですから、議会で決めたから私はやるというふうに言われておるようなニュアンスもある人から聞いたものですから、私ももう岐阜市もいろいろしたけれども、やはり単独があれば、議会の皆さんよく話し合っただけで決めてくださいよというふうか、どちらかということを確認しておきたいと。

議長（藤橋礼治君） 市長 松野幸信君。

市長（松野幸信君） 私は、置かれておる現状況においては単独やむなしという考え方でございまして、これは議会在がそうおっしゃったからということではなくて、議会の了解も得なければならぬということではあるわけで、私自身の考え方は現段階においては単独やむなしという考え方であります。

〔 8 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 堀孝正君。

8 番（堀 孝正君） よくわかりました。

それでは、現在の消防活動の中、救命・救急の出動が占めるウエートは大きいことは御案内のとおりでございます。それで、先ほど指令の関係なんかはお願いするというようなあれがありました、市内には御案内のように大病院がございませぬ。ですから、この瑞穂が単独にいった場合に、岐阜市とか大垣市のこういった病院に、なかなかまだ単独としてあれですから、

実際に今度に行くわけです。そういう点の、市民がやった場合の岐阜の病院、大垣の病院といったところへ救急の体制がきちっとできるかできないか、その確約が担保してあるか、そういうことについてお願いしたかどうか、その点をお尋ねしたい。

議長（藤橋礼治君） 市長 松野幸信君。

市長（松野幸信君） 非常に救命というのは大きな課題でございまして、御存じのように私も、この地域の場合は岐阜市の輪番制の救急病院に対しての協力をお願いするという体制は既に整っております。それと同時に、私どもが通信指令関係を岐阜市に特にお願いしたいということでピックアップしておりますお願い事項の中でも一番に頭へ上げておりますのは、岐阜市近郊にあります救急病院の動向というものは、やはり岐阜市の消防指令本部が一番よく把握しております。そういう点でも、適切な対応がしていただけるものと期待しておるわけでございます。

〔 8 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 堀孝正君。

8 番（堀 孝正君） それでは、単独運営で実際いきますと、消防本部を初め分署を含めて職員は何名の体制でいかなくはないか。このことも、今準備段階ということはもう大体わかるんではないか。そのことを、まずどのくらいの職員が要るかということをお尋ねします。

議長（藤橋礼治君） 公室長 広瀬幸四郎君。

市長公室長（広瀬幸四郎君） 一応、現在70数名で予定しております。

〔 8 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 堀孝正君。

8 番（堀 孝正君） わかりました。

それでは、この単独運営していくのに経常経費といいますか、器具とかそういうものは別にしまして、以前の本巢の一部と、それから岐阜市、そして瑞穂市が単独でいくのと、そしてまるっきり今度岐阜市さんに委託をしてしまうと。やはりその方が一番あれではないかということも思うわけですが、そういったそれぞれのあれを質問でお願いをしてきました。その形式的なあれをできましたらお聞かせください。ある程度、これまでの話し合いの中でそういう積算はされておるとお思いますので、そこら辺、本巢消防組合と一緒にやる場合、そして岐阜市消防へ託す場合、そして単独という三つに分けて、ひとつお聞かせいただきたい。

議長（藤橋礼治君） 公室長 広瀬幸四郎君。

市長公室長（広瀬幸四郎君） では順次、まず現状でございまして、今、予算上4億3,522万7,000円ということで計上させていただいております。これは岐阜市の委託料が2億9,000万、本巢消防の単価が1億4,222万ということで、それぞれ計上させていただいております。

続きまして、今の本巢消防へ委託した場合には、本巢消防の予算書の方で1人当

たりの経費率が出ておりましたので、それを参考にしてちょっと計算させていただきました。それが1人当たり今1万3,758円で本巢消防は計算しております。それを瑞穂市の人口で掛けますと、約6億8,800万ぐらいの費用が予定されると思います。

続きまして、最後の御質問で単独と委託した場合、今、岐阜市に委託しております消防は100%瑞穂市負担の経費ですから、単独の場合も委託も同額という計算ですし、先ほど市長からありましたように、通信業務の方がまだお願いしている段階ですので、正確な数字を出すことはちょっと不可能ですけど、予定としては6億から7億ぐらいでおさめたいというふうに考えております。以上でございます。

〔8番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 堀孝正君。

8番（堀 孝正君） 大体数字的にもわかってきたわけですが、私は総合防災、財政面から、いま一度、全国で同じような規模のところを少なくとも二、三カ所を研究・調査をして、実態を把握して、自信を持って推進ができるか、それとも見直すべきかを総括するために、この議会も本当に二、三カ所そういったところへ研修して、自信を持って推進できるか、見直すべきであるか、まだこれは段階ですので、仮に見直すとなれば、岐阜市さんに頭を下げてすべてできるわけですので、そこら辺も踏まえてそういう調査・研究を、一遍もそういうところへどこも行っておりません。ただ机上で時間を2時間それぞれかけて、それに1日費やしてやったわけがないので、そういうことをやって、まだ準備の段階ですので、私はそういったことも可能ではないかと。できれば市長もそこら辺のところを、市長も実際単独というものを、将来のいろんな消防体制のことも考えると、少しぐらいはそういった気持ちはお持ちだと思っておりますので、そして今ならまだというふうなことも思っておりますので、できればそういう研修をさせていただき、そういう調査費をつけてしてもらえないかといったことを、今から何を言っておるかということと言われるかわかりませんが、やはり念には念を押して、同じ単独で自信を持ってやっていけるようなふうに、私は市長と議長にそのことを要望して、この質問は終わりたいと思っております。

それでは第2点目でございますが、実は旧巢南の方におきましては、もともと区長がすべてそれぞれの区を統括しておりました。それが、合併しまして、穂積の方のように区長と自治会長ということでございますが、旧巢南の方においては21自治会がございまして、すべて区長は自治会長をしておりますので何の問題もないわけですが、旧穂積町の区長さんの方においては、区長の位置づけというのはどういうものかということをはっきり教えてもらいたいと言われたときに、私もちょっと戸惑ったわけですが、と申しますのは、いろんな都市整備の関係などにおきまして、立ち会いとかそういうものがあります。私どもは何の権限もないのに来て、排水のことで印鑑を、これは市がこういうあれを受けたよという自分たち

の責任逃れのためにただやるだけではないか。市の方としては、いろんなことはすべて市の方が知っておるのにというような意見もいただきました。そんなようなところが、区長の位置づけについてはっきりとこういうふうですよと言えるように、そこら辺の見解をひとつ所管の部長の方からお答えいただきたい。

議長（藤橋礼治君） 都市整備部長 水野年彦君。

都市整備部長（水野年彦君） 区長の役割と位置づけということでございますが、旧穂積町は昭和30年代より数多くの水害に見舞われてきました。職員だけでは治水施設の点検、また危険箇所の確認ができず、地元の皆様の応援をいただくこととなりまして、区長さんを区域ごとに選んでいただき、現在に至っていると私は認識しております。特に51年災害の際には大きな被害が出たものの、各地域での事前の対応、また浸水後も御協力により大変助かった記憶が私なりにございます。現在も、出水前の4月のころでございますが、1級河川の逆水樋門の稼働ができるかの確認、あるいは河川堤防等の亀裂、また普通河川ののり面崩壊箇所の点検等を行っていただいております。その他、今言われました官民境界の査定の意見聴取、あるいは導水路占用及び建築物の排水先の地元同意、地元要望に係る導水路改良の取りまとめ、また水利管理、あと水路の浄化事業、あるいは農地法関連申請の同意等、いろんな面で行政に協力していただいております。今後も御無理を言いつつ、御意見をお聞きしながら行政に生かしていきたいと考えております。

〔 8 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 堀孝正君。

8番（堀 孝正君） 今、整備部長の方からお話がございました。そのことを伝えておきたいと思えます。

それでは次に移らせていただきます。

岐阜南部横断道路、いわゆる岐阜南部横断ハイウエー、ここの21号バイパスでございますが、ちょうど北方・多度線から長良橋がようやく16年、17年、18年で3車線化が整備されました。非常にきれいになりまして、スムーズな車の流れもあるわけでございます。そんな中におきまして、瑞穂市におきましては揖斐川の橋までこういった事業、何といいましても県と岐阜市と、そして大垣市の間の道路、特に岐阜県におきましては高規格の岐阜南部横断ハイウエーというような名前をつけておる道路でございます。ですから、この道路の市内の分を早く6車線化をしていただく。これは何といいましても国土交通省でございます。そして、この事業は実際もうそこから終わったわけでございますが、これを国土交通省が進めていただきますのには、県が大体30%か35%ぐらい実は負担しておる。国土交通省だけであれはやっておるわけがありません。県が負担をしなくてはいけないということになっておると思えます。そんなところから、この市内を通行していくような車はスムーズに流れていってほしいわけですね。

御案内のように車が渋滞してとまりますと、そのとまったときの排気ガス、それがそこに充満しまして、風で下なり上へ流れるということで、スムーズに流れることがそういうCO₂の排気量にもかかわってまいります。そんなようなこともございまして、快適に車が流れるように、ぜひとも揖斐川まで整備をしてもらいたい。そんなところから、市としまして、県なり国の方へしっかり続けてお願いしたいということをお願いしておるかということをお尋ねしたいわけです。先ほど言いましたように、これは県も負担しておりますので、今、県においても国においても昔の陳情の行政は終わったわけでございますけれども、何せそれぞれのところもやはり人間がやっておるわけでございます。要望のないところも、なかなかあちらこちらやらなくてはいけないところがございます。ですから、そういう要望をきちっとされておるかどうかが。

実は、この16年、17年、18年で完成しましたのも、なかなかあれですから政治的にお願いをしました。ところが、国道事務所は地元の市の方から要望を聞いてないと。あとから書類を市の方でつくって出された経緯もあろうかと思えます。そんなこともありますので、完成して、もちろん完成のときにもう終わるから次のを頼むという要望とか、そういうものをされておるかどうかが、そこら辺を準備万端やっておられるかどうか、整備部長に、市長と議長が一緒になってそういう要望活動もされたかどうか、ちょっとお尋ねをしたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 調整監 中島隆二君。

調整監（中島隆二君） 堀議員の御質問に対しまして答弁させていただきます。

今、お話にありました岐阜南部横断ハイウエーでございますけれど、特に瑞穂市関係につきましては穂積大橋から中原交差点まで完成したところでございますが、全体の概要についてはいま一度説明させてもらいたいと思えます。

今ちょうどお手元に国交省が作りしました横断ハイウエーのパンフレットがございます。これに基づいてちょっと説明させていただきますけれど、岐阜南部横断ハイウエーといいますのは、美濃加茂市の国道21号交差点を起点としまして、県南部の中核都市である各務原市、岐阜市、瑞穂市、大垣市の整備予定となっております東海環状自動車道大垣西インター交差点までをつなぐ延長約40キロの地域高規格道路でございます。地域高規格道路と申しますのは主に自動車専用道路でございますので、具体的にできております三宅立体とか、ああいう立体の形とかバイパスの形になりますけれど、特に道路構造としまして、各務原市から美濃加茂市まではバイパス整備でございます。現在の国道21号の上を立体交差するには少し無理がございますので、バイパスを考えておるところでございます。それから、岐阜市・大垣市間につきましては、現在の国道21号を立体化する計画となっております。

そして、現在の工事状況を申しますと、現在は各務原市から美濃可茂市間の坂祝バイパス、この区間は皆様御承知のように2車線区間でございます。今申し上げました区間の中で一番整

備がおくれている区間ということで、国交省の方がこの工事を鋭意進めているということでございます。それと並行して本年度から岐阜市茜部、これは三宅立体の一番今平面化されているところでございますけれど、岐阜市茜部から穂積大橋までの区間につきまして、立体化のための調査を本年度から本格的に始めたと聞いております。

また、瑞穂市関係ですが、先ほど申しましたように、穂積大橋から西への立体化の部分につきましては岐阜市内の立体化が済んだ後ということで、相当長い年月がかかるということでございます。その前段階となります国道21号の6車線化、今申し上げました穂積大橋から西、中原交差点まで去る7月21日に完成しましたけれど、このような6車線化につきましては、まだ大垣市に至るまで未整備の区間がございますので、国交省としましては、瑞穂市から大垣市内の現在の交通状況を考慮し、特に渋滞の激しい箇所から優先的に6車線化を整備していきたいというふうな考えであると聞いております。いずれにしましても、瑞穂市にとっては何が今必要かといいますと、堀議員の申されましたように中原交差点から西への6車線化、これは市内のみならず大垣市の状況も改善されないと瑞穂市もよくなりませんので、市内だけの6車線化を申し上げているわけじゃなくて、全体の区間で何とか6車線化を早期に工事着工してもらえるように要望している、ことしの2月、7月につきましても要望しているところでございます。

それから、先ほどの岐阜市茜部地内から穂積大橋の立体化です。これが瑞穂市にとっては最も重要な効果のある事業だということで、瑞穂市内のことではございませんけれど、瑞穂市にとって一番効果の上がる道路工事ということで、何とか早く立体化の工事を進めてほしいと、調査の方も速やかに済ませてほしいということで、これも要望しているところでございます。このパンフレットの中にございますように、この効果も書いてございますが、岐阜市から各務原市まで、これは各務原市の東海北陸自動車道のインターまでを指してもらえば結構ですが、この立体化が進みますと、ここに書いてありますけど、現在35分かかっているものが短縮されて15分になるということで、20分も短縮があるということでございます。これは時間の効果ということでございますが、先ほど堀議員が申されましたように、環境的な効果はまた莫大なものがあると思います。そういうのを含めまして、瑞穂市内だけの観点じゃなくて、道路という特性から全体が速やかにできるように、瑞穂市としては岐阜市、並びに大垣市、関係市と協力しまして、早期整備に向かって要望していく所存でございますので、御理解願いたいと思います。

〔 8 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 堀孝正君。

8番（堀 孝正君） 21号線の整備については、今、中島調整監の方からるる詳細に説明があったわけでございますが、やはり大垣等と連携をして、ここだけでなくというようなこともございます。なかなか一発に向こうもこっちもいきませんので、できれば市としても、市の中

を早くというようなことで、そういう要望を市長、さらには議長がそろって県・国・国道事務所等々に一応要望はひとつ言っていたきたいなということを要望して、この質問は終わらせていただきます。

それでは最後になりました。小学校における英語教育についてということでお尋ねをしたいと思います。

御案内のように、時代が大きく変わってまいりました。まさに今、世の中がすべて国際化の中で、経済を初めとしていろんなものが動いております。また、情報もまさにインターネットというもので本当に世界各国に一瞬のうちに通じるような、そういう時代になっておるわけでございまして、そんな中におきましてこの英語教育、以前は中学校から選択制でやっておったのが中学校必須になってございますが、やはり話せる英語というのは中学校からではとてもできないわけでありまして、ですから小学校から少しでもそういった環境といえますか、そういうものに触れ合うことによってということで、この瑞穂市におきまして、AETですか、私のあれではアシスタント・イングリッシュ・ティーチャーということでしたんですけど、今ALTになったかわかりませんが、この導入をして現状どんなふうになっておられるか、またその成果についてどんなふうか、そして今後の方向についてどうかということを教育長の方からお答えいただきたい。

議長（藤橋礼治君） 教育長 今井恭博君。

教育長（今井恭博君） 今、議員さんおっしゃいましたように、かつてはAETと言っておりましたが、今はALTという言い方をしておりますので、ALTという言葉で答弁させていただきます。

まず、ALTの導入の現状についてでございますが、教育委員会が任用しているALTは現在4名でございます。ほづみ幼稚園、全小学校、全中学校に派遣しております。目的とするとところは、小学校では、園児・児童が外国語に触れたり、外国の生活や文化などになれ親しんだりして、小学校段階にふさわしい国際理解の感覚を深める。中学校においては、ネイティブな英語に接し、生徒の聞く・話す・読む・書くといった英語力を高めるといったことでございます。各園、学校の教育課程に基づく訪問要請に合わせて、幼稚園には大体月2回、小学校には月5回から7回、中学校には月7回から11回の訪問をし、授業に参加をしております。授業日は4人のALTがフル回転という体制で、他の市町村と比べるとかなり充実しているというふうに思っております。

次に、その成果ということについてでございますが、まず一つ目は、他国語を話す人に対するコミュニケーション能力の格段の進歩でございます。外国人とコミュニケーションをとることに憶せず、ごく自然に接することができる子供になってきているということでございます。このあたりの能力は、多分私よりももうはるかに高いのではないかとこのくらいに思うほどで

ございます。二つ目は、母国語が英語であるALTと接することにより、ネイティブな、自然な発音の英語になれ親しめるということでございます。これは小学校段階でも意味は大きいですし、中学校段階においては、先ほど申しましたような英語力を高めるという点においても成果は大きいというふうに思っております。三つ目は、自国、すなわち日本とは違う異文化に接するという体験でございます。異文化の存在を知る、また自国の文化と外国の文化を比べる中で国際理解といった感覚を高める。この意味も極めて大きいというふうに思っているところでございます。

これは参考までにでございますが、例年、県の方で中学生の弁論大会というのがございます。これは各地区から予選を勝ち上がって参加するものでございます。ここは岐阜地区に属しております。岐阜地区といいますのは、中学校が約50数校ございます。その中から県大会へ出場するこの岐阜地区の代表は12人でございますが、今年度瑞穂市は、うちは三つの中学校しかございませんが、12人のうち4人がうちから代表として出ていきました。穂積中が2人、穂積北中が1人、巣南中が1人と、この4人。50校あって、3校中の12人中の4人ということですので、よく頑張ってくれたなというふうに思っております。

今度は今後ということにかかわってでございますが、今、堀議員さんの言葉の中に「小学校から話せる英語教育を」といった文言がございました。これにかかわってでございますが、ちょっとお話をしておきたいと思えます。小学校において英語教育という動きが出てきたのは、御承知のように10数年前からでございます。その当初、やっぱり小学校から話せる子供をということで、英会話を中心とした取り組みを小学校でもさせようという御主張の学者の方も見えになりました。そういった立場から、英会話の技能を高める的な立場で取り組みを始めた教育委員会、あるいは学校というものが実はございましたが、今現在はほとんどこの立場に立つというところはなくなってまいりました。

現在の姿は、こういった姿でございます。先に中学校は何を目指してあるかを簡単に説明申し上げます。中学校の英語は、英語を聞くことになれ親しみ、初歩的な英語を聞いて話し手の意向などを理解できるようにする。聞く力ですね。二つ目、英語で話すことになれ親しみ、初歩的な英語を用いて自分の考えなどを話すことができるようにする、いわゆるスピーキングですね。三つ目、英語を読むことになれ親しみ、初歩的な英語を読んで書き手の意向などを理解できる。いわゆるこれはリーディングですね。四つ目、英語で書くことになれ親しみ、初歩的な英語を用いて自分の考えなどを書くことができるようにする。いわゆる書くこと、この四つです。先ほど私はそれを英語力と言いました。

それに対して小学校で目指すことは、こういうふうに今なっております。国際理解に関する学習の一環として外国語会話等を行うときは、学校の実態等に応じ、児童が外国語に触れたり、外国の生活や文化などになれ親しんだりするなど、小学校段階にふさわしい体験的な学習を行

うようにすること。具体的な活動としては、小学校段階にふさわしい歌、ゲーム、簡単なあいさつやスキット（寸劇）、ごっこ遊びなど音声を使った体験的な活動、ネイティブスピーカーなどとの触れ合いなどを積極的に取り入れ、外国語になれ親しませることや、外国の生活・文化に触れ、興味や関心を持たせるようにすることなどという、中学校でねらうことと小学校でねらうことはちょっとこの文章でその差異がわかっていただけかもしれません。

そんな立場が今大体主流といった中で、国の方でも小学校の英語教育をさらに積極的に進めようとしておりますけれど、瑞穂市では一歩進んだ取り組みをしていると自負しております。それは、全国的に見ても先導的な実践をしている生津小学校。この生津小学校は全国からの参観者が絶えないという学校でございますが、この生津小学校の実践活動を拠点として、市内の小・中学校の教員で構成している英語に親しむ教育推進委員会を核として、互いに自校の国際理解教育、また英語教育にどう具体的に生かしていくか、小学校と中学校の連携をどう進めていくか等を、常に交流し合い、各校で実践を積み重ねている。これが我が市の一番自慢ができるところであろうと思っております。この取り組みは、平成7年度、穂積町時代から現在も積み重ねております。

その英語に親しむ教育推進委員会が作成してきたものが今ここにありますが、これが穂積町時代のものがございます。市になりましてから今年3年目でございますので、こういった形で残ってきておまして、各学校の言ってみれば手引書という形になっております。この営みは今後も続けてまいりたいというふうに思っております。

なお、また開催案内は議員さん方にも御案内申し上げたいと思っておりますが、この11月24日金曜日、この生津小学校がまさに全国に向けて自主公表会を計画しております。御参加いただければ、言ってみれば我が市の小学校英語は全国的にもサンプルになっておるものがございますので、具体的な姿を見て、また御批評、御指導いただければと思っております。

〔8番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 堀孝正君。

8番（堀 孝正君） 今、今井教育長から小学校におけます英語教育について詳しく御説明をいただきました。安心をしたところでございます。

先ほど、その中にありましたように、小学校から話せる英会話をやっておる学校があったが、現在はほとんどないということでございます。これも、藤原正彦のベストセラーの「国家の品格」の中に書いてありますが、読み・書き・そろばん、そろばんはこれだけの計算機が発達しておりますのでどうかと思うんですが、やはり国語をしっかりと理解させて、そしてこういった話せる英語といったこともやられて、どうかこの瑞穂市の教育の中で読み・書きというのをしっかりと理解させて、そして徐々に小学校から中学校へということで、今、教育長が詳しくいろいろ述べられました。さらにしっかりと取り組んでいただいて、そういった効果をおさめて

いただきますようにさらにもうお願いをして、私の一般質問をこれで終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（藤橋礼治君） 議事の都合により、暫時休憩をいたします。

再開は3時10分といたします。

休憩 午後2時55分

再開 午後3時11分

議長（藤橋礼治君） ただいまの出席議員数は20人であり、休憩前に引き続き会議を開きます。

12番 松野藤四郎君の発言を許します。

松野藤四郎君。

12番（松野藤四郎君） 12番、民主党の松野藤四郎でございます。

通告に従いまして、2件について質問をいたしたいと思います。

1点目は、きのうの代表質問にもありましたように、地方公務員定数削減に関する市側のお考え。2点目は、持続可能な循環社会をつくるため市の施策はどうなっているかという、この2点について質問をいたします。

第1点の地方公務員の定数削減についての市の考え方につきましては、きのうの代表質問に引き続き、形を変えてしたいと思います。

小泉行政改革は、竹中総務大臣と一緒に、国・地方の公務員の定数削減に取り組んでおります。また国会においては、十分な審議・論議もせず、財政最優先を理由に一方的に勤労者をいじめているのが実態であります。間もなく小泉総理は退陣されますが、次の自民党総裁には安倍氏が有利だろうと言われ、この改革は引き継がれるものと思われまます。したがって、全国の各自治体はもちろん、当瑞穂市においてもこの国の施策を追従し、職員を削減するのにあの手この手で改革に取り組んでいるとお見受けいたしておるところでございます。

この瑞穂市の職員の勤務、あるいは福利厚生を含め、大変厳しいものが多々あります。職員の労働に関する条例については、地方公務員には憲法第27条第2項の法律の適用を受け、労働基準法第39条では年次有給休暇に関する規定を置いております。これを受け、瑞穂市職員の勤務時間、休暇に関する条例、これは第27号であります。この条例の中の第12条は年次有給休暇に関するものであります。在職期間に応じ日数は加算され、年間20日間の有給休暇が付与をされます。また、前年度残日数等を加算していくと、最大40日間の有給休暇となります。これは、地方公務員を含め、私も当時は3公社にございました。当時の3公社5現業でも同様の扱いとなっており、現在に至っていることは御承知のことと思います。

そこで、1点質問をいたします。まず、管理者を除いた平成17年度の職員の有給休暇の取得状況をお尋ねしたいと思います。

以下については一般質問席から行います。

議長（藤橋礼治君） 公室長 広瀬幸四郎君。

市長公室長（広瀬幸四郎君） 松野議員の御質問にお答えします。

一応、今管理職を除いたと聞いておりましたが、管理職を除いた人数はちょっと持っているもので、全部のやつでちょっとお願いしたいと思います。

有給休暇は一応 343人の職員対象ということで考えていただきまして、20日以上とった方が21人おります。15日以上が53人、10日以上が91人、5日以上が90人、5日以内が69人です。あとの方は派遣とか育休になっていますので、そういう方が19人おりますので、これは除外していただいて結構だと思います。以上でございます。

〔12番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

12番（松野藤四郎君） ただいま広瀬室長の方から御答弁いただきました。

ちょっともう1回、再度すみませんが、ひとつ筆記をしますのでよろしくをお願いします。

議長（藤橋礼治君） 公室長 広瀬幸四郎君。

市長公室長（広瀬幸四郎君） 20日以上が21人、15日以上が53人、10日以上が91人、5日以上が90人、5日以内が69人です。あと、派遣者と育休の方が19人お見えになります。以上です。

〔12番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

12番（松野藤四郎君） ただいま17年度の職員の有給休暇の取得状況についてお聞きしました。びっくりしておるんですが、瑞穂市の職員の皆さんは勤勉家だなあと、逆に言ったら、そういうふう思うわけです。この有給休暇の取得状況というのは、個人差といいますか、職場によってもかなりの差異が見受けられるというふうに思います。私も有給休暇の取得状況を職員の方にちょっと聞き取るような格好で聞きましたが、処理だけしているというような職員もおりまして、現実として、有給休暇というのは、働く労働者の唯一の権利ですよ。請求権というか、権利ですよ。この17年度の取得状況を見て、職場を預かる管理者としてどのようにとらえられているか、お尋ねしたいと思います、取得状況について。

議長（藤橋礼治君） 公室長 広瀬幸四郎君。

市長公室長（広瀬幸四郎君） 一応、取得状況につきましては、今職員 343人で約 400日与えておりまして、取得が 3,100日ぐらいです。それで、平均取得日数が9.09ということになっておりますが、その辺につきましてちょっと近隣の町村なんか調べてみましたら、大垣市で7日とか、そして本巣市で 8.6、基本的には 8.5日というような数字も出ておりますので、取得率につきましては世間並みかなというふうに考えております。

〔12番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

12番（松野藤四郎君） 当市の職員の平均が9.09と出ました。これは後ほど質問しますが、年次有給休暇を取得するのは労働者の唯一の権利ですけれど、では勤務成績の評価に影響するからとってとらない職員もおるわけですね。この職員の勤務評定というのは、職員の能力開発を目的として、職員の成績、能力等を正しく評価することであって、年次有給休暇を取得したからといって評価の基準にするということは、逆に言ったら管理者は職員から管理能力を問われるというふうに思うわけです。これは国も進めておるわけですが、有給といたしましたけど年次休暇にしてくださいね。年次休暇の取得については、年間の総労働時間というものがあるわけですね。年間総労働時間が1,800時間、これの達成、あるいは定着を図り、職場とその家族にゆとりをもたらし、職場生活と家庭生活、地域生活の調和を図るために取得をするということが書いてありますね。また、職員のリフレッシュ等が図られ、活力ある職場の形成に資するものであるから、積極的に取得するよう指導をされておりますので、業務に支障を来すことなく、また計画的な取得方法、環境整備等に努めていかなければならないというふうに思うわけですが、職員の取得促進に対する計画というものはあるのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 公室長 広瀬幸四郎君。

市長公室長（広瀬幸四郎君） 職員の判断に任せてとっていただいております。

〔12番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

12番（松野藤四郎君） 今のお話ですと、職員の判断にお任せするというふうになっているんですが、議員の控室の図書室でいろいろ調べてきましたんですが、管理者は毎月計画表をつくったり、職場内の応援体制の整備を図るとか、業務予定をできる限り早く職員に周知するとか、また特に夏においては、年次有給休暇を組み合わせた連続の休暇といったことを取得するよう努めなだめですよ。そして、管理職はみずからリーダーシップを発揮し、率先して休暇を取得するというような資料がございましたので、職員の判断に任せるというんじゃなくて、職員の健康、あるいは家庭といったものを勘案しますと、やはり管理者もリーダーシップを発揮して職員の健康に努めなければならないというふうに思いますが、再度御答弁をお願いしたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 公室長 広瀬幸四郎君。

市長公室長（広瀬幸四郎君） ありがたい言葉ですけど、「市民サービス」という言葉がありまして、市民の方の仕事を考えまして、それぞれの職員の判断で有給休暇をとっていただいております。

〔12番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

12番（松野藤四郎君） 何か、休むと仕事ができなくなるということですか。

議長（藤橋礼治君） 公室長 広瀬幸四郎君。

市長公室長（広瀬幸四郎君） 市民サービスに影響を与えないように休んでいただいているというふうで解釈していただきたいです。

〔12番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

12番（松野藤四郎君） 17年度の職員の取得の平均は9.09日というお話でしたね。この有給の取得状況は、古い資料ですが16年度の資料によりますと、これは全国の話ですが、平均取得日数は都道府県で11.4、指定都市で13.2、市区で10.7、町村で9.6日となっております。当市は9.09ということですが、この16年度の資料を見たとき、取得状況がよいといえますか、県、あるいは指定都市が我々瑞穂市より取得状況が大きいわけですが、こういった地方公共団体が比較的取得しやすい職場環境になっているというふうに私は感ずるんですが、ということは、県とか指定都市といったところには職員組合、県の今の裏金問題の職員組合も含めた話ですが、上部団体には職員組合があり、組長と、雇用とか福祉とか労働といったいろんな条件についてふだんから話し合いがされている、コンタクトがとれているというふうに思うわけです。したがって有給の取得もとりやすいんじゃないかと、このように思うわけです。当瑞穂市においては職員組合というものがあるというふうにお聞きをしておるわけですが、どのように位置づけをされているのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 公室長 広瀬幸四郎君。

市長公室長（広瀬幸四郎君） 職員組合の件ですけど、瑞穂市では公務員法に基づく職員組合はなく、互助会という、親睦会的な要素の強い組合だと思っておりますが、互助会という考え方をしておりますけど。

地方公務員法55条ですか、今言われているのは。その組合はありませんと言ってもいいですね。

〔12番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

12番（松野藤四郎君） 瑞穂市は瑞穂市の職員の考え方で、組合組織をつくるつくらないは別としまして、次に時間外の話をしたいと思います。

時間外の勤務については、職務上緊急性、あるいはその日の区切りといったもの、やむを得ない場合を除き、させてはならないというふうに思うわけですが、残業、あるいは超勤はきちんと手当をつけていただきたいというふうに思っていますが、時間外の勤務の管理というのはどのような形で行われているかと。自己申告制で行っているのか、管理者が職員に聞きに行つて、きょうはどうなんですかと、やりますかといった時間外の勤務の管理はどのような形でや

られているかというのをちょっとお聞きしたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 総務部長 関谷巖君。

総務部長（関谷 巖君） ただいまの御質問でございますけれども、時間外勤務につきましては、上司からの命令というのが基本でございます。現実の取り扱いは、職員から申し出があって、課長がそれを認めるというような形で取り扱っております。

〔12番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

12番（松野藤四郎君） 年次有給休暇の取得状況や時間外勤務についてお尋ねしたのは、きのうも市長さんからお答えいただきましたし、17年3月の一般議会の質問の中にもありました250名体制の話に影響するということを私は思っているわけです。職員の服務規程には、市民全体の奉仕者であることを自覚し、常に公共の利益のために誠実、公平かつ能率的な職務の遂行に専念しなければならないというふうに服務の中には明記をされております。それに沿って、地方公共団体、瑞穂市も含めてですが、瑞穂市の職員はきのう現在で355名ですが、毎日汗をかき、市民サービスに努めていただいているというふうに思っております。

ところで質問をいたしますが、地方分権の時代とって、国や県から各種権限や財源が移譲されてきていますね。したがって、業務量の増大や高度な各種サービスが求められてきておりますが、財政を最優先するのではなく、まずそこで働く職員の労働条件、あるいは働きやすい職場環境の整備をしなければならないというふうに思います。先ほど質問しました休暇の取得状況は9.09です。これを職員全員が20日間完全取得した場合、そして残業をしないと。要は上司からの命令でやるだけで、年間たくさんの時間外勤務はないと思いますが、そういった有給を完全に20日間とって、時間外も数少なく最小限にやった場合、これをクリアしていただきますと、現在もらっている市民サービスが維持できないというふうに私は感ずるんですが、行政としてどのように受けとめてみえるかをお尋ねしたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 総務部長 関谷巖君。

総務部長（関谷 巖君） 御指摘ございましたように、服務規程とか、そして地方分権によって国の方から大きな権限が与えられるのに伴いまして、業務もふえてきたんじゃないかという御指摘でございます。これは職員の定数にも大きく影響してまいります。業務が増大したから職員をそこへ配置するかというと、定数管理にも影響してまいりますので、今の現状の中で市民に対するサービスが落ちないように、検討を加えて進めてまいりたいというふうに考えております。

〔12番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

12番（松野藤四郎君） 的確な答弁だというふうには思っていないんですが、要は人員削減をす

るといことは業務の見直し、あるいは業務改善、効率化、これで削減ができるというふうなお考えだというふうに思っていますが、小泉さんは民でできるもの民でやればよいと言っておみえですが、民間でできるものは既に施設管理公社やみずほ公共サービス会社で実施しております。先ほどの西岡議員からも同様のよう質問がありまして、水道業務、あるいは窓口の住民票の関係といった仕事を切り出すようなことを言われております。

例えばこの住民票の関係ですと、公務員は守秘義務を与えられてこういう仕事をしておるわけですが、そういったものを果たして切り出しができるんかなあと一応疑問を思うわけですが、ひとつお願いしたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 公室長 広瀬幸四郎君。

市長公室長（広瀬幸四郎君） 今のアウトソーシングの話の中で守秘義務の関係でございますが、これは当然今やっている業務、いろんな会社にも委託しておりますが、それにつきましまして相手方にも守秘義務がございますので、それを遵守する前提で契約しております。

〔12番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

12番（松野藤四郎君） 時間の関係上細かくはできませんが、またいろいろの機会の中で聞きたいと思っておりますが、きのうのお話ですと、現業部門というのか、単純な業務といいですか、そういったところの見直しをしながら外へ出していくというような格好の御答弁でございました。その中には、幼稚園とか保育園の保育士が含まれるというふうに思うわけですが、幼保一元化、あるいは3歳未満児の受け入れ等、今後課題が山積をしていることは十分認めますが、全国的に見たときに、少子・高齢化時代ではあるが、当瑞穂市においては、幼児数については全国平均をかなり上回っていることは御承知だというふうに思っています。幼児を預かるといいますが、幼児教育等といったものはやっぱり公でやってほしいと願っている親さんもお見えということでございますので、こちら辺については大切にしていきたいと思っておりますし、またそこで働いている保育士、幼稚園児の教諭の方々の今後の人員体制とこの処遇といったものについても大変重要なことでもありますので、市側としてはどのようにお考えになっているか、お伺いしたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 総務部長 関谷巖君。

総務部長（関谷 巖君） 現業部門でございます保育士、そして給食の関係とか、そして消防職員等現業に携わる職員につきましましては、特に御指摘ございましたように、今は未満児の関係とか、障害児の関係とか、早朝の保育だとか、延長保育だとか、そういった申し出が多々ある中で、職員の配置を改めて、増員計画といったところも考えていかなければならないということで、御指摘がございましたように公の方でということでございますけれども、そういったことも含めて検討を加えておるということでございます。そういった現業関係の職員の増員につ

きましては、市民サービスを怠らないようにということで、増員計画も進めざるを得ない状況でございます。

〔12番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

12番（松野藤四郎君） 経常経費の30%も含めた話で、17年、18年、19年の最後には何らかの方向を示したいという先ほどの市長さんのお答えでしたので、この辺にしておきたいと思うんですが、地方公務員の削減というのは、職員の家族生活や職場の労働不安といったものを招くような人員削減はしていただいても困ると。市民サービスは絶対に低下をさせてはいけない、これが基本であり、私はここを強く要望し、ひとまず削減については質問を終わります。

次は環境問題の関係ですね。持続可能な環境社会をつくるため、市の施策、あるいは取り組みについて質問をするということでございますが、御存じのように、この20世紀の地球規模を見た場合、気温の上昇というのは0.6に達し、21世紀の平均気温の上昇は1.4から5.8になると言われております。その結果、降水量や豪雨の頻度がふえ、乾燥地帯はより乾燥し、水資源や食糧生産に重大な影響を与えると指摘をされております。例えば、グリーンランドや南極の氷が予想を超えた規模で崩壊をしており、また最近では昨年8月、アメリカ合衆国におきましてルイジアナ州を襲った「カトリーナ」ですが、これはアメリカ史上最も壊滅的な被害をもたらしたことは皆さんも記憶に新しいと思います。これらの災害は人々を苦しめるだけでなく、水資源と食糧生産に大きな影響を与えていることは大きな問題であります。このような状態が続けば、食糧生産が不安定になり、価格が上昇するばかりでなく、やがて世界の人々に食糧が行き渡らなくなることが予想されております。また、温暖化の原因として考えられるのは、例えば石炭、石油といった化石燃料を燃やすことによって炭酸ガスが多量に発生すると。また、地球全体で7億台の自動車が走っていると言われております。そこから発生するCO₂を初めとしたガスにより、地球全体が温まると言われております。

今、数例についてお話ししましたが、温暖化を防止するためには一人ひとりの自覚と、英知といえますか、知恵というものが大事だと。それによって地球を救うと言われておりますが、この一地方自治体の瑞穂市でございますけれど、当瑞穂市としてはこの温暖化に対してはどのようにお考えになっているか、お尋ねしたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 市民部長 青木輝夫君。

市民部長（青木輝夫君） 循環型社会をつくるために市はどのように考えているかということでございますけれども、循環型社会の基本は、いわゆる循環型社会形成推進基本法というものがありまして、それがもとになっているかと思っております。いわゆる廃棄物の減量、それからリサイクルを推進しまして、環境への負荷を抑えるという社会形成ということとっておるところです。

市の施策といたしまして、現在、ごみ処理容器の購入補助、また循環資源を再利用するための資源類集団分別回収奨励金補助制度、空き缶、ペット類の回収機の設置、そして集団でできない場合の美来の森での古紙の収集などを行っておるわけでございます。このような施策を今現在しているわけでございますけれども、そのようなリサイクル活動が少しでもできるように、機会をとらえまして啓蒙を行っていきたいと考えております。

〔12番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

12番（松野藤四郎君） 今、青木部長さんの方から市で取り組んでいる温暖化防止対策についてお話がございました。いろいろ施策をしていただいて、大変ありがたいと思っていますし、瑞穂市には瑞穂市容器回収システム実施要綱があるわけですが、これは容器の散乱をなくし、また資源ごみのリサイクル推進を図るものとして、当瑞穂市は早くからこれを導入されております。大変私は感謝をしているところでございますと同時に、今でも他の自治体から視察にお見えだというふうに伺っております。これはとても素晴らしい事業であると評価をするわけでございます。

この空き缶、ペットボトルの回収は、13カ所の28台あるというふうにお聞きをしております。年間で両方を足すと1,011万個とか、こういうお話をされております。これを、28台あるわけですが割りますと、36万個処理をしておるんですね。非常に膨大な数です。稼働率と云ったらいいんですか、もう100%近くだというふうにも思っています。これを1日当たりになりますと1,000個処理したことになるんですが、私が思うには、それだけ皆さんがそういった資源を大切にしたいという気持ちをお持ちでございます。この本庁舎のところにあります回収機を見ますと、平日も本当にたくさんの方が使っていると。土・日、あるいは休日になりますと、列をつくって並んでいる。回収される方は、いっぱいになりますと毎日やっておると。本当に稼働率がいいんですが、要はアルミ缶1個に対して市民の皆さんには1円ということで還元をされておりますし、その資源に対しては、市と云いますか、行政と云いますか、売り払い金というような格好で1,000万以上のお金が入ってくることを考えれば、もう少し設置場所等についても新しくふやすとか、増設をすとか、そういうようなことをしていただければという気持ちがあるんですが、お考えはどうでしょうか。

議長（藤橋礼治君） 市民部長 青木輝夫君。

市民部長（青木輝夫君） 今議員がおっしゃられたように、大体数でいきますと、ペットボトルが年間325万本、アルミ缶が461万本、スチール缶が225万本ということで、合計約1,000万本でございます。これだけの市民の方の御協力を得て回収をいたしているわけでございますけれども、現在13カ所にこの処理機を設置いたしておるわけでございます。これを職員に言いまして、その設置場所から1キロぐらいで円をかいてみようと言いましたら、大体13本の1キ

口範囲の円内で95%が大体ほとんど埋まるというような格好でございます。ですから、1キロぐらいなら健康のためにも歩いてでも行けますし、自転車でも行けますので、そこら辺のところは御協力願いたいという考えで、現状のとおり格好で進めたいと思っております。

〔12番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

12番（松野藤四郎君） 部長さんのお話ですと、1キロ円内に95%設置をされているから、当分の間はちょっと見合わせてほしいというふうのお話でございます。この機械を買いますと、部長さんのお話ですとクラウンを買うような値段のお金だというふうでございますけれど、先ほど申しましたように、市の方にもちゃんと缶類は売り払い金が入ってきますので、まるっきり出っ放しのお金じゃないものですから、ぜひともそこら辺をよく検討されてふやしてほしいなと思うわけですが、再度お願いします。

議長（藤橋礼治君） 市民部長 青木輝夫君。

市民部長（青木輝夫君） 私どもも思っていますのは、大体半径1キロで埋まっているから、大体これでカバーはしているんじゃないかなと思っております。それで、その1キロ内で例えばこの本庁舎の下のように、非常に利用者が多くて追いつかないという現状であれば、そこへ2台、3台というふうにつけ加えていくというような格好をとっていきたいなと。その収集ぐあいを見まして、対応をしてみたいと思っております。

〔12番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

12番（松野藤四郎君） 設置場所等、よく現場等の状況を把握していただきまして、御検討願いたいと思います。

特に最近では、地球環境を守るため、野外焼却の禁止という大変厳しい法律があるわけですが、それは廃棄物の処理及び清掃に関する法律であり、第16条の2以外の廃棄物は焼却してはならないと明記をされておるわけですが、我々市民としてはこの法の中身までは十分把握することはできません。どの廃棄物が焼却の例外扱いになっているかわからない状況であるというふうに思います。したがって、生活系で毎日出るごみについては、市の指定のごみ袋で対応しております。

台所等で出るものについてはごみ袋でやっておるんですが、家の周辺といいますか、そういったところで出ます草や落ち葉、あるいは道路側の草、あるいはあぜ道、こういったものについては例外対象であるということで、焼却をしてもよろしいというような法解釈をしておるわけですが、市民の皆さんは近所の方にいろいろ迷惑をかけたくないという配慮から、焼却をしなくて、ごみ袋を使用しておるという実態であります。このごみ袋の購入は、1枚30リットルは50円になるんですが、値段の前に、燃やしたらあかん、燃やしたらあかんという皆さんの意

識が高くなってきて、ごみ袋を使用する枚数が多くなってきているんじゃないかというふうに思うわけですが、ごみの処理の費用については、収集、あるいは委託料、それから西濃環境整備組合といったところへの負担金等が膨大でございますが、袋の値段に対して7倍か8倍近くのお金が出ていくわけですが、我々としてはごみ袋を一枚一枚買うということとはなかなか大変だということで、1組20枚入ったやつがありますね。市等を入れますと52カ所に置いてあると。そこで買ってくださいという内容ですが、20枚入りを30リットルですと1,000円で購入をするんですが、市の方へは手数料というような格好で入るわけですが、例えば固定資産とかいろんな税金を前納で払う場合に、減額というような格好で措置をされておるわけですが、1組20枚入りを買ったとか、2袋買ったとか、そういう大量に買った場合には何らかの市民への還元策がないかなあと思うわけですが、どういったお考えかをお伺いしたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 市民部長 青木輝夫君。

市民部長（青木輝夫君） ごみ袋を大量に買った場合にはいわゆる値引きをしたらどうかということだと思いますけれども、私どものごみ袋を買っていただくねらいといいますのは、ごみの減量をねらってごみ袋を有料化しているという点でございます。合併当時、北方も入ったときのすり合わせの中で、北方は100枚でしたかどうか、何かわかりませんが無料だと。穂積と巣南は有料ということでお話がありまして、ただにせいというお話がございました。そのときに出した統計でございますけれども、数字ははっきり覚えておりませんが、住民1人当たり出す分量というのは、倍くらいだのところが多いいという結果だったと思います。ですから、私ども考えておりますのは、いわゆるごみ袋というのは減量化に結びつけるということでございますので、安くするということができれば、かえって今度、逆に言えばごみをたくさん出してほしいというような方向にもとられるんじゃないかなという気がします。ですから私どもは、大体1袋いっぱいになりますと470円から500円の処理がかかりますので、これ相応の負担はしていただきたいということでございます。

〔12番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

12番（松野藤四郎君） やはりごみを出す人はそれ相応の責任があるというふうに思いますので、多少の負担というのはやむを得ないかなあというふうには思うんですが、また今後ともいろいろ御検討を願いたいと思います。

そうやってごみ袋で出せるものはいいんですが、例えばお庭の木を剪定すると、1センチから10センチぐらいのいろいろ出るんですが、私としてはこんな太い木の処理機は持っていませんが、1センチから2センチぐらいのチップ処理機といったものを購入したわけですが、ということは、野外焼却はだめですよという話を聞いておりましたし、広報にも載っています

ので、ひとつ協力せなあかなあと、地球に還元しなきゃあかなあという気持ちを持ってチップ機を買ったわけですけれど、こんな小さな枝ばかりじゃございませんので、剪定をしたときに10センチ近くの枝が出ますので、そういった処分に大変困るということでございますので、市で何らかのそういったアイデアといたしますか、施策をお持ちでしたらひとつお話を願いたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 市民部長 青木輝夫君。

市民部長（青木輝夫君） 庭木の剪定等やられて、その処理に非常に困るという話は前から聞いておりました。

この18年度の予算でお認めいただきまして、美来の森に破砕機を設置いたします。先般契約をいたしまして、11月ごろには稼働ができるかと思いますが、そこである程度の大きさのものまでできるようなもので破砕をして、そこで処分をしていきたいという考えをして今進めているところでございます。その破砕したものをどうするかということでございますけれども、持ってきていただいた方に対しては、無料で破砕をしていただいて、それから家へ持って帰っていただいて、ただにしていきたいと思います。そして、家の庭等に堆肥として使っていただいても結構かと思えます。どんな状況でやるかということは、現在設置しまして、その状況を見がてら考えてまいりたいと思えますので、またそれが決まり次第、広報等を通じまして周知をしたいと思っております。

〔12番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

12番（松野藤四郎君） 何か大型のチップ機といたしますか、裁断機を18年度に購入されたということで、使用については無料ですが、何か聞きますと、その裁断したものは家へ持っていくというお話でございます。これは家へ持って帰っていただいて自然に返すというような格好で、皆さんが協力をしていただければいいかなと思えます。

最後の質問なんですが、CO₂の発生源である化石製品、とりわけビニールが問題でございます。生活系の食料品等の梱包というのはすべてと言っていいくらいビニール製であるということでございます。そのビニールの処理については焼却扱いとなっており、ますます地球温暖化が進み、生態系を含め、環境悪化により地球は破壊されると言っても過言ではございません。自動車が世界で7億台走っておると言っておりました。CO₂等の発生によって地球全体が温まると言われておりますので、ある自動車会社においては、いずれはツゲが来るということで、環境の未来を考え、経営者の先見性と知恵によってハイブリッド車をつくった経緯がございます。経済の成長も大切ではあるかと思えますが、今後は行政がリーダーシップをとり、企業、消費者を巻き込み、持続可能な循環社会づくりを努力しなければならないと考えます。

今ほとんどのエネルギーというのは化石でございますが、やはりこれからは新しいエネルギ

ーを利用することが最も大切ではないかというふうに思うわけです。その一つが、太陽熱を利用した発電ということがあると思いますし、例えば山間地ですと、たくさんの雪が降って、雪氷熱利用といったこともやっている他の自治体が数多くございます。県下では6、愛知では33、三重では17で、県下の6では、大垣、下呂、多治見、中津川といったところが、新しいエネルギーを利用した家庭に対しては設備費の一部を助成するというようなことでございますので、瑞穂市も、資源というのは無限ではございません。有限であるとともに、新しいエネルギーといったものを使用される家庭等についての支援策というものについてのお考えはあるかということをお尋ねしたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 市民部長 青木輝夫君。

市民部長（青木輝夫君） 自然のエネルギーを熱、光等に変えるということは非常に前から行われている嫌いがあります。古くからいえば、家の屋根の上に水を上げて、それを温めてお風呂に使うというようなことも利用されているところもございました。そして、最近では光を電気に変えてやるというような、いろんなエネルギー政策が出てきているわけでございますけれども、一時、国等で非常に推進ということで補助金が出てきたわけでございますけれども、最近普及してきたということで、大分補助金も削減されてきたというようなことを聞いております。

それで、瑞穂市はどうするかということでございますけれども、瑞穂市としましては、つけていただく方にはどんどん推奨したいんですけれども、やはりそこら辺のところは自分で考えてやっていただくというのが一番ベターじゃないかと思っておりますので、現在のところ、そのようなことは考えていないのが事実でございます。

〔12番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

12番（松野藤四郎君） 出し抜けの質問といいますが、そこまで細かくはお話をしておりません問題ですので、すぐには答弁はできないと思いますが、ある労働組合では、エコアイデアコンテストといった募集をして、集まったアイデアとして、買い物袋を持参してレジ袋を使用しない、お風呂の残り湯を洗濯に利用する、エアコンの排水を植物や打ち水に利用するなど、身近なものが多くあったということでありました。また、エアコンの設定温度は28℃、ノー上着・ノーネクタイ、あるいは環境省のプロジェクト「チーム・マイナス6%」といったものに参加するなどの取り組みをしているということでございます。

それぞれ市民の皆さん方については既にこういったことを実施されているというふうに思うわけでございますけれど、この瑞穂市においては大型スーパー、あるいは各商店、多数ございます。レジ袋の消費量も多いというふうに思っております。したがって、企業や消費者の理解、協力をいただき、瑞穂市は全国に先駆けて買い物袋を持参して、レジ袋は使用しないといった

ような条例をつくっていただくと、日本一環境に優しい瑞穂市だと全国にPRできるわけですが、そういったお考えがあるかとお尋ねしたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 市民部長 青木輝夫君。

市民部長（青木輝夫君） レジ袋を使用しないという運動は今出ております。また、レジ袋の有料化というような話もちよこちょこ出てきているわけでございますけれども、いわゆる限りある資源を節約するということでございます。循環型の社会で3Rというのが言われております。この3Rと申しますのは、リデュース、リユース、それからリサイクルの三つでございますけれども、その中のリデュースの方の条例化でございます。この件につきまして、ケニアのマータイさんが今現在展開されております「MOTTA INAI運動」がございます。これも忘れかけておった日本語の言葉の一つでございますけれども、この持つ意味を考えまして、市民個人個人のマナーとして条例化するものでなくて、個々の心の問題としてとらえていくべきだと思います。このレジ袋だけでなしに、いつもお願いしておる犬のふんだってそうでございますけど、やはり市民一人ひとりの心がけが非常に大切じゃないかと思っております。そこら辺のところをしっかりと心がけていただければいいんじゃないかと思っております。

議長（藤橋礼治君） 本日の会議時間は、議事の都合によりまして延長いたします。

20番 広瀬捨男君の発言を許します。

広瀬捨男君。

20番（広瀬捨男君） 20番 広瀬捨男でございます。

傍聴者の方もちょうど今いなくなったんですけれども、議員の皆さん、2日間本当に御苦労さんでございます。できるだけ簡単にやりたいと思っておりますので、執行部の方から1回でいい回答をいただくことをお願いいたします。

議長の発言のお許しを得ましたので、通告に基づき、市道側溝の清掃等について、シルバー人材センターの充実について、下水道事業についての3点について質問をさせていただきます。

まず初めに、市道側溝の清掃等についてお尋ねをいたします。

現在、生活排水路及び市道側溝の清掃は自治会ごとに行われておるわけでございます。しかし、市道側溝の清掃で手作業等で困難な箇所については、市において外注で対応されているわけでございます。最近、自治会によっては核家族化、高齢化等により作業がなかなか不得手な方が多くなり、さらにはふたの重さが50キロ近いものから、大きいものは60キロのものが非常に多いわけでございますが、実際作業する場合は、大きなバールで一個一個片隅から全部取り外しておいて、そして側溝の土砂を除去し、再びそのふたをもとに戻すという作業が行われているところが多いと思っておりますが、非常に危険も伴いますし、自治会としても大変苦慮されているのが現状であろうと思っております。さらに、鉄の大きなバールを使用しますので、ふたに傷がついたり、美観上もよくないところが見受けられるわけでございます。

そこで第1点として、既に御存じだと思いますが、近隣の自治体においても側溝の清掃の外注が多くなっている傾向でございます。

次に第2点目として、側溝の上を自動車が通過するとゴトゴトと大きな音がして、夜遅いと非常に安眠妨害等になるわけでございます。以前質問をさせていただいたときに、ふたの音については試験的に採用していると。一部施工しておるが、何せコンクリートのふたのところへゴム板をつけると、接着剤等の関係もあってなかなか思わしくいってないのが実情であるというお話でした。近年、ゴム板と一体となった消音型のふたが開発されたので、新規の工事にはそれを採用しているということでありました。そこで、既設の側溝ふたを消音型へ移行する改良計画については、ふたの老朽化を見ながら導入を図っていきたいとの回答でございました。その後、改良計画等についてどんなふうに進められているか、お尋ねをいたします。

質問席に移らせていただきますので、よろしく申し上げます。

議長（藤橋礼治君） 都市整備部長 水野年彦君。

都市整備部長（水野年彦君） 側溝の清掃等の外注でございますが、瑞穂市におきましては、自治会の皆様には市内の側溝、あるいは水路清掃活動にはいつも大変御理解いただき、この場をかりまして厚くお礼を申し上げます。

御質問にもありましたとおり、道路の横断箇所等の危険なところにつきましては、今までどおり市で対応してまいりますが、側溝・水路清掃等につきましては、今後も市民の皆様方をお願いをしていきたいと考えております。また、年度初めの自治会長会議等におきましてもお願いしておりますが、側溝のふた上げ機、あるいは搬出用ダンプ、トラック等につきましてはいつでも準備をしておりますので、御活用をいただきたいと思っています。今後も大変お世話になります。一つの地域のコミュニティーの場として、また公共水路を極力汚さない意識の向上として御理解を賜りたいと思っております。

また、既設側溝のふたを消音型へ移行することについてでございますが、現在、新設の道路につきましては、四、五年前からですけれども、消音型、要するにゴム等がついたふたを使っております。既設のふたにつきましては、適宜、道路のセンターにあるとか、ふたの場所によって音がしますので、御要望等によりましてゴム等をつけるなりの対応をしておりますので、よろしく申し上げます。

〔20番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 広瀬捨男君。

20番（広瀬捨男君） 市長にお尋ねしたいんですが、御承知のように岐阜市は以前より道路側溝の清掃は完全外注だと伺っておりますし、今度合併した柳津町については、今年度はどうしてもやっていただくけど、来年度からは全面外注と聞いております。今提案をされている条例の中で、市長は思い切って乳児医療の充実ということで、義務教育修了まで、入院費のみだ

けれども、今までの考え方からいったら画期的なことをやられたわけだし、この間、新聞もいろんな面で財政はあるということですし、また危険を伴って、いろいろけがをしても正式に市の方へ出されない方もあるかと聞いておりますが、一応保険は、御承知のように自治会で行ったふぐあいについては保険がかかるということですが、それも遠慮している人がある。ひどければ出てくると思いますが、ひどいことがあっては本当に好ましくないんですが、そういう点もありますので、市長はそれについては、近隣の岐阜市等と合併して云々というようなことも、柳津町と合併してどうだとか、一番近いから岐阜市のことを考えていきたいということも言われたんですが、この件についての市長のお考えをお尋ねいたします。

議長（藤橋礼治君） 市長 松野幸信君。

市長（松野幸信君） 道路側溝といいましても、道路そのものが実は段々があるわけですね。端的なことを言いまして、最近ですと市道の認定をお願いしておりますけれども、分譲住宅なんかで二、三軒だけのえらい入ったのまで、はっきり言いまして市道なんです。そして、それにも全部側溝がついております。ですから、市道の側溝についてすべて市でやるということは、はっきり言いまして不可能だと思います。ですから、そのあたりは先ほど都市整備部長が申し上げましたように、横断側溝とか、そういう危険な箇所は市がやっておるということでございますけれども、そのあたりを逆に言うと、交通量の非常に頻繁なところとか、そういうふうなある程度までの物差しの見直しというか、見方を変えるということはある程度まで、時代の変化に合わせて必要な点はあると思いますけれども、基本的にはそれぞれの地域の方々でお世話になりたいという考え方であります。

〔20番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 広瀬捨男君。

20番（広瀬捨男君） 市長は、道路もいろいろあると言われるけど、確かに分譲住宅とかそういうところは、私費できちっとして市へ移管をされるというものは特例といたしまして、そういうものは今新しいですから、市道で、きちっと市の負担になっていると思っております。私の言っているのは、普通の昔からの村道で、特に地域によっては赤道と青道があって、狭いから青道を側溝にしたところなんかは大きいところが相当あるわけです。そんなものは市の機械を借りてもなかなか能率が悪いということで、どうしてもパールとか、そういう昔ながらの仕事の方が円滑に早くできるもんですから、そういう点ではそういうやれる人もだんだん、先ほど言いましたように少なくなったということは御存じだと思います。力ばかりじゃないわけですね。ちょっとした要領も要るし、下手にやっていると事故になるということで、それは時代の流れですので、今市長の言われた一遍にということはいかなくても、横断歩道じゃなくても、青道を伏せたところは真ん中に大きいのが通っておって、4メートルくらいという道路も、調べてもらえばわかるんですけど、その辺のチェックをして、どんなことはどんな、

例えば重さはどのくらいの何種類と決まっておるんでしょうけれども、そういうものはどのくらいだと調べられたような実績があれば部長の方で教えてもらいたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 都市整備部長 水野年彦君。

都市整備部長（水野年彦君） 恐らく古い水路の部分、昔は多分水路にふたをかけてあるところ、七、八十キロとか重いふたのところは一部あると思っております。その辺につきましてはとても人力では無理ですので、例えば私の方で業者を手配して、重機等を持ってくると。そのときに地域の方も、上げられたふたの部分について一緒になってやってもらうと。現在でもそんな形でやっているところもございますので、これは御要望いただいて、状況によって我々も、人力でいいのか、かえってそれが危ないのかということも判断しまして現在でもやっておりますので、そういうところがあればまた見せていただきまして、状況判断によって対応をしていきたいと思っております。

〔20番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 広瀬捨男君。

20番（広瀬捨男君） 十分把握していないということですが、水野部長は入ってからずっと穂積地区に見えたで、私はサラリーマンでいなかったもんですから、私らよりもずっと本当にお知りだと思っておりますので今の話も返ってきたんだと思っておりますけど、現実について、なかなかそういうこと言わずにやっているところが非常にありますので、今お聞きしましたので、自治会の方から組長さんと相談していただいてここはやれないとか、それから先ほど言いましたような生活雑排水の水路も、おかげさまで別府地区は大体複断面になっているんですけども、なっていないところも一部あります。それは勾配の強いところだでもまだとしても、複断面をやっている両側がずっと屋敷で上がらないということで、部長も御存じだと思うんですけど、ある地区で自治会長と部長の方へお願いをしたことがあるんですけども、上げた泥を上げるところがないとか、バケツで運んで50メートルも60メートルも動かすということも一部ありますので、そういうところはまたピットをつくってもらうとか、今検討しておってもらえると思っておりますけれども、側溝のふたの方はそれよりもまだ大変だと思っておりますので、そういう意見がありますので、そういう自治会がありましたら市の方へ相談するよにということでもあるし、その自治会長会議のときでも、困ってみえるところがあつたら連絡をしていただきたいというようなことで、極力市民の目線できちっと行政をやっていただきたいと思っております。

それでは、次にシルバー人材センターの充実について。

高齢化社会を迎え、豊かで活力に満ちた社会を維持し、発展させていくためには、高齢者が長年にわたって培ってきた知識や経験を生かして生き生きと活動できることが不可欠であり、その雇用機会や就業の機会を確保することは極めて重要な課題となってまいりました。市民の方々から、シルバー人材センターで働きたいという希望もあるようですし、また一方では、庭

の木の手入れや草取り作業等を依頼したいという方も多くあるようでございます。シルバー人材センターでの適度な就業が、一般高齢者に比べ、より多く働くことを初めとする社会参加活動を行っており、健康の維持や介護予防の効果を高めることが認められているわけでございます。

最近、行政の協力等もあり、調査で得られた会員の国民健康保険等の医療費データ及びアンケートの分析結果を見ますと、シルバー人材センターを通じて就業している会員の総医療費の推計値は、年平均に加算して35万 8,000円となっており、一般高齢者は年平均41万 8,000円と大きく差があるわけでございます。また、センターの会員であることで、1年間約 5,000人の要介護者の減少が見られる推計値も出ておるわけでございます。このことから推計をいたしますと、医療費は、全国のシルバー人材センターの会員が80万人、その全員で対象になるわけですが、全体で約 480億円、介護保険年間約37億円、あわせて年間約 517億円の医療、介護の財政軽減に寄与していると言われております。

それでお聞きしますが、シルバー人材センターは市の中では契約額も極端に低く、先ほど言いましたように、シルバー人材センターをもう少し充実して、収入ができるということもありますし、先ほど言いました健康にも寄与できるということですが、瑞穂市においては施設管理公社、みずほ公共サービス(株)、シルバー人材センターがあるわけでございますが、その辺のところの振り分けとか、そんな考え方を市長にお伺いします。

議長(藤橋礼治君) 市民部長 青木輝夫君。

市民部長(青木輝夫君) 現在、瑞穂市シルバー人材センターは福祉センター内にあり、活動をしてみえまして、平成17年度で作業件数が 239件、延べ 865人が活動をしてみえると思えます。現在の受け付け事務体制は隔日の受け付け状況でありまして、申込者からの問い合わせなど十分対応できていないのが現状かと思われまます。当初、私も言ったと思えますけれども、作業員の事故等による損害賠償などの問題から、施設管理公社において何とか対応できないかと検討をいたしておりましたけれども、民間事業への派遣ということがネックとなりまして断念をいたしたところでございます。今回、発足しましたみずほ公共サービス株式会社とのタイアップによります充実をさせたらどうかと考えておりまして、現在、職員に問題点の洗い出しを出させて、実現に向けて検討をさせているところでございます。みずほ公共サービス株式会社とのタイアップによりまして、1日置きの受け付け事務が、いつも公共サービスはありますので、そこら辺の問い合わせ体制が整いまして、会社がかむことによりまして、作業員の事故によります損害賠償の問題も解決がそこでできるんじゃないかなと考えております。そんなところで、現在職員に洗い出しを検討させているところでございますので、御理解をいただきたいと思えます。

{ 20番議員挙手 }

議長（藤橋礼治君） 広瀬捨男君。

20番（広瀬捨男君） 先ほどちょっと契約金額について聞いたかったんですけども、私の調べたあれでは、14年度から17年度までちょっと実績を聞き込んでみたんですが、これは当然県の協会の方にもデータは行っておるわけですが、確かに14年度から17年度は契約実績も延べ人員も大体比例して1.6倍くらいになっておるんですが、先ほど言いましたようにけた違いで、例えば岐阜市と大垣市は別ですが、そこら辺は契約金額が5億を超えている。あと市では、1億を超えてないというのは瑞穂市だけだと思います。御承知のように、補助対象団体になってないのが、市では山県市、瑞穂市、本巣市ですが、山県市はもうクリアを完全にしておるくらい、けた違いにいいんですけども、合併して間がないということで手続をとってないようですけども、補助対象団体になりますと、例えば市から500万出せば国の方から500万来るとか、そういう点では非常にそういうことを進めている自治体が多いわけです。この数字では、今件数を言われたんですが、上がってきたといいましても、契約金額だけでいきますと17年度710万ちょっと、14年度は453万、先ほど言いました岐阜市と大垣市は別格としましても、山県市でも1億4,900万、本巣市も1億1,200万ということで、あとはもうずっと市の場合が多いところがありますし、そういう点では、初めに官の仕事をやって民へ広がっていくという事はいいんですが、やはりこの場合は御承知のように、たしか平成10年ころから巣南町のシルバー人材センターはできたんじゃないかと思います、今助役さんが見えますであれですけども。そういう点で、細々ではないんですが、公の仕事を割と面倒見てもらっていたと思うんですが、これは岐阜県全部ですけど、公の仕事がやや少なくなって民の仕事がふえたということになっておって、これはこれで考え方なんですけれども、いずれにしてもやはり初めは公でカバーしていくというのが一番いいかと思います。そして力をつけていくと。

それで、先ほど部長の方からみずほ公共サービスを云々ということがありましたので、その中で保険については、シルバー人材センターは全国ネットで今80万人もおりますから、いろんな面で補助も相当取っておりますので、その掛ける保険については補助対象になっておりませんが、いろんな面で、よく聞いてみるとすばらしい組織になっておると思いますので、ここは株式会社がありますので、その辺のところを部長にはちょっと聞いたんですが、市長にお尋ねをするんですが、今後、請負制ですのでどんなふうに行っていくか、その辺のところの考え方をちょっと教えていただきたいと思うんです。

議長（藤橋礼治君） 市長 松野幸信君。

市長（松野幸信君） シルバー人材センターに対する考え方ということで、非常にこれ、はっきり言って難しいと思います。というのは、うちの場合のシルバー人材センターは、ちょっと失礼な言い方かもしれませんが、それぞれのお仕事をお持ちの方がその余暇を利用してされているというような性格の作業内容が非常に多いと見ております。そうしますと、一つの

ビジネスとして動かすということは非常に難しくなります。ですから、私はそういう意味で、そういう方々の働いていただく場所をつくるということも非常に大切ですので、今部長が言いましたように、公共サービスの中にそういう窓口を設けまして、その間の調整というようなことをするような形で育てていったらどうなんだろうかと、こんなふうに思うわけでございます。端的なことを申し上げまして、私は、現在の瑞穂市のシルバー人材センターと、今のお話のよその地域のシルバー人材センターとは、大分動き方につきまして、性格とか内容についても違いがあると思っております。

〔20番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 広瀬捨男君。

20番（広瀬捨男君） 確かに三つそろっているというところは少ないかと思っておりますので、その辺のところを今市長にお聞きしたんですが、やはり請負制ですといろいろあると思いますが、その辺のところをきちっと整理していただいて、先ほど冒頭に言いましたように、シルバー人材センターで働きたい、やってもらいたいという人がある。例えば町名は言えませんが、町から何々町シルバー人材センターと書いて瑞穂市へ来てみえるところもあるわけです。そうすると、それこそ何か市民としても、私だったら立場上もあるんですが、非常に恥ずかしいというか、そんなことがありますので、そしてまた法律的にも補助とかいるんなことでもありますので、それこそシルバー人材センターで保険は掛けてあるんですけども、区域外ということになると対象外ということになりますので、そういうことは、注文する方も悪いわけですけども、実際に立ち上がりが御承知のように遅かったもんですから、そういう頼みやすいところへ、それも市ならいいけど町から頼んでみえるという方もあるようですので、頼む方にすれば、市であろうと町であろうときちっとやってくればいいということですけど、その辺も含めて、いろいろとまだ立ち上がりですので、特に公共サービス（株）との関係はいろいろと市長も部長も勉強してみえると思っておりますので、しっかりと指導をして、ああシルバー人材センターもらなくなったんだなあということも含めて、3社ともに行かないかんと思っておりますので、どちらが落ちておってもいいかんと思っておりますので、そういう点はよろしく願いをいたします。

次に、下水道事業についてお尋ねします。

昨日の代表質問の堀さん、そしてきょうの熊谷議員、西岡議員からもお話がございましたので、市長の回答がありました件について、確認と一部質問をさせていただきたいと思っております。

市長は、水質保全是いろいろあるが、コストが安いということで、国の助成はコミ・プラは補助率が3分の1、公共下水道はほとんど2分の1ということは御存じなんですが、コミ・プラの場合は補助が処理場用地が該当でないとか、いろんな面で厳しい面もあろうかと思っておりますが、市長は建設費だけではないということで、汚泥を上げられたわけです。その前も、私いろいろお聞きしたときも汚泥が出ておりました。たしか6万円ぐらいするようなことをきのう言

われたと思いますが、先日、北方へ用事がありまして、北方の役場へちょっと寄ってみまして、資料ももってきてきたんですけれども、御承知のように、長い間汚泥は出ておらないのが実態でございます。それは市長も御存じだと思います。具体的には、平成12年8月13日から現在まで出ていないようでございます。そういう点を見ますと、汚泥だけとかいうことは、今後いろいろと検討していただく過程において、本当に大勢の見学者があるものですから、一般用にPRで物すごくたくさん冊子が印刷してあるわけです。承るところによると、ちょっとこのごろ少なくなったと思って、何で少ないかなと思ったら、特に北陸関係が早く聞きに見えて、北陸関係が、ほとんどとは言わないんですが、相当やられているところがみんな北方方式で、汚泥があまり出ないという方式で、そちらの方へ見学に行く人があるからということでもちょっと少なくなったけれども、本当に一時は多くて困りましたということで、たくさんの資料を印刷して、古いといかんもんで、毎年何か更新をされているようでございますが、私も1年ばかり行かなかったもんで、資料があなたのやつは古いよと言われて、ほかの資料もちょうどこいてきたんですが、そういう点で非常に進んだところがあるわけです。退職された松野部長もよく御存じだと思いますし、言ってみえたようですが、やはり私は県の方へ行ってもそれを知らなくて、こんなところへ来て、私の方は市町から上がってきたものをアドバイスするんだから、北方町へ行って見てきなさいというアドバイスを受けて、それが初めてだったわけですが、やはり汚泥は変わってきたなあという、特許ですので、名前についてはおるんですけど詳しいことは説明してもらえないんですが、要はバクテリアがお腹をすかせて、流量とかそういうものを調整して、また繰り返し食べさせるというようなことらしいんですけど、そんなことで、今後の下水道事業の参考に遠いところの市町も来るようでございますので、松尾部長はもと下水もやっておみえになったようにお伺いしておりますので、ぜひ執行部全体でいろんなことを前向きに考えていただきたいと思います。

そのことについて部長はどんなふうに、まだ今度かわられて間がないけど、前から見えたもんで、公共下水道については、合併が全然話のないころ、こちらにコミ・プラがあっとうわさがあったころに、いろいろとお宅へも聞きに行ったことがあるんですけども、公共下水道についてびっくりしたのは、「岐阜県はいかんね、流域下水をやらなかったで」と担当の係長か何か言われたことを覚えているんですが、本当によく、いい意味で旧巣南も勉強してみえますので、そこで課長も経験のようですので、ぜひ執行部一体になって、早急にいろんなことを抜本的に考え方を検討していただきたいと思います。

そのことについて、市長の方がいいですか。

議長（藤橋礼治君） 市長 松野幸信君。

市長（松野幸信君） 今のお話の件でございますけれども、現在の北方町の操業につきましては、今のお話のように特許があるとかいろんな話もありますので、あえてさわらないで答弁を

させていただきます。

コミュニティ・プラントでいくのか、公共でいくのかということで議論をいたしました当時としては、コミ・プラは一廃で処理するというので、汚泥は1トン1万円前後で処理できると。そして、産廃で処理していく場合には3万円程度、それも海洋投棄ということですから、施設処理じゃなくても3万円以上かかるという試算が出て、コストを計算しておりました。その後の技術の進歩とか、いろんなこともありますので一概には言えないと思いますが、現状で申し上げますと、現在私も巢南の特環で、汚泥は住友セメントで処理をさせていただいております。ですから、これは特殊な条件で処理をお願いしておりますが、それでも1万7,000円かかっております。それに結局あそこまでの搬出・搬入の費用が約1万円かかりますから、やはり2万7,000円ぐらい、今の巢南での汚泥は処理にかかっているというのが現実の姿でございます。ですから、これが今の北方の方式とかそういうものがうまく利用できればコストダウンできますので、逆にそういう問題については少し研究してみないかというふうには思いますが、そういう現状の姿があるということだけ御理解をいただいております。

〔20番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 広瀬捨男君。

20番（広瀬捨男君） 確かに公共下水の汚泥はそういうことで高いということですが、北方で別にこだわるわけではございません。日進月歩ですから、どこでもあちこちできていると思います。昔のイメージでコミ・プラはいいんだということでは、実態からいってもそんなにやっているところもないし、私も特別委員会にお世話になっておったんですが、キャッチフレーズとしては「安くて早い」と。そして、確かに工事を着工してから使用するには本当にいいんですが、工事費もそんなに安くないと。維持費なんかでも、公共下水だったら御承知のように本管の1メートルぐらいのものが通っておりますので、自然流水ということがあるんですが、コミ・プラの場合は浅いところを通っておりますので、どうしてもポンプで常にたまったらかえんならんとということで、ポンプも7個くらいは入っていると思いますが、そういう点では、いろいろと今市長も言われたんですが、いろいろな面で研究していただいて、そして広げていっていただくと。先ほど何か加入率がどんなくらいじゃないと次へ行かないと、ちょっと西岡議員のときに回答があったかと思うんですが、それと、おくれているのは処理場用地の確保ということも言われたかと思いますが、御承知のように岐阜市の西部といいましたか、曾我屋のところで川の3号地で、オール地下で、あれは岐阜市で設計からみんなやったように聞いておりますが、それをここでいうわけには、向こうはスタッフがおりますのでいいんですが、やはりそういう公共下水の利点もあるかと思っておりますし、こだわることもないとは思いますが、いろいろとよく研究していただいて、早急に計画を立てていただきたいと。1級河川がたくさんあるんだし、そういう中で土地もいろいろ3号地であるかと思っておりますので、そう

いう点も含めてよく研究していただいて、加入率が云々じゃないと次へ行けないということではなくて、もう少し前向きに検討していただきたいと思います。

それで部長にお尋ねしますが、考え方を市長には聞いたんですけども、ベテランの部長としてちょっとお聞きしたいんですが。

議長（藤橋礼治君） 水道部長 松尾治幸君。

水道部長（松尾治幸君） 下水道の担当部長ということで、広瀬議員さんにお答えします。

いずれにしても、コミュニティ・プラントの接続率、水洗化率が非常に低いということでございますので、私ども水道部といたしましては、大きな資本投資をしてございますので、水洗化率を高めまして利用料金を納めていただくようにということで、部といたしましては、アンケート等を取りながら一軒一軒回るような覚悟で水洗化率向上に努力したいというようなことを思っておりますので、よろしくをお願いします。

〔20番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 広瀬捨男君。

20番（広瀬捨男君） 市長にお尋ねします。

先ほどの西岡議員のときだったか、今後のいろんなことで、コミ・プラのことですけども、別府コミ・プラで加入金だとか下水道使用料云々という話があったわけで、その辺の考え方についてはどのような、下水道の使用料は何かあんまり安くなくて、岐阜県では一部の例えば下呂だとか、ああいう合併した新しい市のところで、中心は安いで、中心のほかの方でたまにここより高いところがあるかもわかりませんが、多いところではトップクラスだと思いますので、その辺のところの考え方を加入金も含めて、加入金はそんなに高くはないと思うんですが、特に使用料についてはずうっとでするので、ぜひその辺の考え方をお聞きしたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 市長 松野幸信君。

市長（松野幸信君） そのときにもちょっと申し上げましたけれども、使用料の計算は、85%程度の加入者の加入料金で通常の維持管理費と大体バランスがとれる単価ということで設定しております。ですから、他の町村が幾らだから幾らにするという形でははじいておりません。

それから加入金の問題は、私ずばり申し上げまして、流域をやられました笠松町さんのゼロというのは特別な状況ですけど、普通の一般常識の中でいえば格段に安いだらうと。特に端的なことを申し上げまして、巢南町さんの場合には特環においての加入金は35万円で設定しておられましたのが、今度この統一ということになりまして15万円ということで、大幅に下がっておるとするのも事実でございます。

〔20番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 広瀬捨男君。

20番（広瀬捨男君） それで、ちょっとお聞きしますが、私道のことについてですが、私道

で穂積町のたしか基準となっていたと、案ができておって、それはたしか日にちも書いてあったもんで生きていたと思いますが、合併によって上下水道審議会で検討していただいて、状況が非常に変わったと思うんです。例えば市長も町長時代よくいろいろと、いかに加入率をよくしようかということで、今の負担金も含めていろいろと決断をしていただいたわけですが、私道については、1.8メートル以下でも、あるいは雨水とか、そういう家庭雑排水のU字溝等がなくてもということに最終的には案としてなったと思うんです。それが今度、上下水道審議会で新市になってから検討していただいたのがやはり1.8メートル以上、そして現在の私道の中に雑排水の流れる側溝がなければいかんと。そして、さらに分筆をしていかなければならないということで、非常に厳しい状態になって、各地で担当部長、あるいは課長が担当も含めて詰めるときに、Aさんのところは写真を撮って、これは入れるよと言っておいたのが、下水が通ってからおたくはだめですよということが入ってきて、非常に住民の人から私自体も苦情を言われておるわけですが、1.8メートルと水路、U字溝がなくても言ったとき、たしか34世帯くらいはふえると思ったんですけれども、それがなくなったから34世帯はだめと。そのほかに、分筆登記がしてなければいかんということになったんですが、その辺のところを、細かいあれを私は出していかなんだもんですから、後でも結構ですけど、下水特別委員会の方でも結構ですけども、きちっとその辺のところを把握してみえたらいただきたいんですが。

議長（藤橋礼治君） 水道部長 松尾治幸君。

水道部長（松尾治幸君） 広瀬議員さんの私道に対する下水道管布設に関する事かと思いますが、現在私どもで事務取扱基準というのが策定してございます。その中に布設の要件ということで6項目ほど定めておりますので、この要綱の布設の要件第3条ということで、ちょっと全文を読ませていただきます。

布設の要件第3条、下水道管を布設する私道は、次の各号に掲げる要件を備えるものとする。

1. 私道の幅員が原則として1.8メートル以上で、両端、または一つの端が公道に通じており、一般的工法による工事施工及び維持・管理が可能であること。
- 2号につきまして、私道に路面の排水施設が施工されており、私道敷地が分筆されていること。
- 3号で、私道を使用しなければ公道に出入りのできない建築物の戸数が2戸以上であること。
- 4号で、前号による建築物の戸数が2戸の場合は2戸、3戸から6戸の場合は3戸、7戸以上の場合は2分の1戸以上が排水設備計画確認申請により接続の申し込みをしていること。
- それから5号で、私道の土地所有者が下水道管の布設を承諾し、下水道管の布設から下水道の用途が廃止されるまで、当該私道敷地を下水道管敷地として市に無償で貸与すること。
- 6号といたしまして、私道の所有権を譲渡し、または賃借権及びその他の権利を設定する場合は、譲り受け人、もしくはその他の権利を取得する者に対し、下水道管敷地の無償貸与を受け継がせる旨の確約ができることということで布設の要件を定めております。これは、新市になって基準を設定したものでございます。

〔20番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 広瀬捨男君。

20番（広瀬捨男君） 穂積町時代の私道等に対する下水道本管布設に関する事務取扱基準（案）として委員会で説明をされて、そしてこの基準は平成12年10月10日から施行するというものに、ほとんど今私が話したところが違うだけで、ただ戸数が例えば2戸は2戸だとか、それもふえております。そうじゃなかったです。そういう点で、きょうじゃなくていいんですが、何世帯くらいだめになったのかということ、このもとの基準に合わせて、それは参考になると思いますので、特に市長にお願いしますが、こういう条件を途中で変えるということは非常に信頼関係に基づきますので、下水道料金についても、いろんな公開質問状等々あったときも、浄化槽の維持費程度で近隣市町村の云々を考慮して決めるということは回答にもありませんし、その辺のところはやはりいろいろとよく前のことを考えてお願いをしたいと思います。

以上で質問を終わらせていただきます。

議長（藤橋礼治君） これで一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

散会の宣告

議長（藤橋礼治君） 本日はこれで散会をいたします。御苦労さまでございました。

散会 午後5時08分